

農業集落排水事業における
P F I 実施の手引き

平成 27 年 3 月

農林水産省農村振興局整備部農村整備官

農業集落排水事業における P F I 実施の手引き

目 次

〔はじめに〕	1
○改訂の経緯	2
○改訂のポイント	4
○定義	4
〔本編〕	5
第 1 章 農業集落排水事業における P F I 事業	5
1.1 P F I 事業（民間資金等活用事業）とは	6
1.1.1 事業概要	6
1.1.2 事業の効果	7
1.1.3 基本理念	9
1.1.4 5 原則 3 主義	10
1.1.5 事業形態	11
1.1.6 P F I 従来方式の事業方式	12
1.2 農業集落排水事業における P F I 事業	13
1.2.1 農業集落排水事業における効果	13
1.2.2 農業集落排水事業における事業形態	17
1.2.3 農業集落排水事業における事業範囲	19
第 2 章 農業集落排水事業における P F I 導入の手続等	23
2.1 実施体制	24
2.2 実施手順	28
2.2.1 民間事業者からの実施方針への提案	32
2.2.2 P F I 事業導入の検討	33
2.2.3 実施方針の策定・公表	39
2.2.4 特定事業の評価・選定・公表	47

2.2.5 民間事業者の募集・選定・公表	54
2.2.6 事業契約の締結	59
2.3 事業実施	62
2.3.1 事業の実施	62
2.3.2 モニタリング	65
2.4 契約解除	71
2.5 事業の終了	74

〔資料編〕	77
-------	----

第1章 PFI事業の詳細な解説 77

1.1 PFI事業の資金計画等	78
1.2 事業実施段階の体制	87
1.3 PFI事業の詳細な実施スケジュール	92
1.4 PFI運営権方式における情報の整備	94
1.5 PFI事業実施にあたっての国の支援内容	96
1.6 VFM算定にあたっての留意点	97
1.7 民間事業者の募集・選定・公表の詳細	106
1.8 PFI従来方式における契約締結時の留意事項等	114

第2章 農業集落排水事業における

PFI事業のモデルケース 119

2.1 PFI従来方式の実施方針例	120
2.2 PFI従来方式のVFMの試算例	141
2.3 PFI運営権方式の実施方針例	148

第3章 農業集落排水事業及び類似事業の

PFI事業実施例 173

3.1 加須市大越処理区農業集落排水事業	174
3.2 黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業	180
3.3 稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業	184

3.4	田原町新リサイクルセンター整備等事業	187
3.5	P F I 事業の実施状況	196

第4章 P F I 関係用語の説明・関係図書 197

4.1	関係用語の説明	198
4.2	P F I の関係図書（本マニュアルの参考図書含む）	200

第5章 P F I 関係法令等 203

Q	&	A	209
---	---	---	-----

はじめに

○改訂の経緯

我が国では、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図ること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対して低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、平成 11 年 7 月、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「P F I 法」という。）（平成 11 年法律第 117 号）が制定された。平成 12 年 3 月には、P F I の理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が策定され、これにより、P F I に積極的に取り組むとの政府の方針が明らかにされた。この方針を踏まえ、農業集落排水事業では、他の農業農村整備事業に先駆けて、平成 15 年度より P F I の導入を可能とした。

農村地域は、一般的に人口密度が低く、平坦地の割合が少ない等条件が不利な上、財政力の弱い地方公共団体が多いことから、コスト縮減などに一定の効果がある P F I の活用は、農村地域の污水处理施設整備を進める上で有効な手法である。しかしながら、実際に地方公共団体が農業集落排水事業において P F I に取り組んだ事例がなかったことなどから、事業主体をはじめとする関係者の執務の参考となるよう（社）日本農業集落排水協会（現（一社）地域環境資源センター）への委託により、「農業集落排水施設整備における P F I 実施の手引き」を平成 17 年 5 月に取りまとめた。

その後、平成 23 年度に民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するため、P F I 法が改正され、新たな P F I 事業方式である公共施設等運営権制度（コンセッション方式）が導入された。

また、平成 25 年 6 月 6 日には、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長に繋げていくため「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」（民間資金等活用事業推進会議決定）において、今後 10 年間で P P P / P F I の事業規模を 12 兆円まで拡大する方針が示され、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略-J A P A N i s B A C K-」においてもアクションプランを実行に移すことやコンセッション方式の対象拡大として上下水道事業への積極的導入を推進することが盛り込まれた。

このような中、農業集落排水事業の創設から約 30 年が経過し、施設の老朽化が進む中、今後は効率的な運営管理が必要となっていることから、農林水産省では、平成 26 年度に公共施設等運営権制度を組み入れて「農業集落排水施設整備における P F I 実施の手引き」を改訂するため（一社）地域環境資源センターに業務を発注し、有識者で構成される農業集落排水事業 P F I 効果検証調査委員会を設置し、委員より専門的見地から助言・指導を受け、「農業集落排水事業における P F I 実施の手引き」を作成したものである。

農業集落排水事業 P F I 効果検証調査委員会

【委員名簿】

(敬称略・五十音順)

所属・役職	氏 名	備考
特定非営利法人日本 P F I ・ P P P 協会理事長	植田 和男	委員
茨城大学農学部名誉教授	中曽根 英雄	委員長
N T C コンサルタンツ株式会社 開発事業部新規事業担当部長	中坪 秀彰	委員
加須農業集落排水 P F I 株式会社取締役	橋本 好弘	委員
黒部市上下水道部工務課係長	村椿 謙一	委員

【事務局】

一般社団法人地域環境資源センター集落排水部

○改訂のポイント

主な改訂のポイントは以下のとおりである。

- ・ 平成 23 年度の P F I 法改正を受けて、平成 25 年度に内閣府より示された「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を基に、農業集落排水事業に対して公共施設等運営権制度を活用する場合の留意事項などを新たに加筆した。
- ・ 公共施設等運営権制度は、施設整備ではなく運営等（運営、維持管理並びに企画）を行うものであることから、手引きの名称について、「農業集落排水施設整備における P F I 実施の手引き」から「農業集落排水事業における P F I 実施の手引き」に変更した。
- ・ 本編について、より解りやすいものとするため、必要なポイントを絞り込み、詳細な解説は資料編に記載した。
- ・ V F M の評価は、平成 26 年度に内閣府より示された「地方公共団体向けサービス購入型事業実施手続簡易化マニュアル」によれば、可能性調査段階及び特定事業の評価段階で定量的な評価を行うこととなっているが、V F M を評価するための作業量は膨大であり、作業の煩雑化を招くこと、また、他事業において実施していない事例が多いことから、V F M の評価は、特定事業の評価段階で行うことに変更した。
- ・ 農業集落排水事業における P F I 適用地区である「埼玉県加須市大越地区」の事例を加筆した。
- ・ 類似事業の参考事例として、実施中の黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業、稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業を追加した。

○定義

本手引きで用いる用語等については、以下のように整理することとする。

- ・ P F I 事業のうち、1.1.1 事業概要に記載のとおり、従来から取り組まれている「設計」から「運営」のうち一部若しくは全てを民間事業者と契約して実施する P F I 事業を「P F I 従来方式」とする。
- ・ 平成 23 年の P F I 法改正により創設された、事業運営等に関する権利を長期にわたって付与する「公共施設等運営権制度（コンセッション）方式」を「P F I 運営権方式」とする。
- ・ 農業集落排水施設について、地方公共団体が受益者から料金を徴収する場合を「使用料金」とし、民間事業者が受益者から徴収する場合を「利用料金」とする。

本 編

第 1 章 農業集落排水事業における P F I 事業

1.1 P F I 事業（民間資金等活用事業）とは

1.1.1 事業概要

P F I 事業（民間資金等活用事業）は、従来、地方公共団体が、施設の建設・維持管理・運営等を個別に民間に委託していたものを、一体的に長期に亘って民間事業者が資金・経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に事業を実施し、公共サービスの向上やトータルコストの削減等を図る手法である。

【解説】

P F I は Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称であり、従来、国や地方公共団体が行ってきた公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用することによって、効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法である（民間資金等活用事業）。

少子・高齢化、高度情報化の進展等をはじめとした社会環境の変化への対応や、多様化するニーズに対応した良質な公共サービスの提供の観点、厳しい財政状況のもと景気刺激策としての公共事業推進に対する期待などを背景とし、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「P F I 法」という。）が定められた。

（１）P F I 従来方式

従来から行っている一般的な公共事業は、「設計」「建設」「管理」「運営」をそれぞれ個別に民間事業者へ委託、地方公共団体自らが実施してきた。それに対しP F I 従来方式では、「設計」から「運営」のうち一部若しくは全てを、P F I 事業のために経営能力と技術的能力を有する民間事業者が設立する特別目的会社（S P C：P87～参照）と契約した上で、実施するものである。業務を実施するS P C又は単独企業^{（注）}は、出資会社又は建設会社・維持管理会社等に施工や維持管理等作業を委託し、業務を推進することになる。

（２）P F I 運営権方式

平成23年6月1日にP F I 法が改正され、施設資産を地方公共団体が所有したまま、地方公共団体と民間事業者が事業権契約を締結することで、民間事業者が施設経営権を獲得し、民間事業者が施設利用者から直接料金を徴収して事業を運営する公共施設等運営権制度（コンセッション）が創設された。

これにより、施設の「設計」「建設」を伴わなくても民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して実施できるようになるなど、P F I 事業の活用の幅が拡大されてきている。

（注）事業規模・事業費が小さい場合には、P F I 事業募集要件にS P Cの設立を要求していない場合もある。

1.1.2 事業の効果

P F I 事業は、事業コストの一層の削減や、より質の高い公共サービスの提供を行うこと、すなわち、「同一の公共サービスならば、より低い事業コストで提供すること」、「同一の事業コストならば、より質の高い公共サービスを提供すること」を目的に導入されるものであり、以下のような効果が期待される。

【解説】

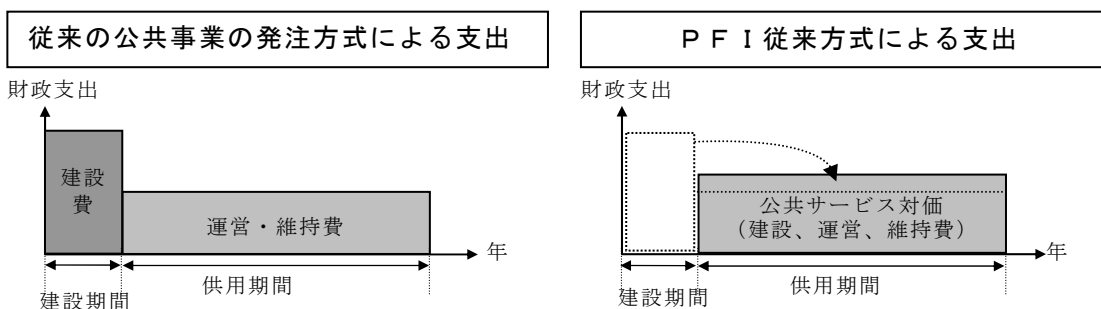
(1) 共通事項

1) 低廉かつ良質な公共サービスの提供

P F I 事業では、民間事業者の資金・経営能力及び技術的能力を活用して、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部が一体的に行われること、及び従来行われてきた事業手法において、基本的に公共側が負担していたリスクが公民により、民間事業者に適切に分担され、事業全体のリスク管理が効率的に行われることなどから、事業費の削減が期待されるとともに、民間の経営能力及び技術的能力を活かした良質な公共サービスの提供が期待される。

2) 財政支出の平準化

P F I 事業においては、地方公共団体が直接公共施設を整備した場合のように、施設の建設期間における大きな財政支出は発生せず、財政支出は契約期間全体にわたって平準化された形で、民間事業者に公共サービスの対価として支払うこともできる。



3) 公共サービスの提供における地方公共団体の関わり方の改革

P F I 事業においては、民間事業者の自主性や創意工夫を尊重しつつ、可能な限り民間事業者に委ねて事業を実施することから、地方公共団体と民間事業者の役割分担に基づく新たなパートナーシップが形成される。

4) 民間の事業機会の創出による経済の活性化

従来、国や地方公共団体等が実施してきた事業を民間事業者に移譲することから、国や地方公共団体しかできないとされてきた事業分野にも、民間事業者が新規参入するチャンスが生まれ、民間事業者にとって新たな事業機会が創出されることになる。

また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会が生み出されることも考えられるため、新規事業の創出等による経済の活性化に資する効果が期待される。

(2) P F I 運営権方式

P F I 運営権方式では、運営権を民間事業者に設定するが、運営権を財産権と取り扱うことから、P F I 従来方式と比べて下記の効果も期待できる。

1) 公的主体における効果

地方公共団体は、運営権者である民間事業者から毎年一定金額の運営権の対価を徴収することにより、施設収入の早期回収を実現できる。また、事業収支及び市場取引の動向により、保有する資産に損失が発生するリスク（マーケットリスク）について、公的主体から民間事業者への移転が考えられる。

2) 民間事業者における効果

運営権を独立した財産権とすることで抵当権の設定等が可能となり、資金調達の円滑化が図られるとともに、自由度の高い事業運営が可能となる。

3) 金融機関等における効果

運営権に対して抵当権の設定が可能になることで金融機関の担保が安定化するとともに、運営権が譲渡可能となり、投資家の投資リスクが低下することが考えられる。

1.1.3 基本理念

P F I 事業の基本理念は、以下の3つが挙げられる。

- (1) 民間からの公共サービスの調達
- (2) V F Mの達成
- (3) リスクの明確化と公民の適切なリスク分担

【解説】

(1) 民間からの公共サービスの調達

P F I は、従来、地方公共団体が実施してきた社会資本の整備や公共サービスの提供を、民間事業者に委ねる事業手法である。地方公共団体と民間事業者との役割分担を明確にするとともに、民間事業者に対する地方公共団体の関与を必要最小限に留め、民間事業者の有する技術やノウハウ、創意工夫等が十分発揮されるかたちで、公共サービスを調達する。

(2) V F M（支払いに対して最も価値の高いサービスの提供）の達成

P F I の根本には、V F M（Value For Money＝支払いに対して最も価値の高いサービスの提供）という考え方がある。

同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを提供する方を「V F Mがある」といい、もう一方を「V F Mがない」という。実際にP F I 事業として実施するかどうかについては、このV F Mが確保されているかどうかを、確認する必要がある。具体的には、地方公共団体と民間事業者とが提供するサービスが同一水準の場合は、事業期間を通じた地方公共団体の財政負担額が少ない方を、また、地方公共団体の財政負担額が同一の場合は、より質の高いサービスが提供できる方を採用することになる。

(3) リスクの明確化と地方公共団体と民間事業者の適切なリスク分担

地方公共団体がP F I 事業を実施するにあたっては、事故、需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等さまざまな予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）がある。

従来行われてきた事業では、これらリスクのほとんどを行政が負担していたが、P F I 事業では、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方が前提となる。このため、地方公共団体と民間事業者がリスクを明確かつ適切に分担し、それぞれの役割を契約で規定することが必要となる。

1.1.4 5原則3主義

P F I 事業においては、P F I の基本理念や期待される効果を実現するために、P F I 基本方針^(注)における5つの原則（公共性原則、民間経営資源活用原則、効率性原則、公平性原則、透明性原則）と3つの主義（客観主義、契約主義、独立主義）に基づいて、事業を進めることが求められる。

（注）民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）

【解説】

（1）5つの原則

1）公共性原則

公共性の原則により、従来専ら地方公共団体が整備してきた公共性の高い事業も、幅広くP F I 事業の対象とすることができる。

2）民間経営資源活用原則

従来、地方公共団体が行ってきた公共施設の建設・維持管理・運営を民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して行うことは、P F I の基本的な趣旨である。

3）効率性原則

民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に社会資本の整備を実施することとされている。

4）公平性原則

特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されることである。民間事業者の選定過程で、ある民間事業者からの地方公共団体への質問に対する回答については、他の応募事業者にも公表し、公平性を確保することなどが求められている。

5）透明性原則

特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて、透明性が確保される必要があり、民間事業者からの発案への対応をはじめ、各段階で公表するよう規定されている。

（2）3つの主義

1）客観主義

各段階での評価決定について、客観性を担保することが求められている。

2）契約主義

公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文化し、当事者の役割、責任分担等の契約内容を明確にする必要がある。

3）独立主義

事業を担う企業体は、P F I 事業の安定継続を図るため、親会社との法人格上の独立性又は事業部門における経理区分上の独立性を確保することが求められている。

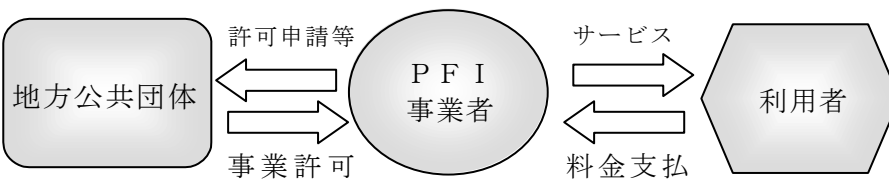
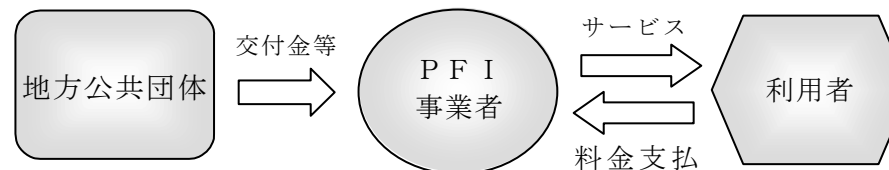
1.1.5 事業形態

P F I 事業の基本的な形態は、以下の3つに分類され、事業を実施するにあたっては、これらの形態を参考として事業計画を構築することになる。

なお、P F I 従来方式において交付金等を活用し施設を整備する場合はサービス購入型で実施されるのが一般的である。

【解説】

P F I の事業形態

事業形態	概 要
サービス購入型	・ P F I 事業者が公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、地方公共団体はそれら一連のサービスの購入主体となる。 ・ P F I 事業者は、地方公共団体からの支払いにより事業コストを回収する。 ・ 現在この形態が、P F I の主流となっている。 
独立採算型	・ 地方公共団体からの事業許可に基づき、P F I 事業者が、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を行う。 ・ 利用料金等の利用者からの収入によって、事業コストを回収する。 ・ 地方公共団体の関与は、計画策定・認可・法的手続き等の実施に限定される。 ・ プロジェクトのリスクは、完全に地方公共団体からP F I 事業者に移転される。 
混合型	・ 地方公共団体と民間事業者の両方の資金を用いて公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を行うが、事業の運営は民間主導で実施する。 ・ P F I 事業者は地方公共団体からの資金と、利用者から利用料金を徴収して事業コストを回収する。 ・ 回収できない部分について、地方公共団体が交付金等により費用負担を行う。 

1.1.6 P F I 従来方式の事業方式

P F I 従来方式の事業方式は、施設の建設・所有形態により分類され、代表的な方式としては、B T O方式、B O T方式、B O O方式、R T O方式及びR O T方式が挙げられる。

交付金等を活用し、サービス購入型で施設を建設する場合は、施設を公共側が所有するため、B T O方式が一般的である。

【解説】

事業の建設・所有形態による分類（代表的な方式）

方式	特 徴
B T O (Build Transfer Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、その施設の所有権を地方公共団体に移管(Transfer)した上で、民間事業者がその施設の運営(Operate)・管理を行う方式である。
B O T (Build Operate Transfer)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)し、契約期間にわたる運営(Operate)・管理を行い、事業期間終了後(資金回収した後)、地方公共団体にその施設を移管(Transfer)する方式である。 ・民間事業者による事業資産の所有が、制度上可能な場合に成立する。
B O O (Build Own Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行って施設を建設(Build)し、そのまま保有(Own)し続け、運営(Operate)・管理を行う方式である。 ・施設の譲渡は行わず、民間事業者が保有し続けるか、もしくは事業終了後に撤去することになる。
R T O (Rehabilitate Transfer Operate)	・民間事業者が自ら資金調達を行い、既存の施設を補修(Rehabilitate)した後、その施設の所有権を地方公共団体に移管(Transfer)した上で、一定期間運営(Operate)を行う方式である。
R O T (Rehabilitate Operate Transfer)	・民間事業者が既存の施設を補修(Rehabilitate)し、一定期間運営(Operate)後に、地方公共団体に移管(Transfer)する方式である。

内閣府^(注)によると、平成24年末時点のP F I事業の事業方式は、B T O方式が72%、B O T方式が13%、B O O方式3%、その他方式12%となっている。

(注) P F I事業の実施状況(平成26年6月)内閣府民間資金等活用事業推進室データより

1.2 農業集落排水事業におけるPFI事業

1.2.1 農業集落排水事業における効果

農業集落排水事業にPFI事業を導入した場合の効果は、以下の5点が挙げられる。

- 1) 建設コストの縮減
- 2) 建設工期の短縮
- 3) 維持管理・運営費の削減
- 4) リスク管理の効率化
- 5) 行政コストの削減

PFI従来方式において、特に事業効果が大きいものとして、1)、2)が挙げられる。

一方、PFI運営権方式では、運営権を民間事業者に委ねることで特に3)、4)で効果が発揮するものと考えられる。

また、PFI事業の導入により、行政側に対しての効果だけではなく、施設利用者並びに民間事業者に対しても効果があることから、PFI事業は地域の活性化を図る上でも有効な手段であると考えられる。

【解説】

(1) PFI従来方式

1) 建設コストの縮減

一括発注による施設の設計・建設、性能発注方式による建設及び民間の新技術の導入によるコスト縮減でVFMが確保されるとともに、民間資金の活用により、従来行われてきた事業による整備と比較して、より少なくかつ平準化された財政負担で、施設整備、維持管理・運営を実施することが可能である。

【コスト縮減例】

- ① 一括発注による作業・施工管理の効率化（諸経費の縮減）
- ② 資材の一括購入による資材単価の低減
- ③ 施工や維持管理を念頭においた合理的な設計
- ④ 新しい処理方式等の新技術の導入

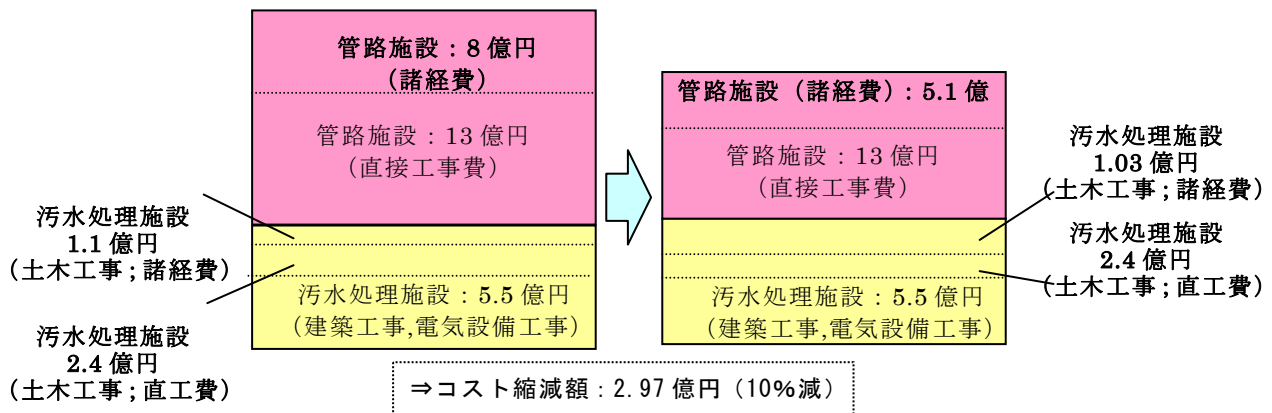
【参考：一括発注に伴う建設コスト縮減の試算例】

一括発注により、作業・施工管理の効率化図られることから、技術管理費、営繕費等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費が縮減される（発注ロットが大きい程、諸経費率は小さくなる）。下記は直接工事費が同じ場合の試算例を示す。

【従来の公共事業の発注方式】(総額 30 億円)

管路施設：20 工区分割発注

污水处理施設：土木、建築、設備分割発注



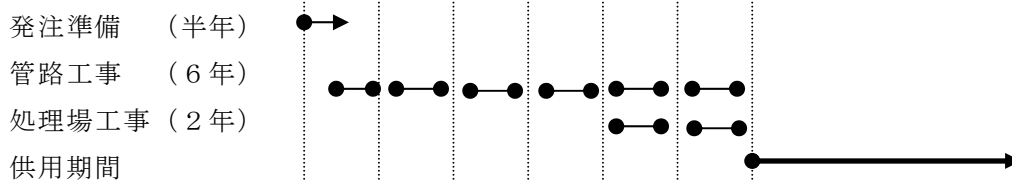
また、P F I 従来方式により農業集落排水の施設整備を行った、加須市大越処理区農業集落排水事業では、市が V F M で算出した予定価格と契約金額を比較すると約 21%（約 4.6 億円）の縮減が図られている。

2) 建設工期の短縮

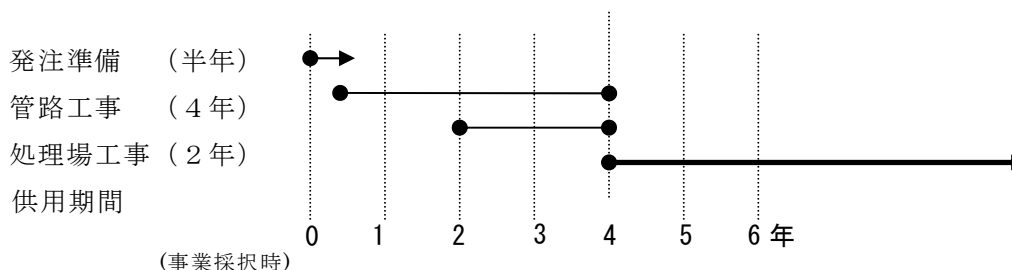
一括発注による施設の設計・建設をした場合、従来行われてきた事業と比較して、段階ごとの調整等の期間が不要なこと（工事発注作業等に要する期間が不要になる）、1 年を通じた建設等により、設計から施工に至る期間が縮小されることから、サービス提供開始の早期化が可能である。

工期比較例

【従来の公共事業の発注方式】



【P F I 従来方式】



また、加須市大越処理区農業集落排水事業では、P F I での契約工事工期と実績工期を比較すると約 26%（10 ヶ月）の縮減が図られた。

3) 維持管理・運営費の削減

P F I 事業では、民間事業者による新技術等の積極的な導入等により、設計段階から維持管理・運営費を考慮した施設整備を実現することも可能であるため、維持管理・運営経費の削減が期待される。

4) リスク管理の効率化

農業集落排水施設に対して、民間事業者が日常の保守点検を基に修繕等の維持管理を行うことから、リスク管理の効率化が図られる。

- ・ 不測の事故が発生した場合等のリスクに対して、二次被害の防止等に必要な初動対応が迅速にできる。
- ・ 日常の保守点検作業を基にした適切な修繕等の実施による施設の機能の保全を効率的に行うことができる。

5) 行政コストの削減

従来行われてきた事業の発注方式では、工事発注や維持管理等の委託など手続き等のため毎年、相当量の作業を要することから、専任の職員の配置等が必要であるが、P F I 従来方式では当初事業に係る手続等に作業を要するものの、P F I 事業実施後は、年度ごとの発注作業が不要となるなど、行政コストの縮減が見込まれる。

【行政側以外の効果】

○ 利用者側

建設工期の短縮により、サービスを早期に受けることが可能となるとともに、民間の経営能力及び技術的能力を活かした低廉かつ良質な公共サービスの提供が受けられる。

○ 民間事業者

長期の契約であることから、事業を実施する民間事業者は、長期的な経営戦略が立案可能である。

また、専門技術者の育成等の人材の確保が可能である。

(2) P F I 運営権方式

P F I 運営権方式における民間事業者の業務範囲については、P F I 法第 2 条第 6 項において「公共施設等について、運営等（運営、維持管理並びに企画）を行う」とされている。したがって、P F I 運営権方式においては、民間事業者は農業集落排水施設の維持管理マネジメント（施設保全計画・管理、労働安全衛生管理、危機管理等）、改築更新等に係る企画及び P F I 法第 23 条に基づく利用料金の運営権者収益としての収受等の業務を実施することができる。

このため、民間事業者のノウハウを活かした維持管理業務や更新業務の効率化が可能となるほか、自らの創意工夫と責任で事業運営を安定化させることが可能であり、少ない財政負担で集落排水事業の運営が可能になるなど、3) 維持管理・運営費の削減や 4) リスク管理の効率化の面で特に効果がより発揮すると考えられる。

【民間事業者のノウハウを活かした取り組み事例】

- ① 省エネ機器の導入や省エネ運転による電気代の削減
- ② 遠方監視による維持管理費の削減
- ③ 処理施設での未利用用地や建屋の屋根を活用した太陽光発電
- ④ 接続率の低い地区での接続率向上の施策
- ⑤ 施設ごとに長寿命化に資する修繕や改築を適期に実施

方式		P F I 従来方式	P F I 運営権方式
項目			
スキーム図			
業務内容		性能発注による建設（改築含む）＋維持管理	性能発注による建設（改築含む）＋維持管理 ● P F I 法において「公共施設等について、運営等（運営、維持管理並びに企画）を行う」とされていることから、包括的民間委託での業務に加え、「維持管理マネジメント」や「施設保全計画・管理」等も実施可能。 ● 内閣府ガイドラインにより「建設」及び「施設の全面除却を伴う改築」を除く業務を行うことができる。
委託期間		設計・建設期間＋15 年程度が一般的	上限に法令上の制限なし
資金	建設	交付金（国費）＋民間資金	—
	維持管理	集落排水施設管理者から民間事業者へ支払	民間事業者が施設利用者から利用料金を徴収

※ 第 5 回 下水道施設の運営における PPP/PFI の活用に関する検討会（平成 25 年 7 月 2 日）配布資料を基に作成

1.2.2 農業集落排水事業における事業形態

農業集落排水施設の場合、建設を含むPFI従来方式は、「サービス購入型」の事業形態が採用されるのが一般的である。

一方、PFI運営権方式は、運営権者が利用料金等を収入とし、運営、維持管理、改築更新等の業務を実施するため「独立採算型」の事業形態となるが、施設の利用状況等にあわせて「混合型」や「指定管理者制度等との組み合わせによる方法」を含めて適切な形態を検討することが重要である。

【解説】

(1) PFI従来方式

農業集落排水事業は、施設の建設に多額の費用が必要であるため、建設費に掛る全ての費用を利用料金の収入のみで賄うことは困難であり、建設にあたっては、交付金等を活用することが想定されることから、建設を含むPFI従来方式では「サービス購入型」の事業形態を採用するのが一般的である。

なお、内閣府^(注)によると、平成24年末時点のPFI事業の事業形態は、サービス購入型が73%、独立採算型が5%、混合型が22%となっている。

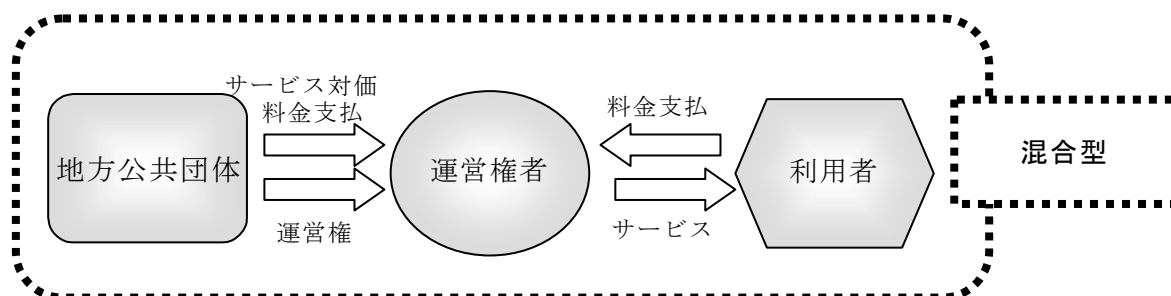
(注) PFI事業の実施状況(平成26年6月)内閣府民間資金等活用事業推進室データより

(2) PFI運営権方式

PFI運営権方式では、独立採算型が基本となるが、農業集落排水施設への接続率が低調に留まると経費回収率が低くなる農業集落排水施設では、利用料金のみでは事業運営が困難な場合、以下のような実施方法が考えられる。

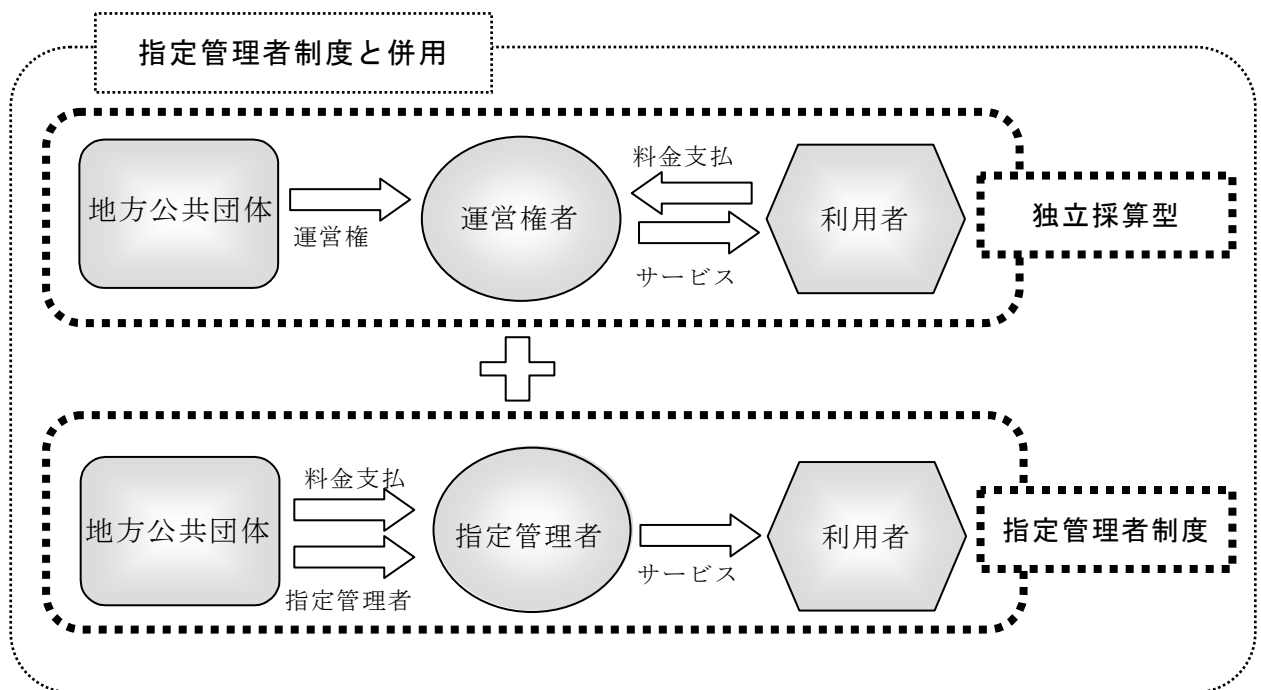
1) 不足が想定される財源を地方公共団体が補填（混合型）

利用料金だけでは事業運営が困難な場合、地方公共団体が、不足が想定される財源を一般会計繰出金により補填し、事業運営する方法。



2) 独立採算の範囲を限定して、指定管理者制度と併用（独立採算型）

利用料金のみで事業運営が可能な部分を独立採算型で行い、それ以外を指定管理者制度で行う方法。



なお、PFI運営権方式は、施設の建設を含めたPFI従来方式と組み合わせることも可能であり、農業集落排水事業におけるPFI事業の導入にあたっては、利用者の利便性や円滑な事業実施等に配慮した最適な事業形態を地方公共団体の判断で選択していくことが重要である。

1.2.3 農業集落排水事業における業務範囲

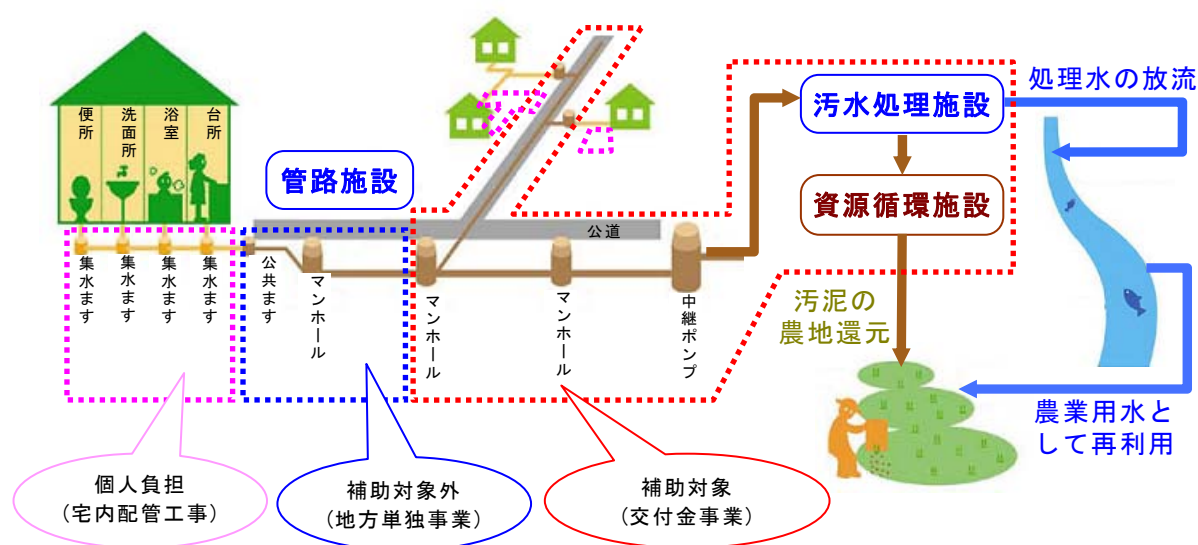
農業集落排水事業におけるPFI事業の業務範囲は、農業集落排水事業の交付金の対象施設に加え、宅内配管等の付帯施設を一体的に整備するなど、事業の枠組みの視野を広げることにより、民間事業者の手腕やアイデア等を生かせる余地を広げ、PFIのメリットを発現させるとともに、広範な公共サービスを提供することが重要である。

【解説】

(1) 共通事項

農業集落排水事業のPFI事業では、農業集落排水事業の交付金の対象範囲に加え、事業対象外である末端管路施設、宅内配管施設も含んで機能が発揮されることから、農業集落排水施設だけではなく、宅内配管や有機性資源の利活用を図ることによって、効率的・効果的な事業を実施することも考えられる。

農業集落排水施設の範囲



【農業集落排水事業の交付金の対象施設】

- ・ 末端受益戸数2戸以上の管路施設
(集水管、公共污水ます、マンホール、中継ポンプ施設、雨水排水施設等)
- ・ 污水処理施設、管路施設、資源循環施設等
- ・ 付帯施設 (污水処理施設の維持管理に必要な施設、管理道路、照明等)

【地方単独事業の対象施設】

- ・ 末端2戸未満の管路施設

【個人負担となる施設】

- ・ 私有地内の管路、集水ます、合接ます等

農業集落排水施設の管理に係る最終的な責任は、地方公共団体が負うこととなる。

地方公共団体の責任には、農業集落排水施設の資産としての所有や、事業計画の策定、交付金に係る手続きや会計検査の受検、各種命令等公権力に係る業務、農業集落排水施設条例や実施方針に関する条例の管理が含まれることとなり、P F I 事業においても、地方公共団体が農業集落排水施設の管理に係る最終的な責任を負うことは変わらないものであり、地方公共団体は民間事業者が行う業務が適切であるか、監視評価する技術が求められる。

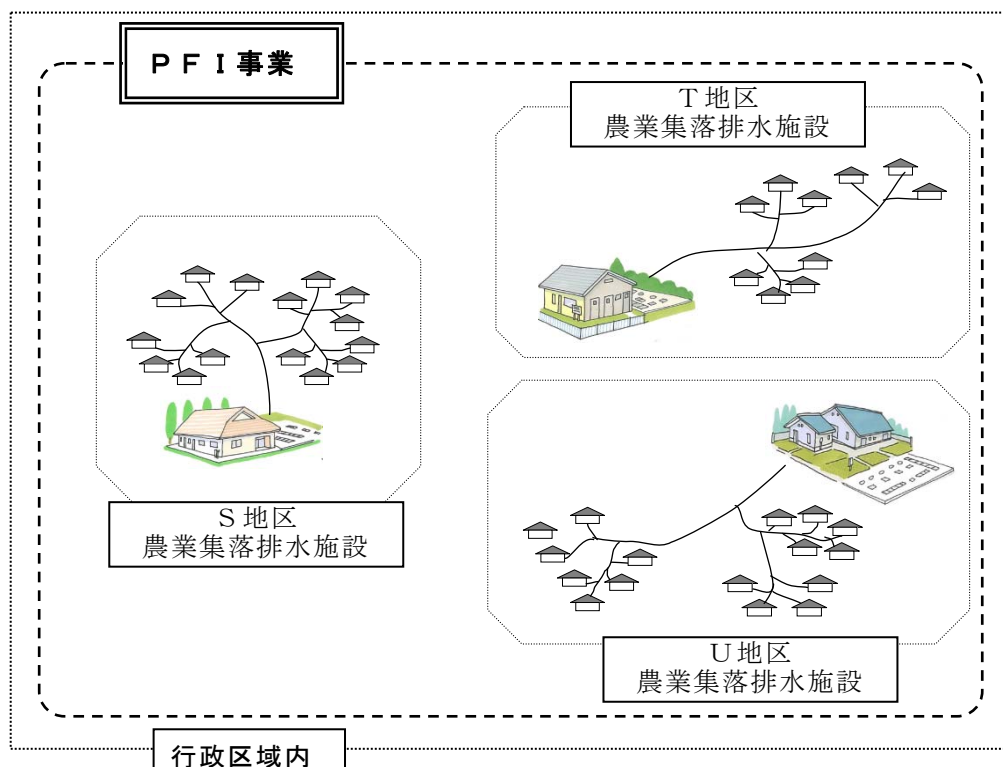
したがって、P F I 事業の業務範囲や分担するリスクについては、農業集落排水施設管理に係る最終的な責任が地方公共団体側に残存することを踏まえて、地方公共団体と民間事業者の人員体制や実行能力を考慮して検討を行う必要がある。

(2) P F I 運営権方式

施設の建設を伴わないP F I 運営権方式の場合では、次図のようにP F I 事業の範囲を地方公共団体の行政区域内まで拡大することで、①既に整備されている市町村内にある複数の処理区を一体的に運営管理する方法や、②維持管理作業が類似する、下水道や浄化槽と一体的に運営管理する方法といった広域的なサービス提供を行うことも可能である。

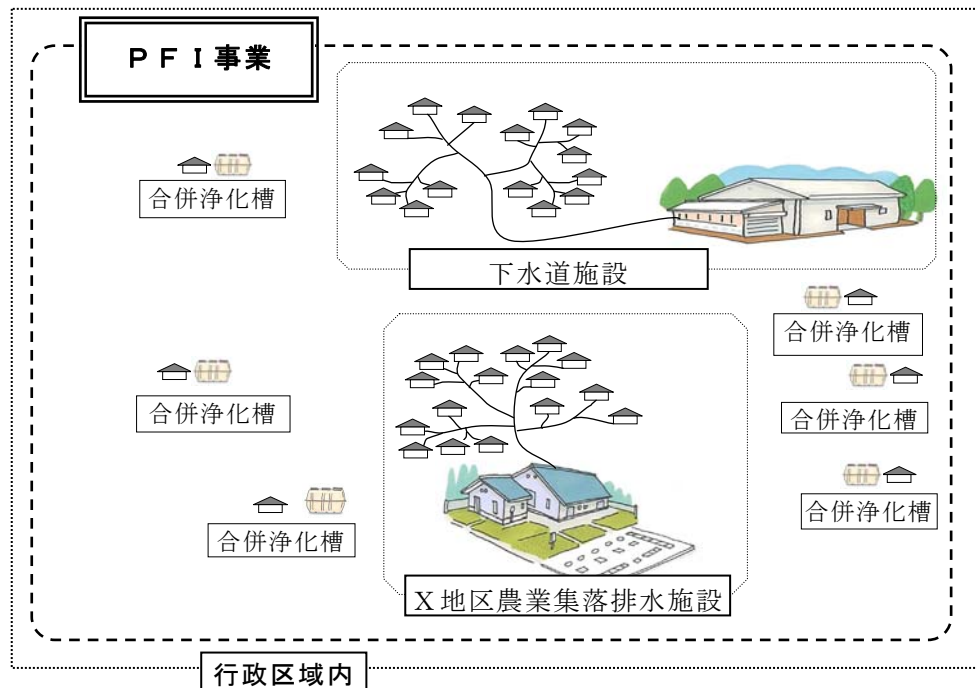
【①市町村内にある複数の処理区を一体的に事業実施する方法】

P F I 事業の範囲を地方公共団体の行政区域内まで拡大し、市町村内にある複数の農業集落排水施設を一体的に実施する。



【②維持管理作業が類似する、下水道や浄化槽と一体的に事業実施する方法】

P F I 事業の範囲を地方公共団体の行政区域内まで拡大し、維持管理作業が類似する下水道施設や合併浄化槽施設と一体的に実施する。



また、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）では、運営権者は運営事業として、「建設（改築含む）」及び「施設の全面除却を伴う再整備」を除く業務を行うことができることとされている。管理者である地方公共団体が実施可能な改築業務の範囲については、具体的には地方公共団体が判断すべきものであるが、いくつかの考え方が示されている。

一例として「水道施設の総体（水道法に基づき水道水を供給するために必要な、取水から給水に至るまでの全ての施設）に運営権を設定した際、管路や浄水施設等の増改築を実施した場合には、これらの管路や浄水施設等についても、既存の運営権を及ぼすことが可能」としている。

農業集落排水事業においても、管路から汚水処理までの施設に対して一体的に運営権設定を行った場合には、処理区内の処理施設や管路の更新、付け替えは運営権の範囲であると考えられる。

第2章 農業集落排水事業におけるPFI導入の手続等

2.1 実施体制

(1) 検討段階の体制

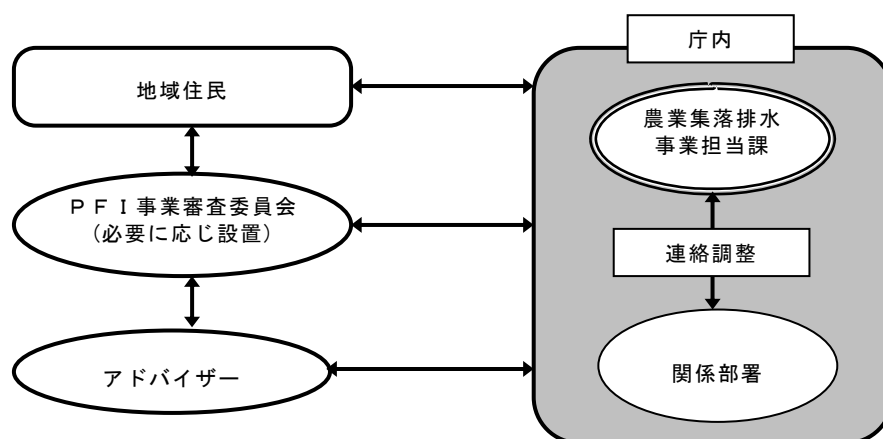
農業集落排水事業においてPFI事業を実施する地方公共団体は、農業集落排水事業担当課が中心となり、庁内関係部署との連携を図り、推進体制を定め、役割分担のもとに取り組むとともに、PFI事業者を選定するための審査委員会等を必要に応じて設置する。

また、農業集落排水事業担当課は、実施方針策定段階において、地域住民の参加のもと広範な事業について検討することが望まれる。

【解説】

PFI事業を実施するにあたっては、多方面に渡る専門的なノウハウを活用した作業を要するため、地方公共団体の事情やプロジェクトの難易度に応じて業務体制を整える必要がある。また、職員による作業で対応できない場合には、外部機関等とアドバイザリー契約を結ぶことも考えられる。

PFI事業を導入する場合における地方公共団体における実施体制の一例を以下に示す。



地方公共団体におけるPFI事業の実施体制の一例

また、必要に応じて、内閣府のPFI専門家派遣制度^(注)等を活用することも有効である。

(注) 地方公共団体におけるPFI事業の活用を支援するため、PFI事業について知りたいことがある地方公共団体に対して、PFIの実務に通じたPFI専門家を無料で派遣するもの。

詳しくは、内閣府民間資金等活用事業推進室HP参照

<http://www8.cao.go.jp/pfi/senmonka/hakenannai.html>

1) 農業集落排水事業担当課

事業を推進する直接の役割を担い、事業の調査計画、事業採択、実施方針の策定・公表、特定事業の選定・公表、民間事業者の選定・公表、事業契約の締結等、事業契約、契約実施等を担当する。

P F I 事業に関する情報交換、P F I 事業の選定・推進等について、関係部署との連携を図る。

但し、P F I の導入に向けては、検討資料の作成やV F Mの試算等、作業量も多く、専門的な知識も必要となるため業務委託等により外部機関を積極的に活用することが考えられる。

2) 地域住民の参加

実施方針策定段階において、地方公共団体は地域住民と地域の開発構想等について意見交換を行い、農業集落排水事業に限定することなく広範に事業計画を検討するとともに、施設等の整備・管理運営に関して、事業方式を含めて検討する。

3) P F I 事業審査委員会(必要に応じて設置)

P F I 事業者を選定するにあたって、公平性及び透明性を確保するため、学識経験者等を含む審査委員会の設置も考えられる。

審査委員会は、P F I 事業の導入が妥当であると判断した場合、「実施方針の策定」、「特定事業選定における評価」、「入札説明書の作成」、「落札者審査・選定」の段階において、必要に応じて開催することが望ましい。

審査委員会の役割例は、以下のとおりである。

〈審査委員会の役割例〉

- ① 実施方針・募集要項の検討
- ② 事業者の選定方法の検討
- ③ 入札説明書・要求水準書の検討
- ④ 落札者選定の審査基準の検討・策定
- ⑤ 提案書の審査・評価
- ⑥ 契約書案の検討

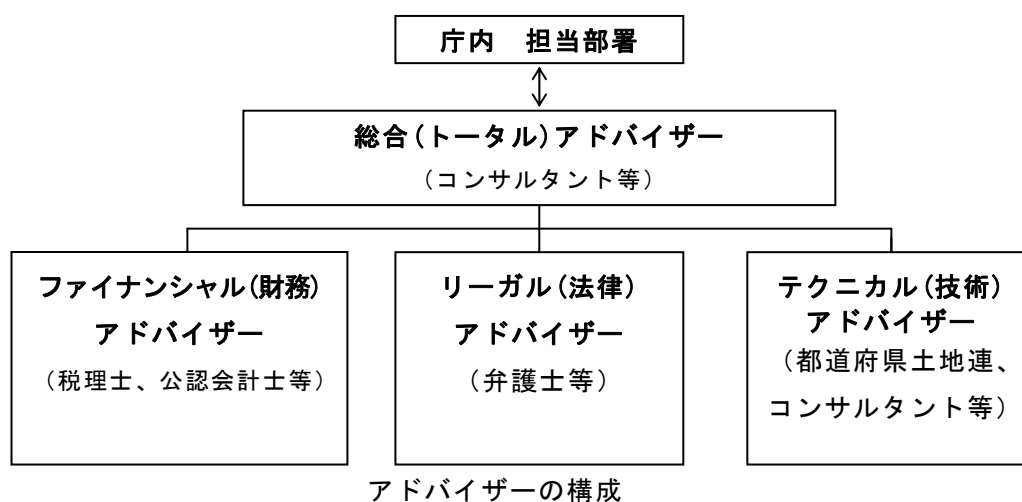
〈審査委員会の構成〉

総合評価一般競争入札により落札者決定及び落札者決定基準を定める場合においては、学識経験者2名以上の意見聴取が必要である（地方自治法施行令第167条の10の2第4項、5項及び同法施行規則第12条の4第2項参照）。従って、あらかじめ審査委員会の構成員に学識経験者2名以上を入れることが望まれる。

4) アドバイザー

P F I 事業実施にあたっては、法務、財務、金融、技術等などの広範囲の専門知識が必要となるため、必要に応じて P F I 事業導入の検討及び P F I 事業者選定時においてアドバイザーを活用する。この際、アドバイザーになった者及びその関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合には、特に秘密保持及び公正さに対する信頼性の確保に留意する必要がある。

P F I 事業のアドバイザーは主に、金融、法務、技術等のアドバイザーで構成されるが、これらのアドバイザーを統括するトータルアドバイザーと契約することが望まれる。トータルアドバイザーには、農業集落排水事業に精通するコンサルタント等の活用が考えられる。



アドバイザーの主な役割は、以下のとおりである。

〈アドバイザーの役割〉

○ P F I 事業者選定

- ① 事業範囲、資金調達等事業の仕組みの検討
- ② 実施方針・募集要項の作成・支援
- ③ V F Mの検討・評価
- ④ 入札説明書・要求水準書の作成・支援
- ⑤ 落札者選定の審査基準案の作成・支援
- ⑥ 提案書の審査
(提案書の整理、民間事業者の企業能力、適格性評価の支援)
- ⑦ 契約書案の作成

〈アドバイザー選定にあたっての留意点〉

アドバイザー選定にあたっては、下記の事項に留意する必要がある。

- ・ コンサルタントの P F I 事業に関する知識や実績の有無、人員体制、事業に対する専門知識の有無等を考慮することが必要である。

（２）実施段階の体制

農業集落排水事業の事業計画の策定・変更、交付金に係る手続き、公権力の行使等は、管理者の責任として残る。このため、P F I 事業の実施にあたっては、外部機関の活用・補完、人材育成や体制の確保に努め、責任を負えるだけの体制を整備することが重要である。

【解説】

１）管理者の職務

農業集落排水施設の管理に係る最終的な責任は、管理者である地方公共団体が負うこととなる。また、事業計画の策定・変更、交付金に係る手続き、公権力の行使等、浄化槽法等の関係法令の遵守等、農業集落排水事業の最終責任は管理者である地方公共団体にある。したがって、地方公共団体は組織・人員体制や経営状況に応じた農業集落排水事業の目的や方針を明らかにした上で、P F I 活用の期待や民間事業者に要求する事項を、要求水準書等において、明確化する必要がある。また、事業内容や事業期間の決定に当たっては、将来にわたっての提供すべきサービス内容と水準の変化（高度処理、処理水利活用、汚泥利活用等）や技術革新の可能性を十分に勘案し、決定すべきである。なお、会計検査については、交付金等の交付金申請者である管理者が、責任をもって受検する必要がある。

２）実施体制

P F I を活用することにより、管理者側の知識や経験、技術力の低下が想定されるが、農業集落排水事業の最終責任は管理者側に残ることから、最終責任を果たすために必要な技術力や体制を検討した上で、管理者側職員の人材育成や体制の確保等に努める必要がある。このため、提供すべきサービスの内容と水準を踏まえ、管理者は外部機関の活用も含め、責任を負えるだけの体制を整備することが重要である。

３）監視・評価（モニタリング）

管理者としての最終的な責任を負うため、管理者による民間事業者が実施する事業の監視・評価（以下「モニタリング」という。）が重要である。モニタリング結果を速やかに反映させ、民間事業者が適切な農業集落排水事業の運営を行うことを促す仕組みを予め設定する必要がある。

なお、P F I 運営権方式においても、管理者として浄化槽法、水質汚濁防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反した場合には、管理者が罰則を科せられることに留意が必要である。

※ P F I 事業実施段階の体制については、「資料編」P87～を参照のこと。

2.2 実施手順

(1) 実施手順における留意点

P F I 事業を実施するにあたっては、各手続きに必要な期間を確保する。期間の設定にあたっては、交付金事業の申請、下水道事業債の発行、庁内での予算要求や契約手続きとの整合を図り、効率的に進める必要がある。

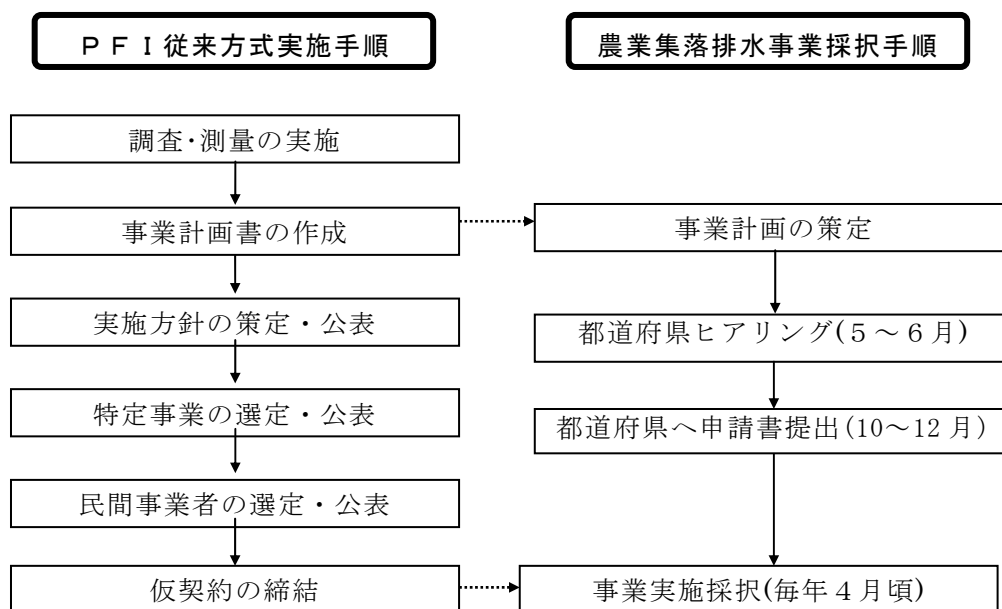
【解説】

建設を含むP F I 従来方式の導入から実施の手順フローは次のとおりとなる。事業契約の締結にあたっては、交付金等の財政支援の内容が確定していることが必要である。

なお、P F I 事業の手続きが先行してP F I 事業者の選定まで完了したとしても、交付金事業が採択されるまで事業契約ができないこととなる。逆に、交付金事業が採択されたとしてもP F I 事業者を選定し事業契約の手続きが完了するまで、事業に着手できないこととなる。

以上のことから、P F I 事業の実施にあたっては、交付金事業の採択手続及びP F I 事業の手続に係る作業を並行して、無理のない作業スケジュールを設定するとともに、関係部局や外部アドバイザー等を含めた、十分な実施体制を構築することが望ましい。

P F I 従来方式の実施手順と事業採択手順フロー



※ 事業採択後の年度別予算を確保するため、あらかじめ民間事業者等からの聞き取り等により、事業計画書にはP F I の場合の事業費及び事業期間を反映しておくことが望まれる。

(2) 実施プロセス

P F I 事業を実施するにあたっては、国や地方公共団体のガイドライン等
示されている P F I 事業の実施プロセスに沿って進めることになる。

なお、P F I 運営権方式については、P F I 従来方式の実施プロセスに加え、
運営権に関する諸手続きが必要となる。

【解説】

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府民間資金等活用事業
推進室）により、以下の実施プロセスに沿って進めることになる。

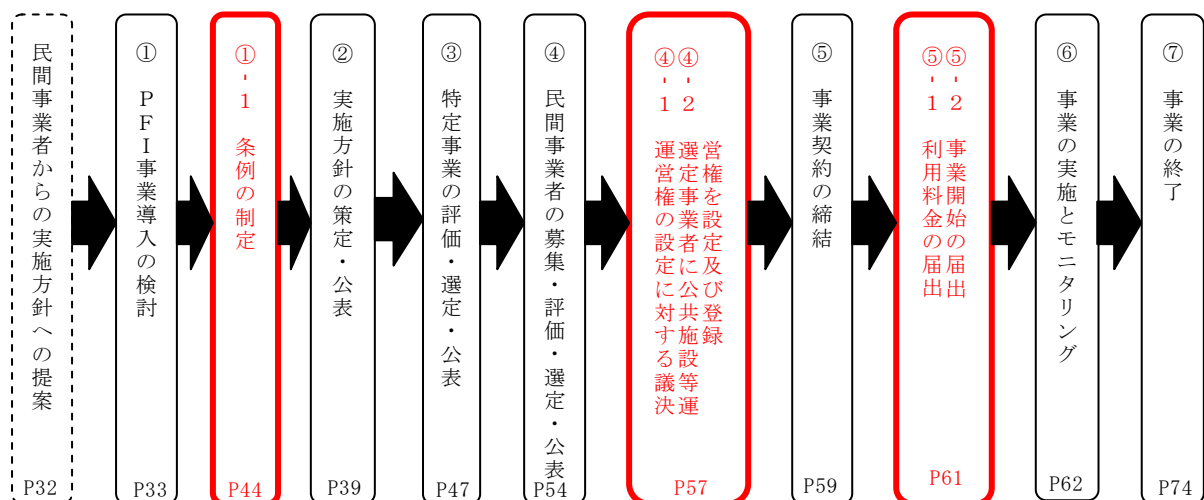
- ① 農業集落排水事業のうち、P F I の対象となりうるものについて、当該
事業の P F I 事業化の可否を検討する。（P33 2.2.2 で解説）
- ② P F I 事業導入となれば、「実施方針の策定・公表」を行い、実施方針
に対する民間事業者からの意見の聴取を行う。（P39 2.2.3 で解説）
- ③ 民間事業者からの意見を踏まえて P F I 事業として実施することを決定
する。また、「特定事業の評価・選定」を行い、その結果を「公表」する。
（P47 2.2.4 で解説）
- ④ 「民間事業者の募集」を行う。複数の民間事業者がコンソーシアムを組
織し（単独企業の場合もある）、応募された提案などを「評価」し、最も
優れた提案をしたコンソーシアムを P F I 事業者として「選定」し、その
結果を「公表」する。（P54 2.2.5 で解説）
- ⑤ 選定された P F I 事業者と基本協定を締結し、選定された P F I 事業者
は、S P C 等を設立する。地方公共団体は、S P C 等との間で事業契約を
締結する。その他、地方公共団体と融資金融機関等、融資金融機関等と P
F I 事業者など、関係者間において「協定等の締結等」を行う。
（P59 2.2.6 で解説）
- ⑥ S P C 等は、契約に基づき「事業の実施」を遂行する。地方公共団体は、
事業の適正な実施を「監視・評価（モニタリング）」する。
（P62 2.3 で解説）
- ⑦ 「事業の終了」時には、財産は契約により移転あるいは処分される。ま
た、S P C 等は、地方公共団体との契約に基づいて解散する。
（P74 2.5 で解説）

なお、特定事業を実施しようとする民間事業者は、農業集落排水施設を管理
する地方公共団体に対して、農業集落排水事業に係る実施方針を定めることを
提案できる。（P32 2.2.1 で解説）

P F I 運営権方式については、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府民間活用等事業等推進室）により、P F I 従来方式の実施プロセスに加え、運営権に関する手続きが必要となる。

- ①-1 P F I 事業導入の検討後に実施方針に関する条例の制定をする必要がある。（P44 2.2.3-（2）-2）で解説）
- ④-1 P F I 事業の契約の前に、公共施設等運営権の設定に対する議会の議決を得なければならない。（P57 2.2.5-（2）で解説）
- ④-2 その後、選定されたP F I 事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、内閣府に備える公共施設等運営権登録簿に登録を行う。（P57 2.2.5-（3）-2）で解説）
- ⑤-1 P F I 事業者は、利用料金について実施方針に定める範囲内で、かつ自らが提案書に示した料金を、あらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。（P61 2.2.6-（2）-2）で解説）
- ⑤-2 P F I 事業者は、事業を開始した時は地方公共団体へ届け出なければならない。（P61 2.2.6-（2）-3）で解説）

P F I 事業実施プロセス



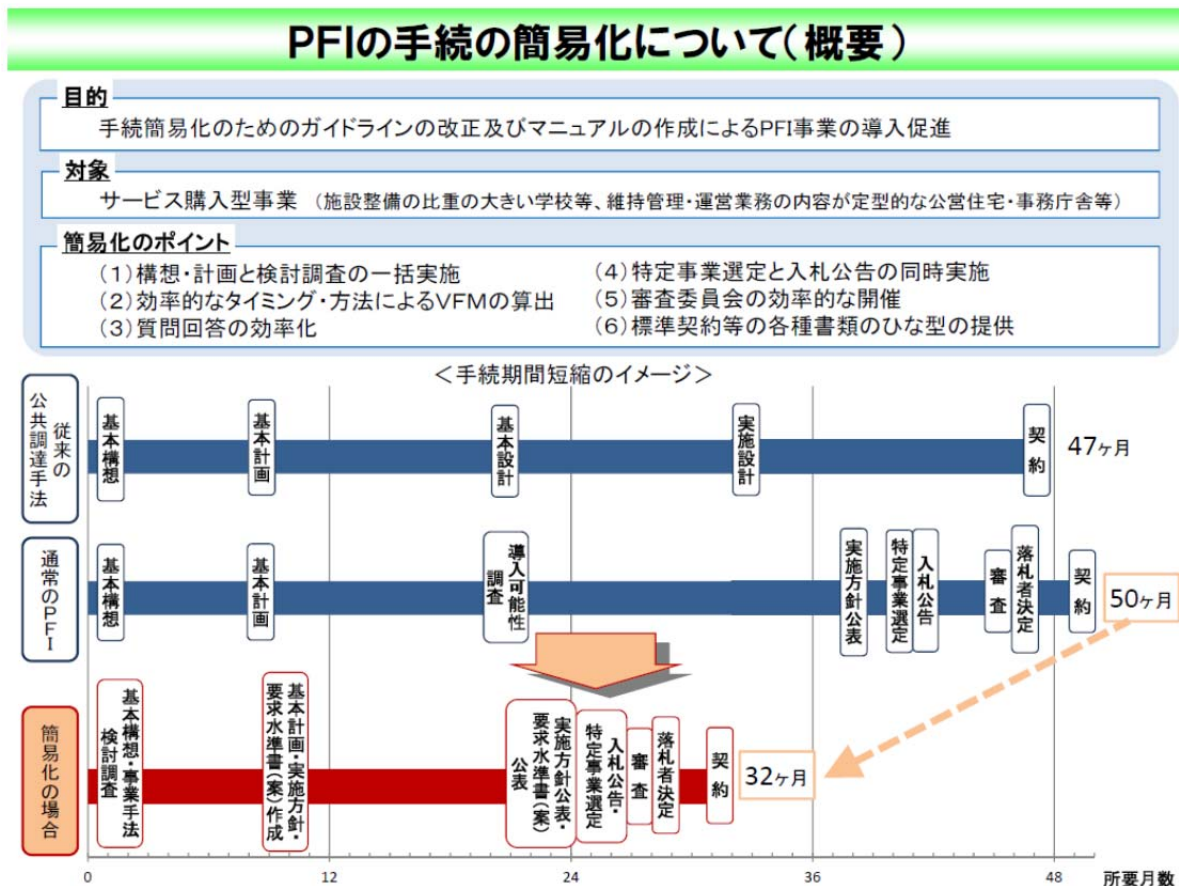
※ 赤枠部分が、P F I 運営権方式において追加となる手続き。

※ P F I 事業の詳細なスケジュールを、「資料編」P92～に示す。

【参考】

P F I 手続きの簡易化

内閣府民間事業等活用事業推進室は、平成 26 年 6 月「地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実手続き簡素化マニュアル」を作成し、P F I 事業の円滑化・迅速化に資する手続き期間の短縮、事務負担の軽減について示している。



※ 内閣府民間事業等活用事業推進室HPより
http://www8.cao.go.jp/pfi/shiryo_26wt13.pdf

2.2.1 民間事業者からの実施方針への提案

民間事業者は、農業集落排水施設の管理者に対して、実施方針の提案をすることができる。

提案を受けた地方公共団体は、当該提案について検討を行い、遅滞なく、その結果を民間事業者に通知しなければならない。

【解説】

平成23年6月1日のPFI法改正により、民間事業者がPFI手法を用いた特定事業を実施しようとする場合に、施設を管理する地方公共団体に対して、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案できることとなった。

PFI法改正以前は、地方公共団体の発案に対して民間事業者が応募する形式のみであったが、この法改正により民間事業者の自由な発想・ノウハウを生かした提案が可能となり、民間事業者のPFI事業への参入意欲促進が期待されている。

なお、民間事業者が提案を行う場合には、以下の書類を揃えて提出する必要がある。

民間事業者からの提案に必要な書類

通常実施されている可能性調査の項目を踏まえ、以下の内容が基本であると考えられる。

① 特定事業の案

- ア. 公共施設等の種類
- イ. 公共施設等の設置に関する条件
- ウ. 公共施設等の概要
- エ. 公共施設等の維持管理・運営業務の概要
- オ. 想定する事業スキーム
- カ. 事業スケジュール
- キ. リスク分担

※ なお、民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

③ 評価の過程及び方法

- ア. 支払いに関する評価の過程及び方法、事業の採算性の評価等
- イ. サービス水準に関する評価の過程及び方法

出典：PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府民間資金等活用事業推進室）

提案を受けた地方公共団体は、当該提案について事業の意義・必要性、実現可能性等の観点から検討を行い、検討結果がまとまった際には、遅滞なくその結果を当該民間事業者に通知しなければならないこととなっている。このことから、農業集落排水施設を管理する地方公共団体は、民間事業者からの提案の受付や評価等を適切に行うため、予め窓口の明確化や検討を行うための組織体制を整備しておく必要がある。

2.2.2 P F I 事業導入の検討

P F I 事業導入においては、事業スキームを複数設定し、公共負担額削減の可能性、住民のサービス向上の実現性、民間事業者の事業参画の見込み、法制度上及び事業制度上の課題等を調査・検討し、P F I 事業導入の可能性を総合的に判定することが望ましい。

【解説】

(1) 事業の発案

農業集落排水事業において、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能であって、民間事業者に行わせることが適切なものは、P F I 事業として実施することを積極的に検討していくことが必要である。

また、事業範囲の検討にあたっては、地域住民の参加のもとに、より広範なP F I 事業について検討することが望ましい。

更に、民間事業者のP F I 事業への参加意欲を実施方針の策定に先立って、公募により把握する、民間事業者から広く意見・提案を求める市場調査(マーケットサウンディング)を行うことは、応募者数や事業スキームの検討をする上で有益である。

(2) 事業内容の整理

施設の基本理念、施設構成、導入すべき機能、事業範囲などの、P F I 導入の可能性を把握するために必要な条件を整理し、事業計画として設定する。

事業内容の整理内容（例）

項 目	整 理 内 容
処理区の範囲	受益範囲、受益戸数等
建設予定地の現況	土地所有者、敷地面積、用途地域等
施設計画・設計・建設	污水处理施設、管路施設、資源循環施設等
業務内容 (維持管理・運営等)	・技術点検 ・水質検査 ・污泥処分 ・清掃 等

(3) P F I 導入目的の明確化・効果等の整理

施設の整備目的や事業内容を考慮しながら、サービス水準の向上、事業の安定的・継続的運営、コスト削減等、P F I の導入目的を明確にする。

特に重視する目的について明確化することにより、P F I 導入の検討段階において、一貫性のある検討が可能となり、また、事業実施段階において整合性のとれた入札条件の提示を行うことが可能となる。

また、P F I 導入の効果について、P F I の特徴の活用や民間事業者の創意工夫の発揮など、定性的な視点から整理する。

- ・ P F I の特徴の活用

性能発注、設計・建設業務の一括発注、維持管理・運営業務の一括委託、長期契約、適切なリスク分担等の可能性の規定から整理する。

- ・ 民間事業者の創意工夫の発揮

民間事業者の技術やノウハウの活用について整理する。

(4) P F I 事業スキームの検討

事業形態、事業方式、事業期間について、以下の項目を参考にして検討する。

1) 事業形態

民間事業者がその投資資金をどのように回収するかという点に着目すると、事業形態には、利用者からの料金収入によって投資回収を行う独立採算型、地方公共団体からのサービス対価により投資を回収するサービス購入型、公共と民間双方の資金を用いて事業運営を行う混合型があるが、農業集落排水施設の場合、建設を含む P F I 従来方式は、「サービス購入型」の事業形態が採用されるのが一般的である。

一方、P F I 運営権方式は、運営権者が、利用料金等を収入とし、運営、維持管理、改築更新等の業務を実施するため、「独立採算型」の事業形態となるが、施設の利用状況等にあわせて「混合型」や「指定管理者制度等との組み合わせによる方法」がある。

2) 事業方式

P F I 従来方式においては、B T O 方式又は B O T 方式等が中心となるが、以下に示す項目等を検討し、当該地区条件に適した事業方式を採用する。

事業方式の選択時の主な留意点

項 目	内 容
法令面	所有や運営等の主体にかかわる法令上の制限の有無を確認する必要がある。農業集落排水施設に関しては、所有が地方公共団体に限定されないため、B T O 方式又は B O T 方式となる。
リスク管理面	施設の所有権が民間事業者にある場合、施設の維持・補修など所有に伴うリスクが民間事業者に移転する。また、所有権の有無により利用の自由度が増すなど、事業のコントロールのしやすさが異なるため、事業者の創意工夫が発揮しやすい事業方式を選択する必要がある（修繕等については、民間が施設を所有する B O T 方式の方が、自由度が高い）。
コスト面	民間事業者が施設を所有した場合、交付金が交付されないことがあり、また、新たな税負担を生ずることがあるため、これらを考慮し、コスト上最も有利な事業方式を選択することが望まれる（B O T 方式の場合、B T O 方式では課税されない固定資産税等の支払いが発生する）。
その他	施設の耐用年数と事業期間の関係、地方公共団体の関与のしやすさ、事業破綻時の対応のしやすさ等から、所有の形態を検討する必要がある（事業破綻時には、地方公共団体が施設等を所有する B T O 方式の方が対応しやすい）。

（５）事業期間

１）ＰＦＩ従来方式

事業期間については、以下の項目等を総合的に評価し、検討する。

農業集落排水施設整備においては、設備機械の耐用年数が15年であること、また金融市場での固定金利による資金調達可能な期間が10～15年とされていることから、事業期間を15～20年程度に設定することが考えられる。

ただし、施設機能や維持管理に創意工夫があり優れていると判断されるなどの場合は、事業期間を延長することも有効である。

２）ＰＦＩ運営権方式

ＰＦＩ運営権方式の事業期間に法令上の制限はなく、また、地方公共団体の債務負担行為期間の上限については法令上の制約はない。運営権者が安定的にその技術力やノウハウ、事業を効率化・最適化していくためには、一定以上の事業期間（15～20年程度）が必要と考えられる。

その際には、事業の対象となる施設の耐用年数や改築更新事業の発生時期を総合的に勘案して、事業期間を設定することが重要である。

事業期間の設定時の主な留意点

項 目	内 容
施設の耐用年数	施設の耐用年数を大幅に上回って事業期間を設定する場合、大規模な修繕や施設更新についての費用や時期の想定が困難となることが考えられる。そのため、リスクが大きくなり、民間事業者の参画を阻害することもありうる。従って、事業期間の設定は、耐用年数を目安として、検討する必要がある。
資金調達	事業期間が長くなると、民間事業者が固定金利で資金調達することが困難になることが考えられるため、留意する必要がある。 （現在の金融市場では、固定金利での資金調達可能な期間は10～15年とされ、また途中で金利改定を前提とした場合でも30年が上限とされている。）
公共負担額軽減	事業期間を数ケース設定し、地方公共団体の財政負担ができるだけ軽減されるケースを検討する必要がある。
その他	事業環境の変化等を考慮し、安定的な需要が見込める範囲内で事業期間を設定する必要がある。

（６）リスク分担の検討

１）共通事項

リスク分担の検討は、特定事業の選定時に行われるが、事業の発案時の段階では重要なリスクのみ検討を行う。

計画・設計段階から維持管理・運営段階まで想定されるリスクを抽出し、農業集落排水事業のリスク分担を明確にした上で、ＰＦＩで行う場合のリスク分担を検討する。検討にあたっては、地方公共団体・民間事業者のうち、「リスクを最も適切に管理できるもの」^{（注）}がそのリスクを負担することが原則とされていることに留意する必要がある。

（注）ＰＦＩ基本方針 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項 ４－（４）参照

具体的なリスクを分担する者については、P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府民間事業等活用事業推進室）に以下のように整理されている。

【リスクを分担する者】

リスクを分担する者 公共施設等の管理者等と選定事業者のいずれが、

- ・リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力
- ・リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力

を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化する場合のその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクを分担する者を検討する。

2) P F I 運営権方式

P F I 運営権方式では、既に整備された施設を活用することから、施設の故障等が生じた場合に、それが民間事業者の帰責事由に基づくものなのか判断がつかない場合が想定される。このため、機能診断調査等を実施し現在の施設状況を整理して示す必要がある。

また、P F I 運営権方式では、運営権者である民間事業者が料金徴収を行うこととなっているものの、利用者との間で信頼関係を築くには時間を要することが想定されるため、当初段階では地方公共団体も協力する体制を作ることが望ましい。

(7) 民間事業者から広く意見・提案を求める市場調査（マーケットサウンディング）

これまでの検討結果について、事業の妥当性や民間事業者の参入意欲等を確認し、V F M検討の前提条件を確定するため、当該P F I 事業に参画すると想定される民間事業者等に、ヒアリングを実施する。

ヒアリングの概要

項 目	内 容
ヒアリングの対象	・主たる業務を行う業種の事業者 ・応募グループの代表企業となる可能性のある事業者（商社、リース会社、建設会社等） ・P F I 事業に融資を行う可能性のある金融機関
ヒアリングの内容	・P F I 導入範囲の妥当性 事業性、技術面、リスク管理面等の視点からみて、民間事業者に任せることができる業務であるかどうかを確認する。 ・P F I 事業スキーム（事業方式、事業期間等）の妥当性 民間事業者のリスク管理面からみて、実現可能かどうかを確認する。 ・資金調達 事業の安定性、事業期間等から、資金調達が可能な条件設定となっているかを確認する。 ・リスク分担の妥当性 民間がコントロール可能なリスク分担となっているか、過大なリスク設定となっていないかを確認する。 ・応募等のスケジュール面での意見の確認 民間事業者の参画が可能な応募・選定スケジュールについて、民間事業者の意見を確認する。
留意事項	導入の検討段階でのヒアリングは、公平性の確保の観点から、情報の取扱いに十分に注意する。ヒアリングを受けた事業者が入札等にあたって有利にならないよう、回答に必要な最小限の事業内容のみを民間事業者に示すなどに配慮する。

（８）改築更新工事の取扱い

（ＰＦＩ運営権方式）

１）地方公共団体が策定する計画等と民間事業者が行う改築更新工事の関係

運営権者である民間事業者が行う改築更新工事は、全体事業計画の範囲内で実施する必要がある。

さらに、当該改築工事についての交付金を活用する場合の交付申請にあたっては、従前どおり管理者が申請することとなる。

したがって、上記計画の策定・変更や交付申請に際しては、管理者である地方公共団体と民間事業者が適切に調整することが望ましい。

２）改築更新工事の契約への盛り込み方

ＰＦＩ運営権方式における、改築更新工事の契約への位置付けについては、以下のような取り扱いとすることが想定される。

まず、事業期間全体にわたっての、交付金相当額等を含む想定事業費の上限額について当初契約の事業者選定時に競争を通じて定める。契約期間中は原則としてこの上限金額の範囲内で必要な改築更新工事を実施することとなる。

民間事業者と地方公共団体が締結する当初契約には、「民間事業者は事業期間中に必要となる工事について、地方公共団体と協議の上実施する」ことを規定しておき、個別の工事ごとに民間事業者と地方公共団体との間で工事実施契約を締結する必要はないものと考えられる。

なお、交付金を活用する改築更新工事の実施において、交付金が交付されない等の事態が発生する場合には、要求水準の見直しを含めて柔軟に協議等を行う必要があるものと考えられる。

（９）情報の整備

（ＰＦＩ運営権方式）

ＰＦＩ運営権方式は既存施設の維持管理を中心として実施するため、地方公共団体は、事業でこれまで行われてきた投資や運営等の内容を把握することを通じて、民間事業者の事業への参加の判断や、事業期間中の改築更新の具体的な提案を行うことが可能になる。

※ 情報の整備にあたっての内容については、「資料編」P94～を参照のこと。

【参考】

P F I 事業実施にあたっての国の支援

P F I 事業を実施するにあたっては、導入可能性調査のための支援、対象施設の建設に要する費用の無利子融資等を活用することが考えられる。

※ P F I 事業実施にあたっての国の支援内容については、「資料編」P96 を参照のこと。

2.2.3 実施方針の策定・公表

P F I 事業を実施する際、「特定事業の選定」を行う前に、必ず実施方針の策定・公表を行わなければならない。実施方針の公表は、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うことが重要である。

【解説】

(1) P F I 従来方式

1) 実施方針の内容

実施方針には、P F I 法第5条第2項の規定に基づき、以下の特定事業に係る事項を定める必要がある。

【特定事業に係る事項】

- ① 特定事業の選定に関する事項
- ② 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ④ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ⑤ 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

なお、P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府民間資金等活用事業推進室）、地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続き簡素化マニュアル（内閣府民間資金等活用事業推進室）では以下のとおりとなっている。

実施方針に記載する主な内容

記載事項	記載内容
① 特定事業の選定に関する事項	・事業名称、施設管理者等名称、P F I 事業の対象施設・範囲、民間事業者の収入、事業期間及び事業期間終了時の措置、事業方式等、選定結果及び選定における客観的評価の公表方法等
② 民間事業者の募集及び選定に関する事項	・事業者の選定方法、評価方法、応募及び選定の日程、応募者の構成、応募者の資格等
③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	・責任の明確化の考え方、予想されるリスクと責任分担、監視等
④ 農業集落排水施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	・性能保証値：想定汚水量・流入水質、計画放流水質 ・管路施設：対象家屋等 ・污水处理施設・資源循環施設：対象敷地、敷地面積 ・施設全般：施設整備・維持管理・運営条件、敷地貸与条件、必要な許認可
⑤ 実施方針等に基づき策定された公共施設の事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	・協議の実施に関すること、仲裁・裁判手続きへの移行等
⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	・事業者の債務不履行の場合の措置、市町村等の債務不履行の場合の措置、その他事業の継続が困難となった場合の措置、金融機関との協議等
⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	・法制上、税制上等の支援に関すること
⑧ その他特定事業の実施に関し必要な事項	・契約締結の手続き、長期債務負担行為の設定、応募に伴う費用負担、質問又は意見の受付及び回答、市町村の担当部署等

※ P F I 従来方式の実実施方針例を、「資料編」P120～に示す。

【業務の対象範囲】

農業集落排水施設整備における主な業務内容を以下に示す。

用地交渉等の業務については、業務範囲とする場合もある。

〈主な業務内容例〉

- ① 計画段階
 - ・本事業実施のための S P C の設立
- ② 設計・施工段階
 - ・農業集落排水施設等の設計及びその関連業務
(測量、土質調査、埋設物調査等)
 - ・農業集落排水施設等の建設及びその関連業務
 - ・建築確認等の手続関連業務
- ③ 運営・維持管理段階
 - ・農業集落排水施設等の運転・維持管理業務
 - ・汚泥の適正な利用又は適正な処理（し尿処理場への運搬等）
 - ・環境管理業務（環境基準の遵守）
 - ・業務実施状況報告業務

2) 実施方針策定の留意点

実施方針策定に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 事業範囲は、農業集落排水事業を基本とするが、地域住民参加のもと、付帯施設等の広範な事業について検討することが望まれる。
- ② 選定事業における農業集落排水施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担等についての考え方をできる限り具体的に明らかにする。
- ③ 民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、次の事項については、なるべく具体的に記載する。
 - ・ 特定事業の事業内容
 - ・ 民間事業者の選定方法
 - ・ 選定事業の実施に当たって必要な許認可等
 - ・ 選定事業者が行い得る施設等の維持管理又は運営の範囲
 - ・ 適用可能な選定事業者への融資等
 - ・ 民間事業者の選定段階において提示する「要求水準書」の素案
- ④ 実施方針の策定や特定事業の選定にあたって、建設資材や労務費等の所要の情報を得るため市場調査を実施することが考えられる。この場合、調査内容・方法によっては、当該 P F I 事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出する危惧があるため、市場調査の実施にあたっては配慮が必要である。
- ⑤ 環境対策など、施設建設段階において対応が必要な施策については、具体的に記載することが必要である。

3) 実施方針公表の留意点

実施方針の公表に当たっては、以下の事項に留意する。

- ① 実施方針公表後、民間事業者等からの意見を受け付け（場合によっては質問や意見を複数回受け付け）、必要に応じ特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当であるため、これらに配慮したスケジュールの設定が必要である。
- ② 実施方針公表後の民間事業者等からの発案や意見を踏まえ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針の変更を行うことも考えられる。
- ③ P F I 事業では契約書で実施内容が規定されることが多いことから、事業内容をわかりやすくするとともに、手続き等を円滑に進めるため、実施方針の段階で契約書案を添付し公表することが望まれる。

4) 行政財産の取扱い

農業集落排水事業における当該施設の用地は、ＢＴＯ方式で行う場合、行政用地として、ＢＯＴ方式で行う場合、事業期間中は民間用地又は行政用地（貸与等）として位置付けられる。

5) 競争的対話方式の活用（任意手続き）

実施方針の作成のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、ＰＦＩ事業実施プロセスに関するガイドライン(内閣府民間活用等事業等推進室)に記載されている、競争的対話方式の活用が考えられる。

競争的対話とは、実施方針作成・調整のために、地方公共団体が民間事業者と契約に関わる内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき実施方針を作成・調整し、募集内容に関する管理者の意図が応募者に的確に伝わるようにする手続きである。

(2) P F I 運営権方式

1) 実施方針の内容

P F I 運営権方式の実施方針には、P F I 法第 17 条の規定に基づき、P F I 従来方式に追加して以下の特定事業に係る事項を定める必要がある。

【P F I 従来方式の特定事業に係る事項に追加する事項】

- ① 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- ② 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- ③ 公共施設等運営権の存続期間
- ④ 第 20 条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額）
- ⑤ 第 22 条第 1 項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ⑥ 利用料金に関する事項

なお、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府民間活用等事業等推進室）では以下のとおりとなっている。

P F I 従来方式の実施方針に追加記載する主な内容

記載事項	記載内容等
① 選定事業者に運営権を設定する事項	・業務内容、業務範囲
② 運営権に係る公共施設等の運営等の内容	・設定範囲を含み、民間事業者が参入するか否かを定めることが可能となるような内容
③ 運営権の存続期間	・存続期間については、提案によることが想定される場合や延長オプションを想定する場合には、その可能性を踏まえ、その旨を記載
④ 費用又はそれ以外の金銭の負担を求める場合にはその旨の理由	・P F I 法第20条に規定する費用又はそれ以外の金銭の負担を実施契約に基づき運営権者に求める場合にはその旨 ・あらかじめ負担額を定める場合は、負担を求める旨及びその金額 ・負担額は、民間事業者による提案や、管理者等と選定事業者との協議により決定されることが想定されることから、必ずしも実施方針に明記する必要はない。なお、実施方針に民間事業者の金銭の負担に係る評価の考え方等を記載することも考えられる。
⑤ 実施契約において定めようとする事項及び実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	・リスク分担については、民間事業者の提案によることが想定されることから、これらの可能性を踏まえる。
⑥ 利用料金に関する事項	・運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要であり、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと、社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないことに留意し、適切な利用料金の上限、幅などについて条例等で規定する。
⑦ 運営権を移転する場合、移転の条件を定める	・実施方針に照らして適切であることを確認する必要があるため、移転の条件を定める。 ・従前の指定管理者の指定の取消しの議決を条件とすることも考えられる。
⑧ 株式譲渡に関する方針がすでに定まっている場合は当該方針	—
⑨ 民間事業者の選定方法	—
⑩ その他運営事業の実施に関し必要な事項	—

※ P F I 運営権方式の実施方針例を、「資料編」P148～に示す。

2) 実施方針に関する条例の制定

P F I 運営権方式を採用しようとする場合、P F I 法第 17 条（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）及び P F I 法第 18 条（実施方針に関する条例）の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。

また、実施方針に関する条例には、以下の事項について定める必要がある。ただし、詳細な事項については実施方針にて定めるものとし、条例には、実施方針策定時の阻害とならないように、その大枠を定めるものとなる。

【実施方針に関する条例に定める事項】

- ① 民間事業者の選定の手続き
（総合評価落札方式、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約等）
- ② 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準（関係法令の順守）
- ③ 業務の範囲
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

上記の「④利用料金に関する事項」については、特定事業に係る利用料金の上限、幅、変更方法等を規定する必要がある。

実施方針で規定された利用料金により、民間事業者が自らの収益として利用料金を徴収することとなるが、規定された利用料金により、事業運営し決算上の利益が生じることについては、利益の規模や存続期間等に応じて、地方公共団体と民間事業者との間で適切に協議することが必要である。

更に、利用料金が、物価変動や当初契約時に想定されなかった法令改正等により、規定された上限を超える改定が必要となる可能性が考えられることから、地方公共団体と民間事業者が物価変動等について定期的に協議を行う等、利用料金改定に関する事項を予め規定すること等が重要である。

3) 情報の精査（デューデリジェンス）

実施方針公表時に、図面や台帳等の詳細なデータを応募者である民間事業者に開示し、民間事業者は、開示された情報を精査（デューデリジェンス）することにより、民間事業者の準備が進めやすくなり、円滑な事業実施手続きを行うことができる。

① 民間事業者への情報提供

P F I 運営権方式は、既存の施設や事業を中心として実施されるものであり、応募者が提案に基づいた質の向上による効率的な事業の実施や運営事業の安定的実施には、詳細なデータを応募者に開示し、応募者は開示された情報を精査することが不可欠である。

このことから、実施方針等の策定に先立って、民間事業者から公募等により、広く意見・提案を求める市場調査（マーケットサウンディング）を行い、民間事業者の P F I 事業への参加意欲を把握することが望まれる。

実施方針公表時に、マーケットサウンディング時よりも更に詳細なデータを応募者である民間事業者に開示することで、民間事業者は、開示された情報を精査できる。このことにより、民間事業者の準備が進めやすくなり、円滑な事業実施手続きを行うことができる。

なお、民間事業者への情報提供にあたっては、公平に資料を開示することにより、競争性及び公平性を担保することが重要である。

② 情報の提供方法等

情報の提供にあたっては、地方公共団体のホームページにより公表されるのが一般的であるが、図面や台帳等の情報がデータ化されていない場合は、庁舎内等を開示するための閲覧場所を設け情報の提供を行う。

場合によっては、民間事業者による対象施設の現地調査を実施する方法が考えられる。民間事業者は、資料を精査し、その結果を基にリスク等の推定及び応募の可否について検討する。

開示資料は本来管理者である地方公共団体が作成するものであるが、地方公共団体のみで用意・作成することが困難な場合には、外部機関や外部有識者を活用する方法が考えられる。

財務情報については地方公営企業法に基づく会計方式を導入している団体等であっても、台帳等の情報が民間事業者の将来想定収支の見積り等に耐える資産単位であり、かつ、十分な精度での記載となっているか等について、外部専門機関や有識者による意見又は確認等を必要に応じて活用することが考えられる。

ただし、P F I 運営権方式において、地方公共団体が指定管理者制度を用いて施設の維持管理・運営を行う場合は、処理施設台帳等の整理の必要はなくなる。

情報の精査において提示が想定される項目（参考）

項 目		内 容
財務諸表	企業会計適用の場合	損益計算書、貸借対照表、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書（遡れる限り過去からの情報を提供）
	企業会計非適用の場合	歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書（実質収支に関する調書、財産に関する調書）（遡れる限り過去からの情報を提供）
	その他	財務諸表に記載のない詳細な情報（設備投資額の推移など）
設計・竣工の状況	設計・竣工図書	土木：構造図、配筋図、仮設図、構造計算書など 建築：意匠図、構造計算書、数量計算書など 機械：フロー図、平面図、断面図、設計計算書など 電気：単線結線図、システム構成図、計装フロー図など
維持管理状況	維持管理年報	処理水・汚濁量等、水質検査結果等、汚水量実績等、管路管理実績（遡れる限り過去からの情報を提供）
施設情報	処理施設台帳	土木・建築施設の詳細な情報（竣工年、更新年、面積、取得価格、耐用年数、簿価、建設改良費・維持修繕費の推移、位置図、写真等） 機械電気設備詳細（竣工年、更新年、面積、取得価格、耐用年数、簿価、建設改良費・維持修繕費の推移、位置図、写真等）
	管路施設台帳	管路平面図、施設情報（設置年、スパン長、管径、材質、土被り等） 維持管理履歴（点検周期、点検内容、修繕履歴、管路内調査結果等）
	機能診断結果及び最適整備構想	各施設（管路施設、鉄筋コンクリート構造物、機械・電気設備等）の機能診断調査の結果及びそれに基づいて策定された最適整備構想
法務	管理者の契約関係	管理者が第三者と締結している契約等の内容

※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

2.2.4 特定事業の評価・選定・公表

(1) 評価・選定・公表の内容

実施方針を策定・公表した後、PFI法第7条に基づく特定事業の選定を行うかどうかの評価を行う必要がある。この評価の結果、実施可能性等を勘案した上で、PFI事業として実施することが適切であると認める事業については、特定事業の選定^(注)を行うこととする。そして、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表する。

(注) VFM (Value For Money) に関するガイドライン (内閣府民間資金等活用事業推進室) 参照

【解説】

1) 特定事業の評価・選定

特定事業の評価の考え方は、以下のとおりである。

① 選定基準の基本的考え方

特定事業の選定を行うかどうかの評価では、PFI事業として実施することにより、農業集落排水施設の建設(設計を含む。)、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることが選定の基準となっている。すなわち、

ア. 公共サービスが同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じて公的財政負担の縮減を期待できること。

イ. 公的財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できること。

② 公的財政負担の見込額の算定

公的財政負担の見込額の算定は、次の事項を踏まえて将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算^(注)して評価する。

ア. 財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行うこと。

イ. 民間事業者に移転されるリスクをできる限り合理的な方法で勘案すること。

(注)「現在価値に換算」とは、貨幣価値が時間とともに変化する(通常は低下する)ことを前提として、将来の支出や収入を現在の貨幣の価値に換算することである。

③ 公共サービスの水準の評価

公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望まれる。ただし、定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

2) 選定結果の公表

特定事業の選定結果等の公表においては、以下のとおりとする。

- ① 公的財政負担の見込額については、原則として公表することとする。ただし、当該見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがある場合等には、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えない。
- ② 公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含めて公表する。
- ③ 公表に当たっては、民間事業者の選定その他農業集落排水施設の整備等への影響に配慮しつつ公表する。
- ④ 事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する。
- ⑤ 選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定、その他農業集落排水施設の整備等への実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表する。

(2) VFMの検討

1) PFI従来方式

PFI従来方式のVFMの検討は、基本的には定量的評価に基づき、特定事業の選定段階で行う。

【解説】

① VFMが実施される段階

VFMは、「特定事業の選定」の段階で実施される。

実施方針の公表後に民間事業者からの意見等を踏まえて事業計画を確定し、特定事業の選定時にリスク調整を行った上で精査することとなる。

【VFMが実施される段階】

特定事業の選定

リスク調整（定性・定量的評価）
その他評価（定性的評価）
VFM評価

（従来地方公共団体が負担していたリスクのうち民間に移転したリスクを把握し、定量化し貨幣価値に換算する。また定量化できないPFI導入のメリット等を定性的に評価する。その上で、VFMを総合的に評価する。）

② VFM算定の仕組み

VFMは、定量的評価と定性的評価の2つで判断され、PFIを導入するかどうかは、VFMの有無で判断する。

定量的評価におけるVFMは、

- ・地方公共団体が直接実施する場合の負担額の現在価値（＝PSC）
- ・PFIを導入する場合の地方公共団体の負担額の現在価値化（＝PFIのLCC（ライフサイクルコスト））」

の比較によって算出される。

なお、VFMの算定にあたっては、実情に合った地方公共団体の職員人件費等を十分考慮する必要がある。

※ VFM算定にあたっての留意点については、「資料編」P97～を参照のこと。

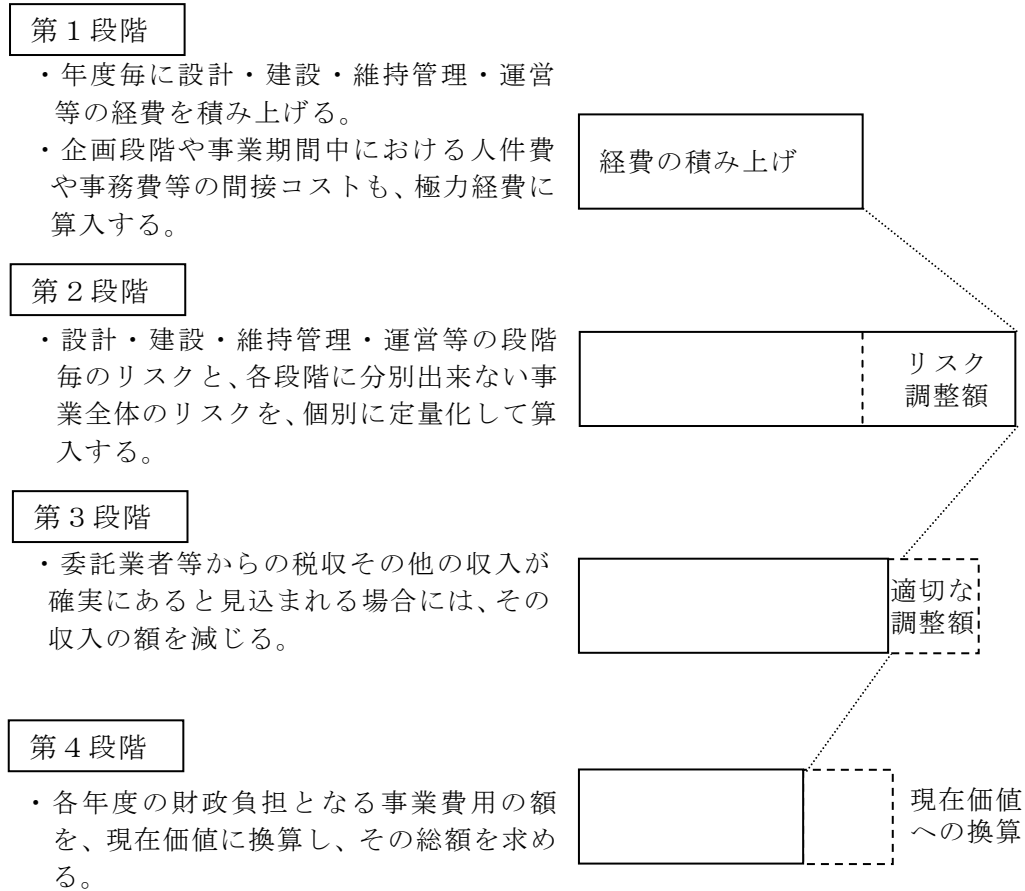
ア. 地方公共団体が直接実施する場合の地方公共団体負担額の現在価値（＝PSC）

PSCは、地方公共団体が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値額である。

PSCの算定にあたっては、地方公共団体自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定して計算する。

例えば、事業の一部を請負や委託によって民間事業者に実施させる事業については、その事業形態を想定し、その費用を見積もる必要がある。

【P S Cの算定方法】



イ．P F Iを導入する場合の地方公共団体負担額の現在価値化(=P F IのL C C)

P F Iのライフサイクルコスト(L C C)は、P F I事業として実施する場合の事業期間全体を通じた地方公共団体の財政負担の見込額の現在価値である。

P F Iは、公共施設等の設計、建設、維持管理・運営等を一部又は一体的に扱うことによって、コストの削減等が期待できるものであるため、P F IのL C Cの算定にあたっては、P F I事業者がそれらの段階の全てを一元的に行うことを想定する。なお、設計・建設・維持管理・運営の一部の段階を、P F I事業の対象としている場合には、対象とする段階を一元的に行うことを想定する。

【P F I の L C C の算定方法】

第 1 段階

- ・年度毎に P F I 事業者が負担する設計・建設・維持管理・運営等の経費を推定し、積み上げる。
- ・経費の積み上げの中には、P F I 事業者が求める適正な利益や配当も算入する。
- ・なお、企画段階や事業期間中における人件費や事務費等の間接コストも、極力経費に算入する。

経費の積み上げ

第 2 段階

- ・ P F I 事業に対する交付金、割賦金、維持管理・運営委託費等の地方公共団体等の負担により行われることが現実に見込まれる場合には、その額を算入する。

適切な
調整額

第 3 段階

- ・ P F I 事業者等からの税収その他の収入が現実にあると見込まれる場合には、その収入の額を減じる。

適切な
調整額

第 4 段階

- ・各年度の財政負担となる事業費用の額を、現在価値に換算し、その総額を求める。

現在価値
への換算

※ P F I 従来方式の V F M の試算例を、「資料編」P141～に示す。

2) P F I 運営権方式

P F I 運営権方式は、V F Mの定量的評価が困難な場合には、定性的評価により総合的にP F I 事業としての実施の適否を判断することも可能である。

【解説】

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府民間活用等事業等推進室）によれば、定量的に評価できないリスクが一定程度存在することが考えられることから、定量的評価でV F Mがない場合であっても、定性的評価により、総合的にP F I 事業としての実施の適否を判断することが考えられると説明されている。

なお、定性的評価を行うにあたっては、地域の特性等を踏まえつつ重要視すべき評価の項目を設定する。

【定性的評価（例）】

農業集落排水施設の運営にあたっては、コスト削減のみを重視するのではなく、施設の性質上、住民の安全・安心、処理の安定性・継続性等を確保するために、施設の実情と照らし合わせ、サービスの質の評価を行う。

（１）評価項目・評価状況

「○」：他方より明らかにメリットがある事項

評価項目	従来行われてきた事業方式	P F I 運営権方式
（１）安全・安心に関する評価		
町民の安心感	○町の関与が大きい町民の安心感が得られやすい	
事業の透明性	○情報開示が容易である	○第三者機関のチェックや適切なモニタリングにより確保可能
環境の保全性	○公共主体であり、基準に対し余裕を持った運転が可能	○設備の効率的な維持管理により環境性能低下が発生しにくい
リスク分担	○単年度のためリスク管理が容易	○リスクを事業者と分担できる
（２）安定性に関する評価		
事業の継続性		○事業期間中は同一の事業者により安定的に事業継続が可能
事業の質		○事業経験により創意工夫が発揮できる ○長期整備計画に基づく維持補修により設備の性能維持が期待できる
（３）柔軟性に関する評価		
町施策への対応	○年度毎の契約見直しにより柔軟な対応が可能	
災害時等の対応	○公共主体のため柔軟な対応が可能	○事業者の人材、技術的支援が期待できる
（４）事業の円滑性に関する評価		
事業者との契約	○毎年度競争原理が働く	○年度毎の契約事務が省ける
町職員の配置		○必要最小限の配置が可能
財政負担		○財政負担が平準化できる

（２）評価結果

従来行われてきた事業方式と P F I 運営権方式では、他方よりメリットを有すると判断できる項目は P F I 運営権方式が多い。

上記により、本事業は、P F I 運営権方式で実施することにより、事業期間を通じた公共負担の削減、民間事業者の創意工夫による農業集落排水施設運営の質の向上等が期待されることから、V F Mがあると判断できる。

2.2.5 民間事業者の募集・選定・公表

(1) 民間事業者の募集・選定・公表のフロー

特定事業の選定に続き、P F I 事業を実施する民間事業者の募集、評価・選定を行う。そして、民間事業者の選定を行ったときは、その結果を速やかに公表する。

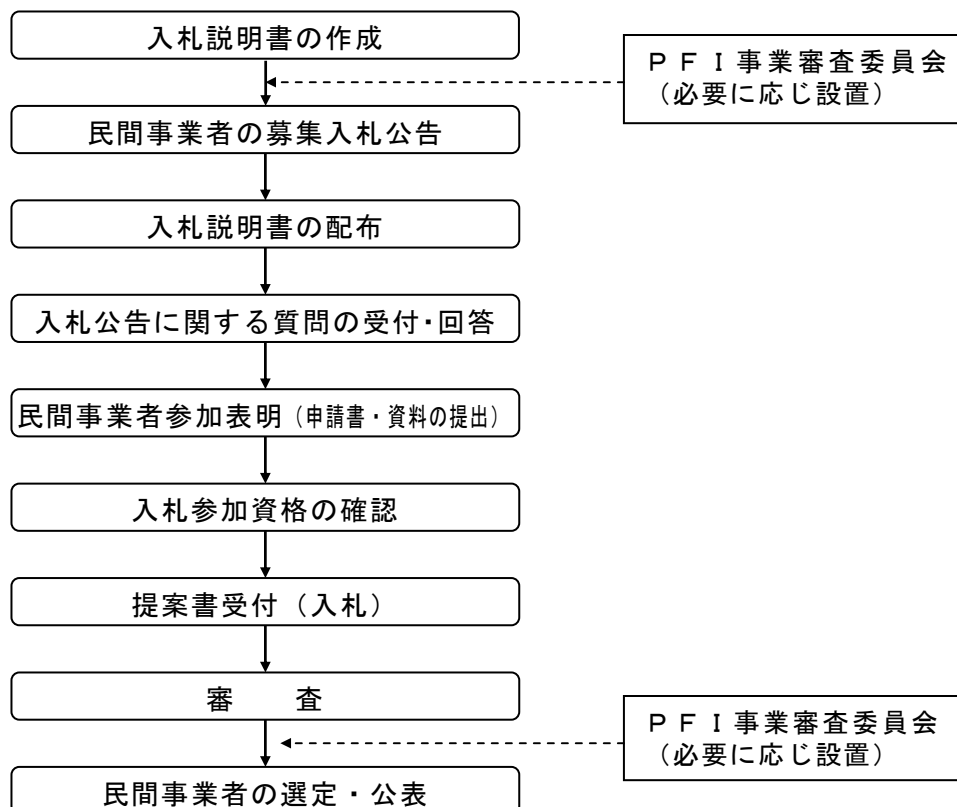
民間事業者の募集、評価・選定の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ① 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施する。
- ② できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意する。
- ③ 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮する。
- ④ 応募者の負担を軽減するように配慮する。

【解説】

民間事業者の選定方法には、「総合評価一般競争入札（価格だけでなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案して落札者を決定する入札方式）」「公募型プロポーザル方式（公募により事業契約を希望する者から事業の内容、価格等について提案書の提出を求め、予定価格の範囲内で最も優れた提案を行った者と契約を行うもので、契約方式としては随意契約に分類）」が考えられる。

民間事業者の募集、選定、公表のフローは、以下を参考とする。



（２）民間事業者の募集・選定

民間事業者の募集に向けて、公募要項（入札説明書）の作成を行う。事業スケジュール、事業計画の内容、技術提案書要項（要求水準書）や事業契約案等の募集書類を作成し公表する。民間事業者からの提案についての審査は、透明性を確保するため、基準や選定過程など結果以外の情報についても公表する。

【解説】

スケジュールについては、実施方針公表時にも概略スケジュールを提示するが、この段階では具体的な日程についても設定し事業スケジュールとして提示する。事業スケジュールの策定に際しては、参画する民間事業者の準備作業に要する期間や地方公共団体内部の手続き及び外部アドバイザーの作業工程を勘案する必要がある。事業スケジュールは民間事業者の対応準備に影響を与えるため、公表後の修正を回避するよう詳細な事前の検討が不可欠である。

技術提案書要項（要求水準書）は、地方公共団体が意図する公共サービスの内容・水準・量を的確に表現しているか、また、民間事業者の創意工夫が発揮される性能規定となっているかという点に留意して策定する必要がある。また、要求水準書は審査方法やサービス購入料の支払い方法（サービス購入型の場合）との関連性が高いため、審査方法、サービス購入料の支払い基準、モニタリングの指標などと整合性が図られているか留意する必要がある。

事業契約書の策定にあたり留意する事項は以下のとおりである。

① 要求水準の明確化

要求する公共サービスの提供において重視すべき点、留意すべき点を明確にし、公共サービスの質が低下した場合の復帰手順や方法など、要求する水準で公共サービスを安定的に提供するために必要な事項を明確にする。

② 競争的対話方式の活用（任意手続き）

技術提案書要項（要求水準書）作成にあたっては、実施方針の作成と同様に、競争的対話方式を活用することが考えられる。

手続きとしては、地方公共団体が民間事業者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき技術提案書要項（要求水準書）を作成・調整し、対話終了後、技術提案書の提出要請を行うこととなる。

③ リスク分担の明確化

事業の履行に関わる諸事項の官民間の義務と責任を明確化する。また、規定した諸事項に関して問題発生時の責任の所在と対応方法を明確化する。リスク分担においては、余計な経費が発生しないよう民間事業者と地方公共団

体で各々のリスクが管理可能となるようリスク分担することが基本である。

事業の現金の流れ（キャッシュフロー）に大きな影響を与える施設完工リスクを含む履行の遅延、費用の増加、契約の解除などの発生事由（民間事業者側の責に帰する事由、地方公共団体側の責に帰する事由、不可抗力や法令変更による事由）に従って費用負担や賠償条件を明確に取り決める必要がある。

民間事業者の審査は、適性資格基準、基本能力基準、事業経営・管理能力評価基準・事業提案書評価基準などの観点から総合的に評価することが基本となる。P F I では、提案書作成等の準備費用が多額となるため、参画予定事業者数が多数であると見込まれる場合、応募者全員にその負担を強いると民間事業者の参加意欲を阻害する可能性がある。

※ 民間事業者の募集・選定・公表にあたっての詳細については、「資料編」P106～を参照のこと。

(3) 民間事業者の選定結果の公表

1) 共通事項

民間事業者の選定結果については、選定過程の透明性を確保するために必要な根拠資料を公表する必要がある。

【解説】

民間事業者の選定結果の公表にあたっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表する。ただし、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある事項を除く。

選定されなかった応募者に対し非選定理由の説明機会を設けることは、PFIの適切な推進の観点からも必要である。

2) PFI 運営権方式

PFI 運営権方式の場合、民間事業者の選定結果の公表を行った後に、議会の議決を得たうえで、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、公共施設等運営権登録簿に登録する必要がある。

【解説】

PFI 運営権方式の場合、民間事業者の選定結果の公表を行った後に、PFI 法第 19 条の規定に基づき、公共施設等運営権の設定に対する議会の議決を得なければならない。

次に、PFI 法第 16 条の規定に基づき、選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行う。

この場合、同法第 19 条に基づき、公共施設等の名称、立地、規模及び配置、運営の内容及び運営権の存続期間を設定書に記載する。

管理者である地方公共団体の判断により公共施設等の一部や複数の公共施設等も設定単位とすることができるため、PFI 運営権方式で運営権者である民間事業者に委ねる農業集落排水施設（処理施設、管路施設、その他施設）の範囲と運営権を設定する範囲を合わせる必要がある。

その後、PFI 法第 27 条の規定に基づき、内閣府に備える公共施設等運営権登録簿に登録を行う。具体的手続きについては、公共施設等運営権登録令（平成 23 年 11 月政令第 356 号）及び公共施設等運営権登録令施行規則（平成 23 年 11 月内閣府令第 66 号）に準ずる。

(4) 債務負担行為の設定

P F I 事業で締結される契約は、複数年度にわたる契約となるため、債務負担行為の設定が必要であり、議会の議決を得る必要がある。

【解説】

① 債務負担行為の設定時期

債務負担行為は、総合評価一般競争入札による場合、原則として入札公告前に設定する。手続きに時間を要し、債務負担行為設定の翌年度に契約の締結となった場合には、翌年度に再度、債務負担行為を設定し直す必要がある。

公募型プロポーザル方式による場合には、契約締結時までに設定する必要がある。

② 債務負担行為の設定額

債務負担行為の設定額は、特定事業選定の際のV F M評価にて算出された、P F I 事業の事業期間全体を通じての総事業費が基礎となる。実際の支払予定額となるため、現在価値に割り引く前の額となることに留意する必要がある。

なお、独立採算型のP F I 事業（P F I 運営権方式も含む。）を行う場合にあっては、民間資金により事業運営を行うことから、債務負担行為を設定する必要はない。

2.2.6 事業契約の締結

(1) 共通事項

1) 契約の締結

民間事業者の決定後は、選定された民間事業者と契約条件の交渉を行い、詳細な内容を取り決めたうえで、契約を締結する。

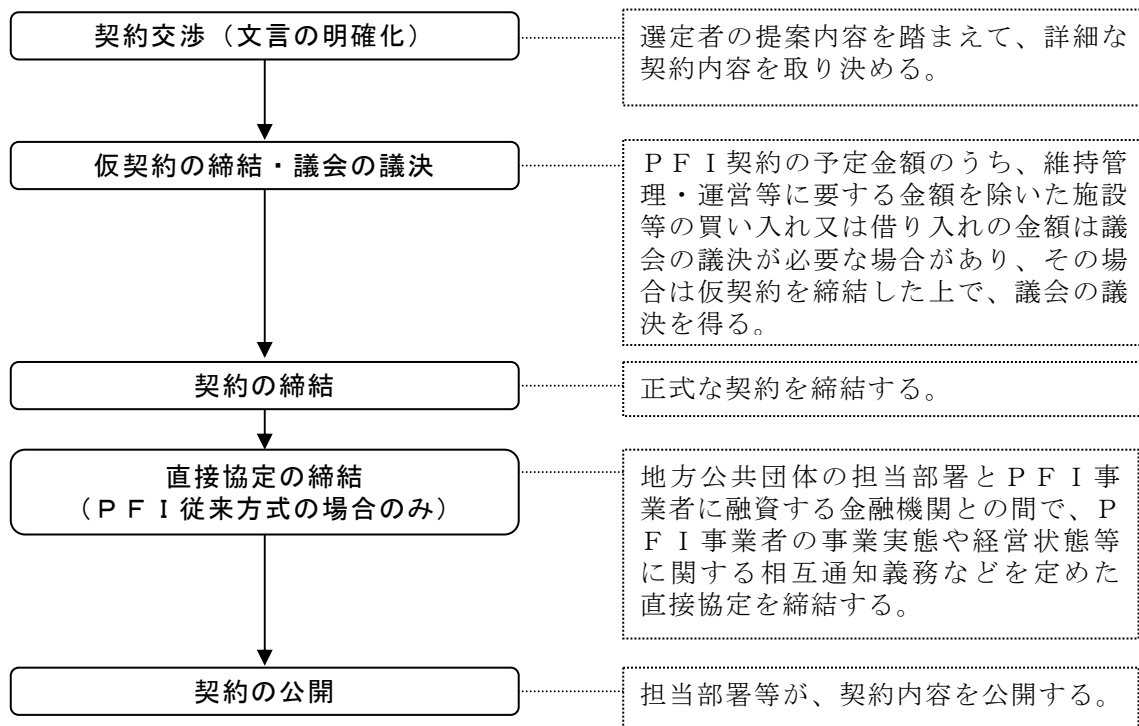
【解説】

契約の締結に関する業務フローは、以下を参考とする。

落札者（公募型プロポーザルの場合は優先交渉権者）が決定後に、詳細な契約内容を取り決める。民間事業者からの提案内容を詳細に確認する作業が中心となり、契約期間に起こり得るあらゆる事態に対処できるような方策や条件を詰める必要があり、契約手続きまでに時間を要する場合がある。

総合評価入札の場合、契約締結にあたっては、募集の際にあらかじめ明示された事項や軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書に示した契約内容は変更できないことに留意する必要がある。

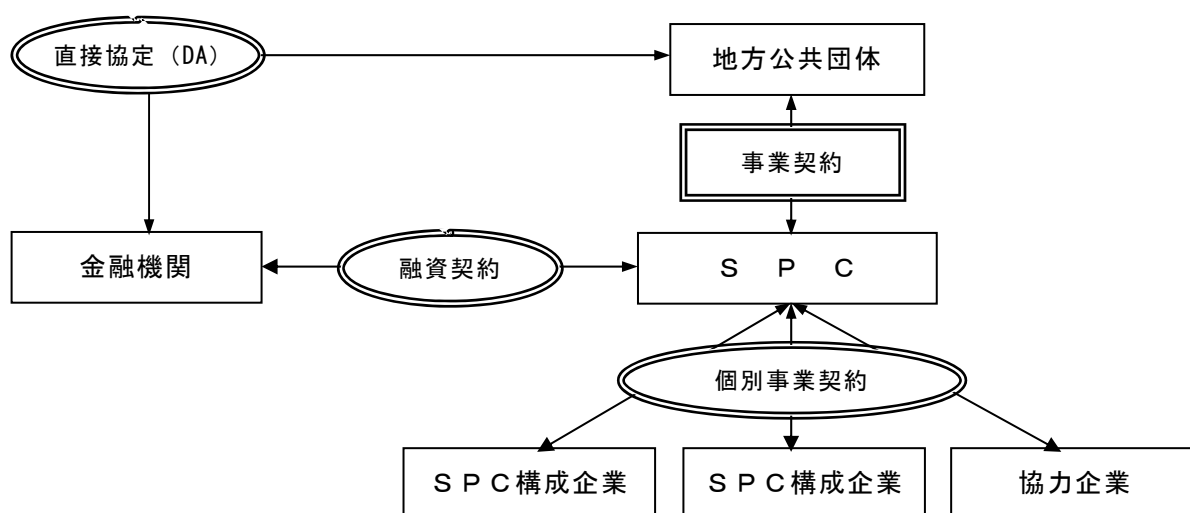
一方、随意契約である公募プロポーザル方式は、事業内容や契約条件を交渉で詰めた後、契約する仕組みである。ただし、募集の際に公開した条件に反した取決めを事後的に特定企業と行うことは、公平性と透明性の原則に反するため、安易な条件変更は慎むべきである。特に契約条件の根幹である価格とリスク分担については、変更すべきではない。



※ 契約締結時の留意事項等については、「資料編」P114～を参照のこと。

P F I 従来方式の場合、契約締結までの準備事項や金融機関等との事業実施に係る事項について、直接協定を締結することも考えられる。契約締結までの準備事項やS P C（特別目的会社：P87～参照）の設立に向けた基本協定を地方公共団体と民間事業者の間で締結することや、金融機関等からの借入がある場合には、地方公共団体と金融機関との間で事業の実施に係る事項を定めた直接協定を締結することが考えられる。

直接協定（ダイレクトアグリーメント（以下「D A」という。））は、民間事業者による選定事業の実施が困難となった場合等に、管理者である地方公共団体によるP F I事業の契約解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入（ステップイン）を可能とするための必要事項を規定するものであり、地方公共団体と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定である。要求水準の未達や期限の延長や利益の喪失等一定の事項が生じた場合の相互の通知義務や運営権者の発行する株式や有する資産への担保権の設定に対する地方公共団体の承諾等について規定される。



サービス購入型の直接協定（D A）

(2) P F I 運営権方式

1) 契約の締結

P F I 運営権方式の場合、地方公共団体と民間事業者の契約は公共施設等運営権実施契約となり、契約締結後、遅滞なく公表する必要がある。

【解説】

公共施設等運営権実施契約については、P F I 法第 22 条の規定に基づき、地方公共団体と民間事業者で契約締結を行い、遅滞なく公表する必要がある。

P F I 法第 22 条の規定に基づき定める事項は以下のとおり。

【公共施設等運営権実施契約に定める事項】

- ① 公共施設等の運営等の方法
- ② 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ③ 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
- ④ 公共施設等の管理者等が、実施方針に従い公共施設等運営権者（公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法
- ⑤ 契約終了時の措置に関する事項
- ⑥ 公共施設等運営権実施契約の変更にに関する事項

2) 利用料金の届出

P F I 運営権方式の場合、民間事業者は、P F I 法の規定により利用料金についてあらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。

【解説】

運営権者である民間事業者は、P F I 法第 23 条の規定に基づき、利用料金について実施方針に定める範囲内で、かつ自らが提案書に示した利用料金を、あらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。

3) 事業開始の届出

P F I 運営権方式の場合、民間事業者は、事業契約に従って事業を実施するが、事業を開始した時は、P F I 法の規定により遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。

【解説】

運営権者である民間事業者は、P F I 法第 21 条の規定に基づき、事業を開始した時は、遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。

2.3 事業実施

2.3.1 事業の実施

(1) 事業を実施するにあたっての確認事項

事業契約が締結された後、民間事業者は基本方針及び実施方針に基づき、契約に従い、設計・建設、維持管理、運営を行う。農業集落排水施設の管理者である地方公共団体は、契約に定める範囲内で事業を実施するにあたって、浄化槽管理者の配置状況、交付金の手続き状況を確認する。

【解説】

1) 浄化槽管理者としての責務

農業集落排水施設においては、当該污水处理施設の所有者、占有者その他の者で、当該施設の管理について権限を有するものを浄化槽管理者といい、施設の所有形態により、地方公共団体所有のB T O方式及びP F I運営権方式では市町村長、民間事業者所有のB O T方式及びB O O方式等ではS P Cの代表者とするのが一般的である。浄化槽管理者は、以下の責務を行うこととなる。

① 技術管理者の設置

浄化槽管理者は、環境省令に基づき、501人以上の規模の污水处理施設を設置する場合には、保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させる、技術管理者を置く（浄化槽管理者自ら行う場合を除き）必要がある。このことから、P F I事業では、S P Cに環境省令で定める資格を有する技術者を置くものとする。

② 污水处理施設の保守点検

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、保守点検及び清掃を行う必要がある。

③ 保守点検及び清掃の委託

浄化槽管理者は、保守点検作業を都道府県知事が浄化槽法に基づき保守点検業者を登録（以下「登録保守点検業者」という。）していれば登録保守点検業者に、都道府県知事が登録していない場合は、浄化槽管理士の資格を有するものが従事する保守点検業者に委託することができる。

また、清掃作業は、浄化槽清掃業者に委託することができる。

このことから、P F I事業では、S P Cに登録保守点検業者（登録がない場合は浄化槽管理士）及び浄化槽清掃業者を置くものとする。

2) 交付金の手続

P F I 事業においては、民間事業者の施工スケジュール（施工の年度割）に基づき、地方公共団体が交付金を申請する。年度途中で施工の進捗が変わるなどによる工事費の若干の増減については年度当初の金額に関しては変更しないものとし、増減額が大きい場合は、民間事業者と別途協議を行うものとする。

(2) 災害時等の危機管理対策と対応体制

災害、不可抗力事象発生時等の危機管理対策と対応体制をあらかじめ、契約書に明らかにしておく必要がある。

【解説】

1) 災害、不可抗力発生時

P F I 事業運営中に、事業対象となる施設の一部又は全部が被災した場合、応急対策工事の実施、資機材の確保等、災害時に備えた地方公共団体と民間事業者の役割分担を予め契約書等で明らかにしておく必要がある。

災害、不可抗力事象の発生によって、実施契約等に従って行われる業務の一部又は全部について履行不能となった場合、民間事業者は、その履行不能の内容の詳細及びその理由について書面をもって直ちに管理者に通知することを規定することが望ましい。民間事業者は、地方公共団体に通知後、履行不能状況が継続する間、実施契約等に基づく自己の債務について、当該不可抗力による影響を受ける範囲において業務履行義務が免除されることを実施契約に規定する。

但し、民間事業者は、損害を最小限にする義務を負う必要がある他、不可抗力事象発生時に緊急に行うべき作業について、可能な限り具体的に役割分担や手続の検討を行い、実施契約に規定することが望ましい。

2) 災害復旧事業で対応する場合

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「暫定法」という。）に基づく事業等の適用対象に該当する場合においては、地方公共団体は事業継続措置を行い、交付金や交付税等を原資とした復旧活動を行う他、民間事業者との実施契約等の見直し、民間事業者による復旧活動の支援を行うことが妥当である。

暫定法の適用対象に該当しない場合においては、不可抗力事象によって事業対象となる施設の復旧にあたって、民間事業者が当該施設に付保することを義務付けられた保険によって、その損害の全部又は大部分を補填することができないと認められる場合は、管理者が復旧作業等を主体的に行うことが妥当であると考えられる。

3) 民間事業者が自ら復旧する場合

一方、以下に該当する場合においては、地方公共団体の事業継続措置なしで民間事業者自らが復旧を行うことが妥当であるものと考えられる。

- ・ 民間事業者が予め加入を義務付けられる保険により損害の補填が可能である場合。
- ・ 予め定められた上限幅内において、民間事業者が利用料金を改定することにより、損害の補填が可能である場合。
- ・ 議会の議決により予め定められた上限幅を改定し、新たに設定された上限幅内において、民間事業者が利用料金を改定することにより、損害の補填が可能である場合。

2.3.2 モニタリング

(1) モニタリング

地方公共団体は、民間事業者が提供するサービスや施設の維持管理・運営状況が要求水準書と照合し、適切であるか否かを判断するため、モニタリングを行うものとする。

なお、P F I 運営権方式におけるモニタリングは、P F I 従来方式におけるモニタリング項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。

【解説】

1) 共通事項

① 基本事項

農業集落排水施設の管理者である地方公共団体は、民間事業者が提供するサービスや施設の維持管理・運営状況が要求水準書と照合し、適切であるか否かを判断するため、モニタリング^(注)を行うものとする。モニタリングの内容については、契約で定めておく必要がある。

(注) P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府民間資金等活用事業推進室）では、次のようなことが例示されている。

- a) 民間事業者により提供される公共サービスの水準の監視
- b) 民間事業者からの協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告書の定期的な提出
- c) 民間事業者からの公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の定期的な提出
- d) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときは、選定事業者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めること

② 公共サービスの水準の監視方法

ア. 設計段階

地方公共団体は、民間事業者から提出された実施設計図書の内容が P F I 事業契約、入札説明書等及び技術提案書に適合していることを確認する必要がある。また、施設設置に必要な手続に関わる書類等の提出を求める。

施設設置手続き

建築確認申請、浄化槽設置届等

イ. 施工段階

地方公共団体は、民間事業者から提出された施工計画書（年度別事業費を含む）及び竣工検査報告書を確認する必要がある。また、必要に応じて工事現場の確認を行うものとする。

ウ. 維持管理

a. 施設

地方公共団体は、民間事業者から提出された維持管理計画書(維持管理方法、設備更新等も含む。)及び維持管理報告書を確認する必要がある。

また、必要に応じて維持管理状況の確認を行うものとする。

農業集落排水施設は、適正な維持管理により、汚水等を集水・処理若しくは循環利用することが求められるため、汚水処理施設及び管路施設に関してモニタリングを行うものとする。モニタリング方法は、以下のとおりとする。

○ 汚水処理施設

地方公共団体は、民間事業者から機器類、処理水槽躯体、建築物等の保守点検に関する管理報告書の定期的な提出を求める。

- ・ 機器類：処理方式別の「維持管理マニュアル」参照(JARUS型の場合)
- ・ 処理水槽躯体：「農業集落排水施設のコンクリート劣化点検・診断・補修の手引き(案)」参照(JARUS型の場合)

○ 管路施設

地方公共団体は、民間事業者から管路、中継ポンプ、真空ユニット等の保守点検に関する管理報告書の定期的な提出を求める。

b. 水質

農業集落排水施設では、農業用排水路及び公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽法に基づく水質検査を法定検査として実施するほか、安定した処理機能を維持するために自主的に水質検査を行うものとしており、水質のモニタリングを行うものとする。民間事業者から、水質検査に関する検査結果の定期的な提出を求める。

水質調査項目と回数

水質調査項目	回 数	採水箇所(参考)
BOD	1回/月	流入水、処理水
SS	1回/月	流入水、処理水
大腸菌群数	1回/6ヶ月	放流水
T-N	1回/月	流入水、処理水
T-P	1回/月	流入水、処理水

※T-N、T-Pは、脱窒、脱リンを行う施設等の場合に適用する。

流入水は原水ポンプ槽又は流量調整槽の流出水、処理水は沈殿槽の流出水

c. 汚泥

農業集落排水施設で発生する余剰汚泥は適正に処理する必要があり、汚泥処理に関する報告書の定期的な提出を求める。また、汚泥のコンポスト化などリサイクル利用する際は、肥料取締法等の関係法令の基準に適合する検査結果資料の提出を求める。

d. 周辺環境への影響

農業集落排水施設では、臭気や騒音等により農村環境への影響がでないようにする必要があり、施設周囲において臭気や騒音状況等を定期的に確認し、周辺環境への影響が危惧される場合には、臭気又は騒音を測定する。

2) P F I 運営権方式

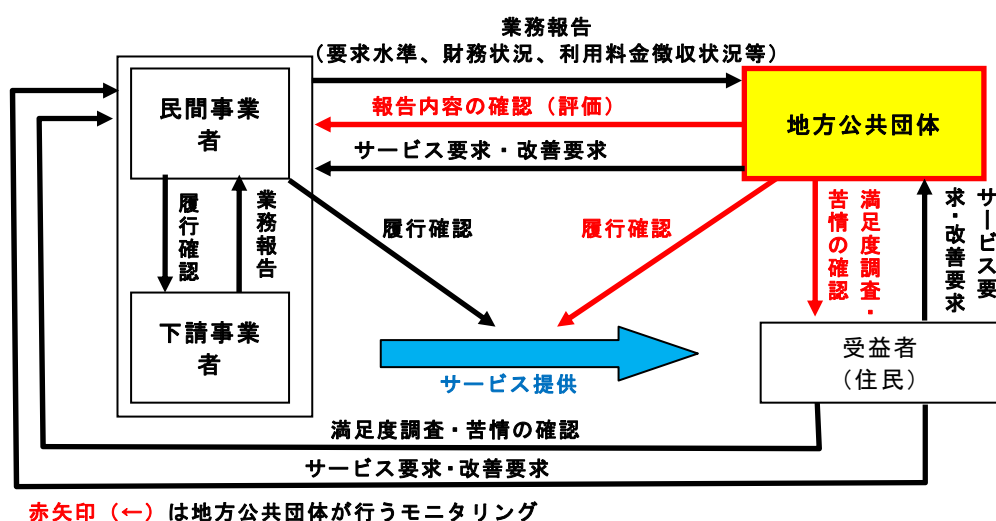
P F I 運営権方式においては、P F I 従来方式における水質管理、施設の施工・維持管理を重視したモニタリングを行うとともに、農業集落排水事業の持続性の観点から、財務状況やサービス水準を評価対象としたモニタリング項目として以下の項目を追加する必要がある。

P F I 運営権方式特有のモニタリング項目の例

モニタリングの目的	モニタリング項目
健全経営の維持	財務諸表、経営指標
サービス水準の維持	サービス受益者への満足度調査、苦情の状況の確認、サービス提供状況の現地確認等

また、これらをモニタリングする手法として、以下の事例が考えられる。

- ・ 民間事業者から提出された業務報告書（財務諸表、維持管理年報、財務状況、利用料金収受の状況、流入・放流水質、流入汚水量、ユーティリティー（光熱量・薬品量・燃料量・消耗品量・通信量）等）の確認。
- ・ 民間事業者、管理者又は外部専門機関による物理的な計測（放流水質、搬出汚泥量、騒音・臭気等）の確認。
- ・ 物理的な計測が困難なものは、サービス提供状況の現地確認等（施設機能の確認等）。
- ・ この他、サービス受益者への満足度調査、苦情の状況の確認等。



P F I 運営権方式のモニタリング手法

※ モニタリングに関するガイドライン（平成25年9月：内閣府民間資金等活用事業推進室）を基に作成

なお、地方公共団体は、農業集落排水事業の最終責任を負う者として、民間事業者に事業を任せきりになるのではなく利用者である住民との積極的なコミュニケーションを継続することが重要である。将来にわたり、持続的なサービスを提供していく上で、事業規模や料金体系の見直しを行うことも考えられ、こうした状況を利用者に説明し、理解を得ていくことが必要不可欠である。

さらに、施設更新の必要性や更新しない場合の将来の問題点、更新に必要な事業費と資金調達の見通し、更新スケジュール等、地方公共団体が事業を自ら行う場合と同様に分かりやすく工夫しつつ利用者の住民に説明する必要がある。

このため、利用者の住民とのコミュニケーションに関する日常的な取組に関しても、予め契約書等で明らかにしておくとともに、モニタリングにおいて確認することが必要となる。

(2) モニタリング体制

要求水準を満たしているかの判定及びその結果に基づく評価等は、地方公共団体が自ら行う必要があるが、評価のためのデータ収集、分析等については、外部機関を活用することが可能である。

【解説】

モニタリングに関するガイドライン（内閣府民間資金等活用事業推進室）によると、モニタリングの最終責任は管理者にあり、要求水準を満たしているかの判定及びその結果に基づく評価等は、管理者が自ら行う必要があるが、その全てを管理者が行う必要はなく、評価のためのデータ収集、分析等については、外部機関を活用することが可能である。

地方公共団体は必要に応じて、PFI法第28条の規定に基づき、業務・経理の状況について報告を求め、実地の調査、必要な指示（改善命令）を行うことにより、PFI事業の適正を期することが可能である。このため、地方公共団体は、業務の性質を考慮して、必要となる専門家（設計、施工、維持管理、財務・経理、サービス水準等）を配置することとなるが、地方公共団体内部で知見や知識が不足する場合、専門的知識を補うことを目的として、外部の専門機関等を利用することによりモニタリング体制を構築することも有効である。

また、PFI事業は事業期間が長期に亘ることから、例えば10年毎に管理者である地方公共団体が自ら開催、又は外部に設置する有識者会議や評価機関により、定期的な事業チェックプロセスを設けることも有効である。

モニタリング体制（例）

【管理者の責任】

- ・評価のための外部機関への調査委託
- ・運営権者が報告したものの評価
- ・運営権者へのサービス改善要求

評価内容		評価者	外部機関等の活用
設計		管理者	—
施工		管理者	—
維持管理	施設	管理者	—
	水質等	管理者	水質分析の結果報告（採水、分析、報告書作成）
財務・経理		管理者	経済評価の助言（財務諸表の分析 等）
サービス水準		管理者	満足度評価の助言（利用者への満足度調査等）

(3) モニタリングの公開

地方公共団体は、モニタリング等の結果について、住民等に対し公開することが望ましい。

【解説】

農業集落排水施設の管理者である地方公共団体は、当該選定事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング等の結果について、必要に応じ住民等に対し公開することが望ましい（事前に公開する旨、応募要件に明記することが望ましい）。

ただし、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ契約で合意の上、これを除いて公表する。

2.4 契約解除

(1) 不可抗力による契約解除

不可抗力事象発生時には、地方公共団体による事業継続措置の必要性を検討する必要がある。

【解説】

不可抗力とは、協定等の当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても、なお防止し得ないものである。具体的には、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、津波、火災、有毒ガス等の自然災害に属するものと、騒乱、暴動、戦争、テロ行為等の人為災害に属するものがある。

1) P F I 従来方式

以下のような対応をとることが考えられる。

- ・ 地方公共団体は、民間事業者が建設中の施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分の引渡しを受ける。
- ・ 地方公共団体は、民間事業者に対し、当該出来高分に相応する代金及びこれにかかる支払利息を支払う。
- ・ 民間事業者が業務を履行できないことによって免れた費用を控除し、民間事業者が実際に行ったその他の業務の内容に応じた支払いを行う。

2) P F I 運営権方式

以下のような対応をとることが考えられる。

- ・ 地方公共団体は、民間事業者が改築において施設台帳の変更が必要となるその部分について、出来高分を検査し、当該検査に合格した部分の引渡しを受けると同時に当該部分の所有権を取得する。
- ・ 地方公共団体は、民間事業者に対し、当該出来高分に相応する代金及びこれにかかる支払利息を支払う。
- ・ 契約が取り消された時点において、既に運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分（運営権対価の過払い分）については、返還義務が生じる。

なお、P F I 法第 30 条では具体的な算出方法については言及していないが、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府民間活用等事業等推進室）において示されているとおり、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれる。

(2) 民間事業者側の帰責事由による契約解除

要求水準が未達成の期間が継続的に発生したり、財務的な理由で事業継続が不能状態が発生等、民間事業者側の事由による契約解除の場合には、予め定められた違約金を地方公共団体に支払う必要がある。

【解説】

民間事業者側の事由による契約解除の場合、実施契約で予め合意された違約金を管理者である地方公共団体に支払う必要がある。当該違約金には、要求水準未充足状態を補充する費用や再公募にかかる費用等、地方公共団体に生じることが予定される諸費用相当額とする。

地方公共団体が確実に補償を受け、違約金等を回収するためには、契約保証金の納付、積立金、又は維持管理や運営業務について履行保証保険の付保を求める等の措置を契約で定めておく必要がある。

P F I 運営権方式にあつては、P F I 法第 29 条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合には、地方公共団体は、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

【公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる事項】

- イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。
- ロ 第 9 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- ハ 第 21 条第 1 項の規定により指定した期間（延長があつたときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。
- ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。
- ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。
- ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。

(3) 地方公共団体側の帰責事由による契約解除

地方公共団体側の帰責事由により契約解除を行う場合には、地方公共団体は民間事業者に対して、遅延損害金、損失補償を支払う必要がある。

【解説】

地方公共団体側の事由による契約解除の場合、地方公共団体が実施契約上の重大な義務に違反し、民間事業者から一定期間の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、是正されない場合、民間事業者は地方公共団体に対して、契約解除事由を記載した書面を通知することにより、実施契約を解除することができる。

1) P F I 従来方式

地方公共団体が、金銭の支払を遅延した場合、地方公共団体は民間事業者に対して、支払うべき金額に対して、遅延損害金を支払うことが考えられる。

2) P F I 運営権方式

P F I 法第 29 条第 2 項第 2 号に「公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき」という規定に基づき実施契約を解除し、地方公共団体は P F I 法第 30 条に基づいて損失の補償を負う。

P F I 法第 30 条では、損失補償の具体的な算出方法については言及していないが、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府民間活用等事業等推進室）において示されているとおり、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれると共に、運営権対価の過払い分についても、民間事業者に支払う必要がある。

2.5 事業の終了

(1) PFI 従来方式

契約に定める事業の終了時期となったとき、選定事業は終了となる。このとき、土地等の明渡し等、あらかじめ契約で定められた資産の取扱いに則った措置を講じる。

【解説】

契約書等で定められた事業期間が終了した時に、当該事業は終了する。事業期間の延長の可否や現状回復義務の必要性、所有権の移転等に関する基本的な取扱いについては、あらかじめ契約書に規定しておくべきである。具体的な条件については、契約期間満了時における施設の品質や事業環境、農業集落排水施設の接続状況等の社会経済情勢を判断したうえで民間事業者と協議することが考えられる。

ただし、事業終了時の引渡条件は、事業期間における施設の維持管理のレベルや業務水準にも影響を与える場合がある。また、公共事業として必要な期間と契約期間が必ずしも一致するとは限らないので、契約期間終了時の取扱いについては、慎重に検討する必要がある。

事業終了に伴い、民間事業者が解散するケースがある。この場合、施設に関する瑕疵担保や事業に関する債務不履行や不法行為などの責任の所在を取り決める必要がある。

(2) P F I 運営権方式

主に事業期間後半に行った改築更新にかかる投資については、事業期間終了後もその効果が発生することから、その資産の取扱いについて定めておく必要がある。

【解説】

公共施設等運営権契約は契約期間が限定されていることから、民間事業者が改築更新を行った場合、改修により新たに発生する資産の中には耐用年数が契約期間以降も継続し続けるものがあることが想定される。そのため、本来は事業期間終了後の利用料金で回収されるべき原価（資本費）について、改築更新の資金負担を行った民間事業者が事業期間中にどのように回収するかが課題となる。民間事業者に事業期間中に回収を求めることは、主に事業期間後半の投資を中心として改築更新の効果と費用回収の期間のズレが生じ、事業期間の利用料金が高騰すること等が考えられるため、地方公共団体が資金負担することが考えられる。その際には、「通常の固定資産として償却した場合に想定される事業期間終了時の残存簿価」相当の資金を地方公共団体が負担することが考えられる。

また、事業の終了と共に P F I 運営権方式が次の民間事業者に途切れることなく引き継がれるには、一時的に地方公共団体が資金負担し、次期の民間事業者が選定されるまで、民間事業者が地方公共団体に運営権対価を分割又は一括で支払うこと、または、地方公共団体が利用料金により回収していくことが考えられる。P F I 運営権方式終了時においてどのような状態で施設を渡すかで管理の方法が変わってくる。このため、事業の終了時の施設の状態について検討した上で、実施契約書に記載する必要がある。

なお、現行の会計上の考え方では、運営権は、契約期間で均等償却されることとされている。

資 料 編

第 1 章 P F I 事業の詳細な解説

1.1 P F I 事業の資金計画等

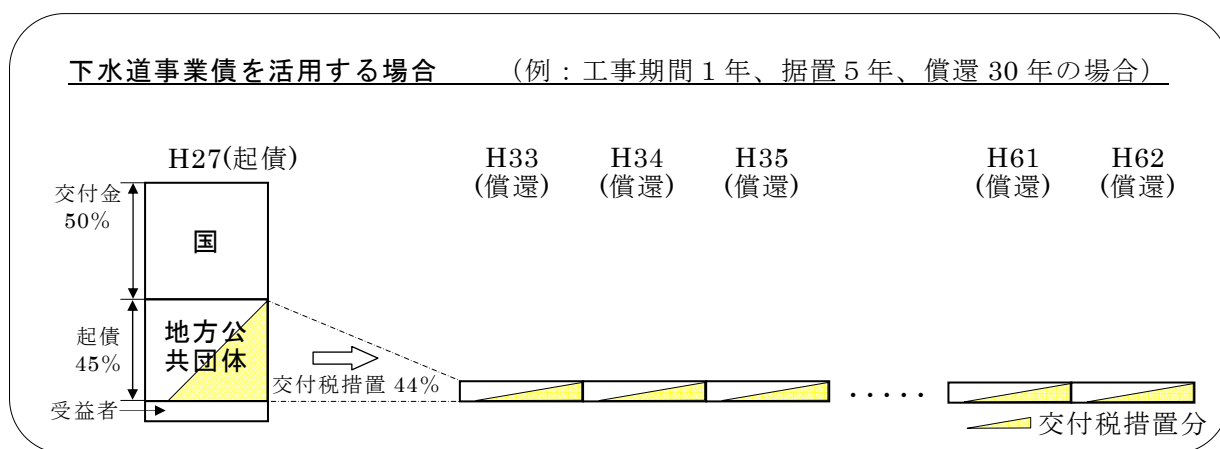
(1) 共通事項

集落排水事業において行われる P F I 事業では、地方公共団体が P F I 事業者に対し財政的支出を行う場合であっても地方財政措置が行われる。

【解説】

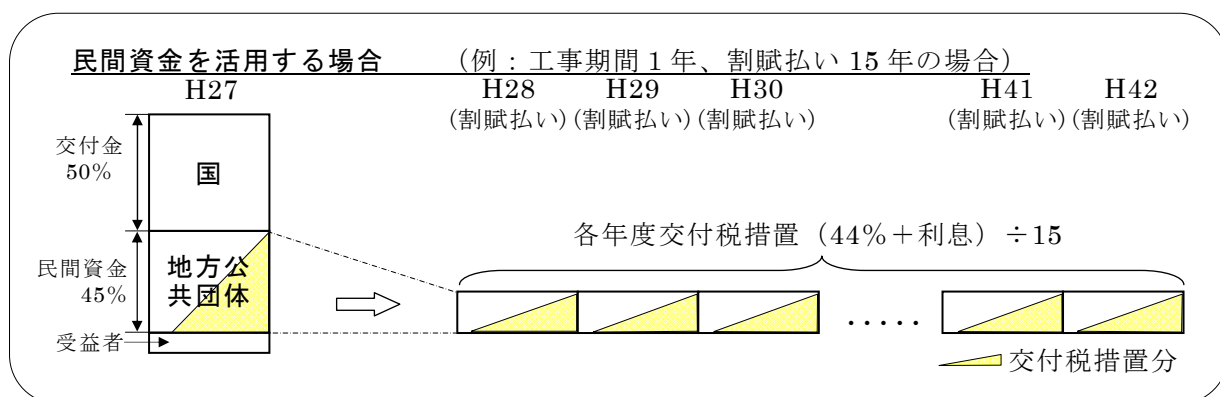
1) 施設整備時に下水道事業債を起債した場合

農業集落排水事業は下水道事業債の活用ができ、P F I 事業の形態をとった場合にも同様であり、償還年数に応じた交付税措置が行われる。



2) 施設整備時に下水道事業債の代わりに民間資金を活用した場合

交付金及び地方単独事業分を P F I 事業者が一旦肩代わりし後年度に返済を受ける契約とした場合は、契約上の返済スケジュールに沿って交付税措置が行われる。



○ P F I 事業に係る地方財政措置について

交付金等が支出される P F I 事業において、地方公共団体が P F I 事業者である民間事業者に対して財政的支出を行う場合の地方財政措置は、P F I 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）、以下のとおり定められている。

第 1 P F I 事業に係る財政措置について

2 財政措置の内容

(1) 国庫補助負担金が支出される P F I 事業

ア 基本的な考え方

当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる。

イ 具体的な内容

① 地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合

地方公共団体が支出を行うにあたって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。

② 地方公共団体が P F I 事業者に対し後年度に整備費相当額の全部又は一部を割賦払い、委託料の形で分割する場合

地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

○ 交付税措置について

交付税措置は、下水道事業債（起債元利）の 44% 分である。S P C への対価の支払期間は、市町村の財政状況を考慮して定めるとともに、契約書に明記する必要がある。

例えば、S P C との交渉によっては、償還に応じて S P C に支払うことで資金調達を不要にするため維持管理期間と S P C への対価の支払期間を別途設定して契約する方法も考えられる。

起債の資金区分と償還期限

	償還期限	貸付利率（平成 26 年 10 月現在）
資金運用部資金	30 年償還（5 年据え置き）	1.3%（半年賦・元利均等）
公営企業金融公庫資金	30 年償還（5 年据え置き）	1.4%（固定金利方式・基準利率・元利均等）

(2) P F I 従来方式

農業集落排水事業をP F Iで実施する場合であっても、事業要件等に沿った事業であれば、従来の公共事業の発注方式と同様、交付金及び下水道事業債に対する交付税交付金措置等が受けられる。

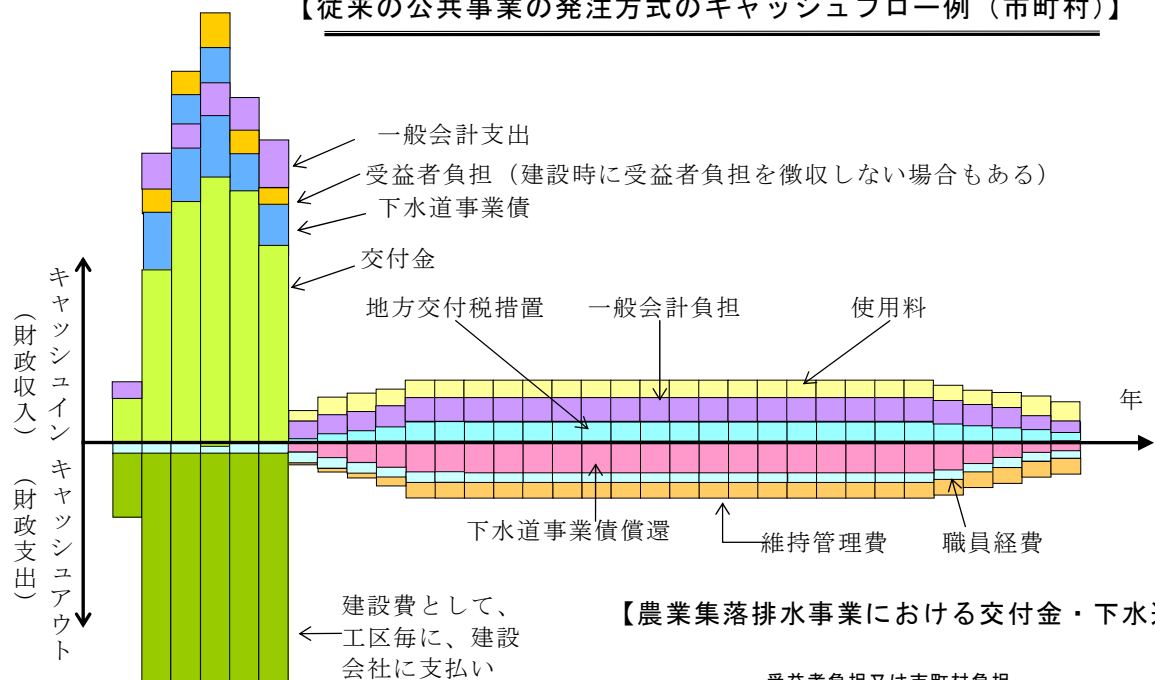
【解説】

1) 従来の公共事業の発注方式

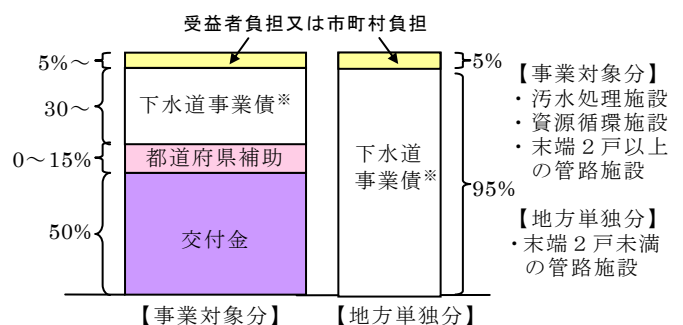
農業集落排水事業に要する経費のうち、対象事業費の50%が国から事業主体に交付され、交付残分及び事業対象外である地方単独分については都道府県、市町村及び受益者の負担となる。

交付残分及び事業対象外分に対しては、事業主体が市町村である場合、その負担に対する地方債の起債措置が可能である。このうち起債措置は、事業対象分が交付残事業費の90%について下水道事業債を充当でき、また事業対象とならない地方単独事業分は対象事業費の概ね95%について下水道事業債が充当される。起債額の44%は、基準財政需要額に算入される。

【従来の公共事業の発注方式のキャッシュフロー例（市町村）】



【農業集落排水事業における交付金・下水道債】



※下水道事業債の44%は、基準財政需要額に算入される。

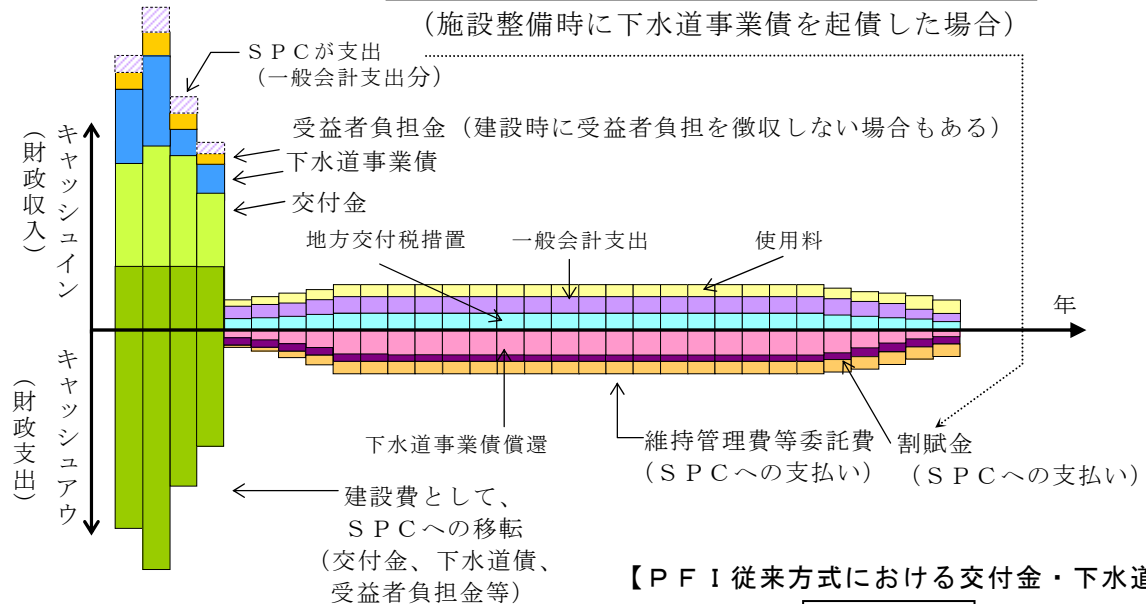
2) P F I 従来方式

P F I 従来方式の場合であっても、従来の公共事業の発注式と同様に、交付金、下水道事業債の発行、及び起債に対する地方交付税措置等が受けられる。事業によっては、下水道事業債の代わりに、S P Cの資金を活用することも考えられ、この場合にも後年度地方交付税措置が受けられる。

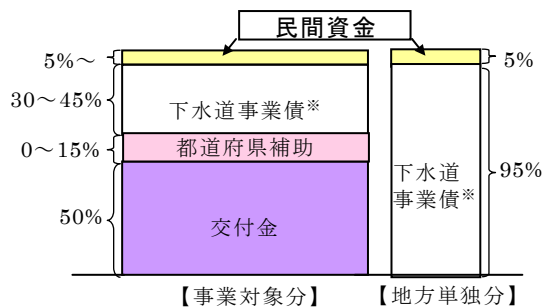
P F I 従来方式の場合にも、農業集落排水事業ではこれら交付金・交付税措置は、一度事業主体である地方公共団体に交付される。

維持管理費等委託費は、施設等の維持管理及び事業の運営に要する費用等として、地方公共団体がS P Cに支払う費用である。

【P F I 従来方式のキャッシュフロー例（市町村）】



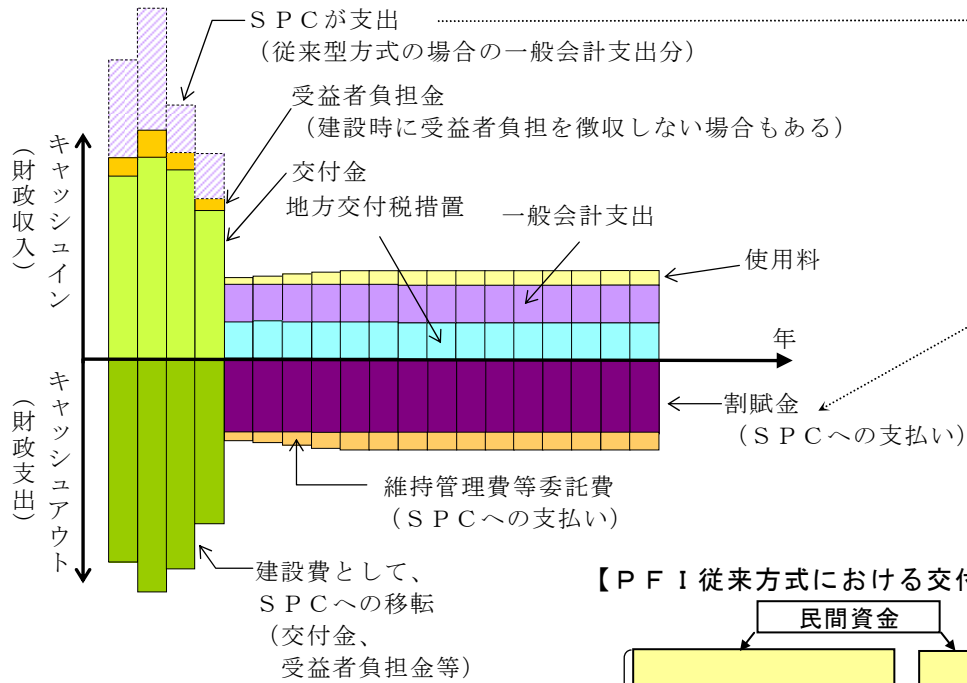
【P F I 従来方式における交付金・下水道債】



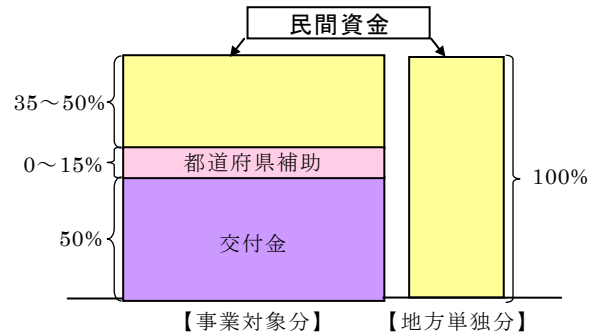
※下水道事業債の44%は、基準財政需要額に算入される。

【PFI 従来方式のキャッシュフロー例（市町村）】

（施設整備時に下水道事業債の代わりに民間資金を活用した場合）



【PFI 従来方式における交付金・民間資金】



(3) P F I 運営権方式

1) 事業に要する費用

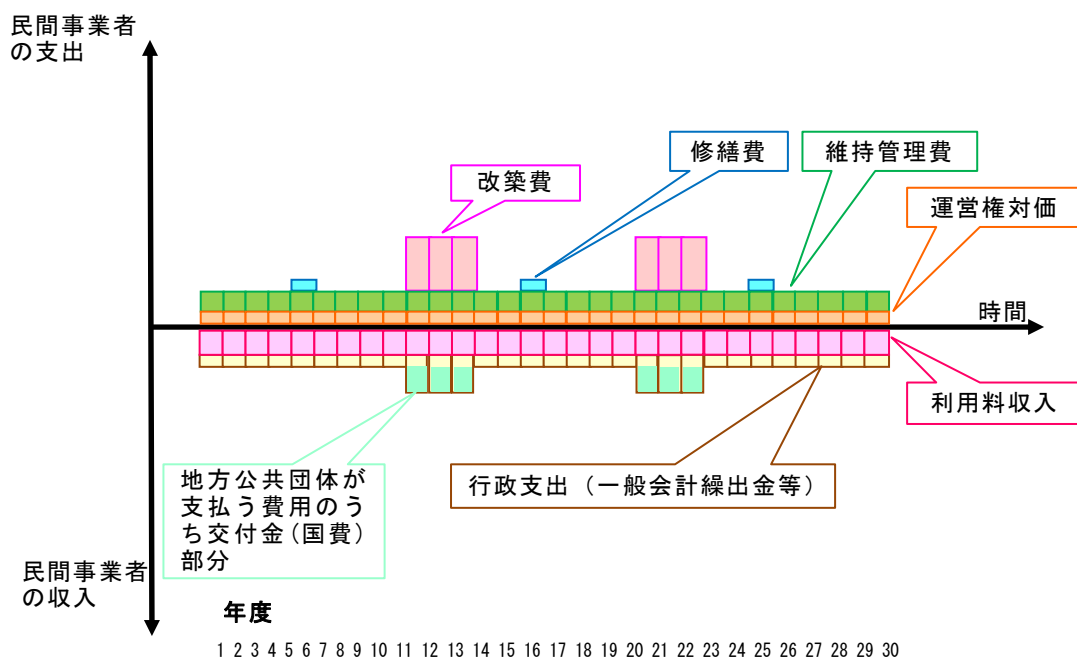
P F I 運営権方式を実施する民間事業者は、利用料金、地方公共団体からの一般会計繰出金、交付金等（サービス対価）を収入とし、施設の維持管理、改築等を行い、地方公共団体に対して運営権対価を支払うこととなる。

【解説】

管理者である地方公共団体は、運営権者である民間事業者から公共施設等を運営して利用料金を徴収する権利に対する対価（以下、「運営権対価」という。）を徴収することができ、運営権対価の原資は、民間事業者が将来得られるであろうと見込む運営事業の収入から運営事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したものが考えられる。

民間事業者は、P F I 運営権方式を実施するための財源としては、農業集落排水施設の受益者から徴収する利用料金、地方公共団体から支出される一般会計繰出金、交付金等（サービス対価）があり、その財源を基に、施設の維持管理、改築等を行い、地方公共団体に対して運営権対価を支払うこととなる。

地方公共団体に支払われる、運営対価については、地方公共団体が自ら担う業務（民間事業者の適切なモニタリング、管理に必要な公権力の適切な行使）及び既下水道事業債の償還に充てることが可能である。



P F I 運営権方式における民間事業者の事業収支イメージ

2) 運営権対価の支払方法

運営権対価の支払い方法は分割・一括を選択することができる。

【解説】

運営権対価は毎年度分割又は契約時一括払いが考えられる。

運営権対価の支払方法を毎年度分割払いとした場合、民間事業者が契約当初に大規模な資金調達が必要でなくなり、参入障壁が緩和されることにより、入札時の競争促進が期待される。

また、契約時一括支払を行う場合は、管理者の既往下水道事業債の一括繰上償還の可否や運営権者による一括払い対価の調達の可否等を検討して行う必要がある。

運営権対価の支払方法と特徴

運営権対価の支払方法	特 徴
毎年度分割払い	・運営権対価の支払いに伴う資金調達コストが発生しない、もしくは減少する。 ・運営権対価の支払いに係る借入が発生しないため、金融機関等による経営規律の発揮が期待できない、もしくは相対的に期待できない。
契約時一括払い	・運営権者に運営権対価の支払いに係る資金調達コストが発生する。 ・資金調達に伴い、金融機関等が事業に参画するため、事業の経営規律向上が期待できる。

※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

3) 利用料金滞納への対処方策

P F I 運営権方式により民間事業者が利用料金を徴収する場合、強制徴収（滞納処分）はできず、民事上の手続きにより債権を回収する必要がある。

【解説】

P F I 運営権方式により民間事業者が利用料金を徴収する場合、強制徴収はできず、民事上の手続きにより債権を回収することとなる。

強制徴収には法律上の根拠が必要だが、民間事業者が利用料金を強制徴収できることとする根拠規定がないため（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項では、地方公共団体の歳入につき、滞納処分権限が規定されている）、強制徴収はできず民事上の手続きにより債権を回収することとなる。そのため、これまで行われてきた地方公共団体が使用料金を徴収する時と比較して、利用料金の回収に関わるリスクは高くなることに留意が必要である。

（参考）地方公共団体と民間事業者双方による料金徴収

（a）考え方

P F I 運営権方式であっても、地方公共団体が実施すべき業務が残存することから料金を地方公共団体と民間事業者がそれぞれ個別に徴収することも可能である。

【解説】

民間事業者が徴収する利用料金をどのように設定するかについては、P F I 法第 23 条第 2 項で「実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるもの」とされている以外に特段の規定はない。

地方公共団体が必要な事務（民間事業者の適切なモニタリング、管理に必要な公権力の適切な行使）に必要な使用料金を自ら徴収することも可能である。

農業集落排水施設の維持管理に関する業務の一部に運営権を設定した場合の料金については、民間事業者と地方公共団体の両者がその分担する事務の範囲に応じて算定してそれぞれが徴収することとし、その旨を実施方針に明記した上で、両者がそれぞれ料金を設定することが妥当である。

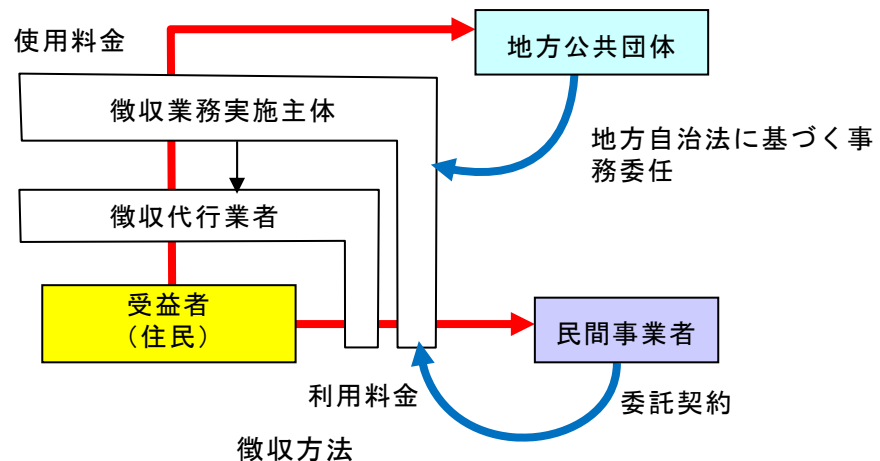
（b）徴収方法

受益者及び民間事業者の利便性、徴収事務効率の観点から、委託契約により一体的に徴収することができる。

【解説】

民間事業者の徴収部分については、民間事業者と地方公共団体との間で料金の徴収についての委託契約の締結等により、一体的に徴収する方法が考えられる。

地方公共団体の徴収部分については、従来どおり地方自治法に基づく事務委任によることとなる。



※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

1.2 事業実施段階の体制

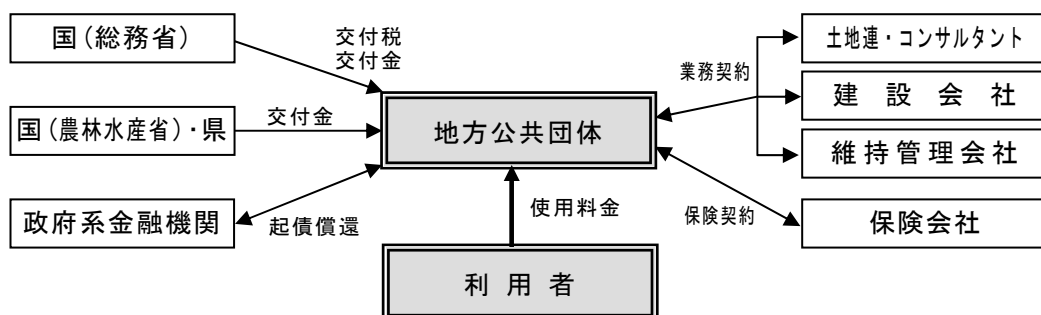
P F I 事業では、事業内容を決定する「地方公共団体」、地方公共団体に財務・法務・技術面の助言を行う「アドバイザー」、実際に P F I 事業を実施する「P F I 事業者」、その P F I 事業者から融資を行う「金融機関」、リスクをカバーする「保険会社」など、事業の内容、当該地域の状況等によって、多彩な構成員が参画することとなる。

【解説】

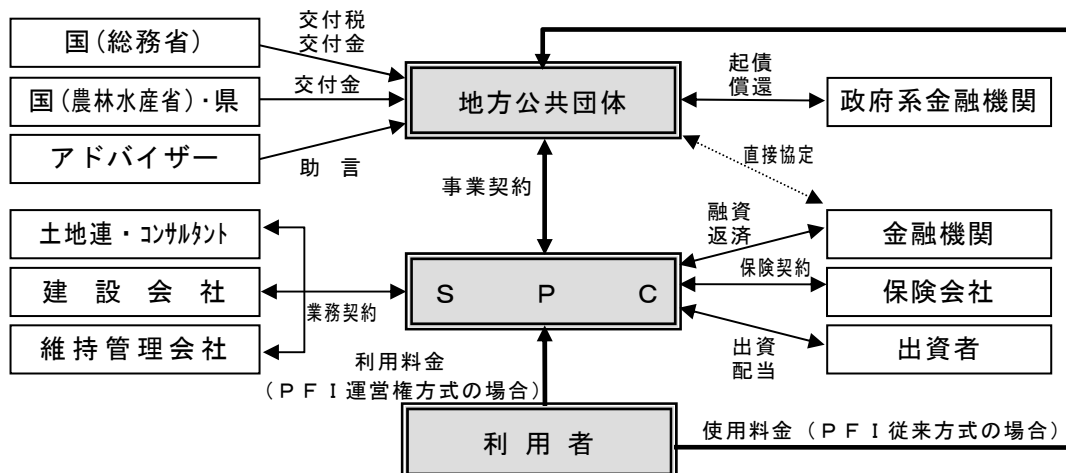
施設の設計・建設から維持管理・運営までを一括して行う P F I 事業では、個々の要求を満たすだけの経営的、技術的能力が事業者が必要とされる。そこで、このような P F I 事業に参画しようとする企業は、複数の異業種企業とコンソーシアム（企業連合）を組むことになる。また、コンソーシアムに参加する企業は、それぞれが出資して P F I 事業を推進するための S P C（Special Purpose Company：特別目的会社＝事業目的などを限定した商法上の株式会社）を設立することが一般的である。

P F I 事業においては、これらの参画主体の間で様々な契約が結ばれることにより、役割とリスクが明確に分担され、事業が実施される。

【従来行われてきた事業の代表的な実施体制】

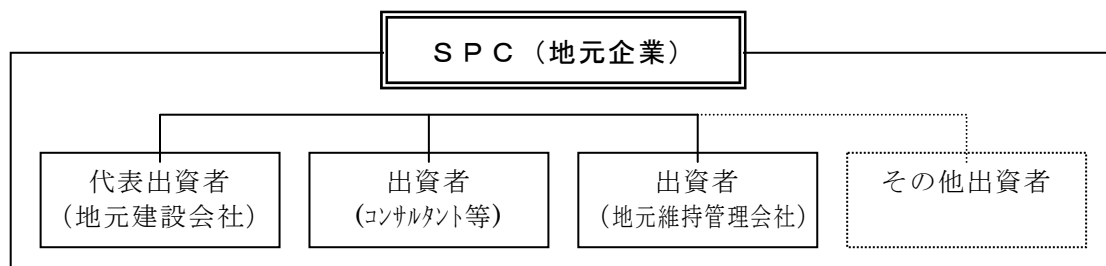


【P F I 事業の基本的な実施体制（例）】



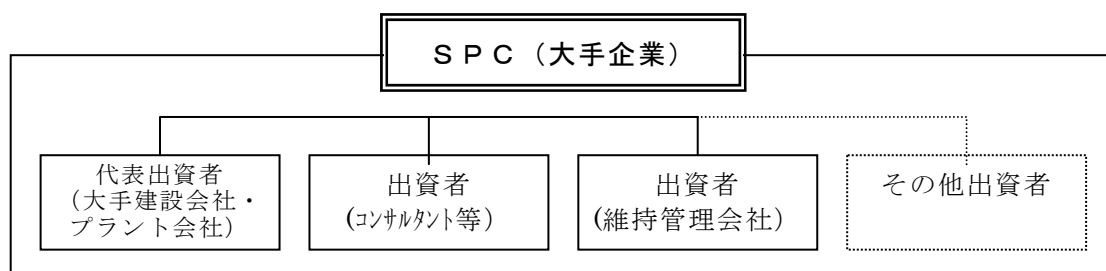
農業集落排水施設は小規模分散型の地域に密着した施設であることから、地元の建設会社、コンサルタント、維持管理会社等で構成されるＳＰＣと、大手建設会社・プラント会社を中心となり地域の建設会社、コンサルタント、維持管理会社等で構成されるＳＰＣなどが考えられる。

(１) 地元企業による構成例（地元建設会社を中心とした例）



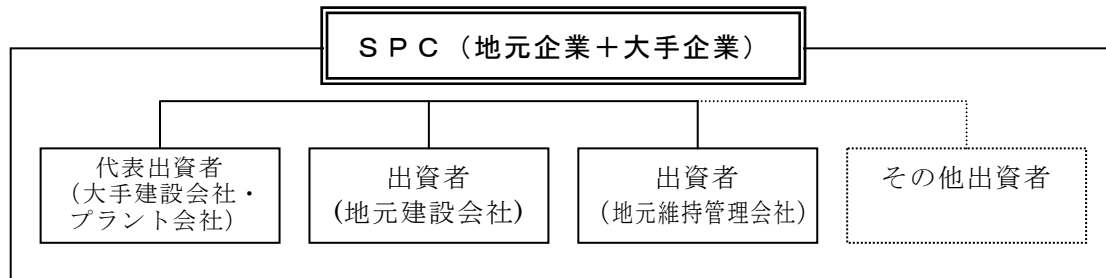
※出資者は、地元建設会社の場合もある。
 コンサルタント、地元維持管理会社等は出資者ではなく、ＳＰＣとの業務契約の場合もある。

(２) 大手企業による構成例（大手建設会社・プラント会社を中心とした例）



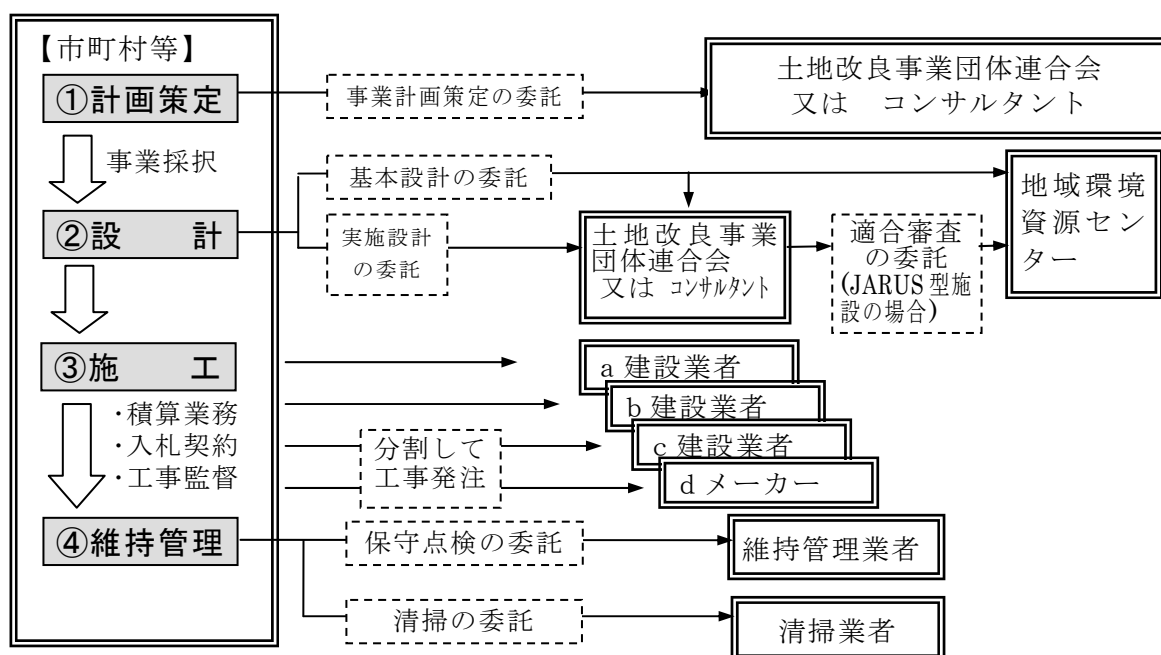
※出資者は、大手建設会社、プラント会社の場合もある。
 ＰＦＩ従来方式の場合、ＳＰＣは、地元建設会社等に建設作業・設計作業等を委託する場合がある。
 コンサルタント、維持管理会社等は出資者ではなく、ＳＰＣとの業務契約の場合もある。

(３) 地元企業と大手企業による構成例（建設会社等を中心とした例）



※出資者は、大手建設会社、地元建設会社の場合もある。
 コンサルタント、地元維持管理会社等は出資者ではなく、ＳＰＣとの業務契約の場合もある。

【従来行われてきた事業の実施体制（例）】



【基本】

地方公共団体が計画から維持管理まで全てを事業管理する。

① 計画策定

地方公共団体は、調査及び計画策定業務を土地改良事業団体連合会（以下「土地連」という。）又はコンサルタントに委託する。事業計画を対象集落に説明し、住民の同意を得た上で、事業採択申請を行う。

② 設計（事業実施段階）

地方公共団体は、実施設計にあり施設の規模、汚水処理方式等の基本諸元を決めるための基本設計を土地連又はコンサルタント又は地域環境資源センター等に委託する。

地方公共団体は、全体実施設計を土地連又はコンサルタントに委託する。

③ 施工（事業実施段階）

管路施設は、多数の工区に分割して発注する。

積算業務：土地連に委託するが多い

入札契約：一般競争入札等により地元建設業者に発注

工事監督：担当者が実施又は土地連に委託

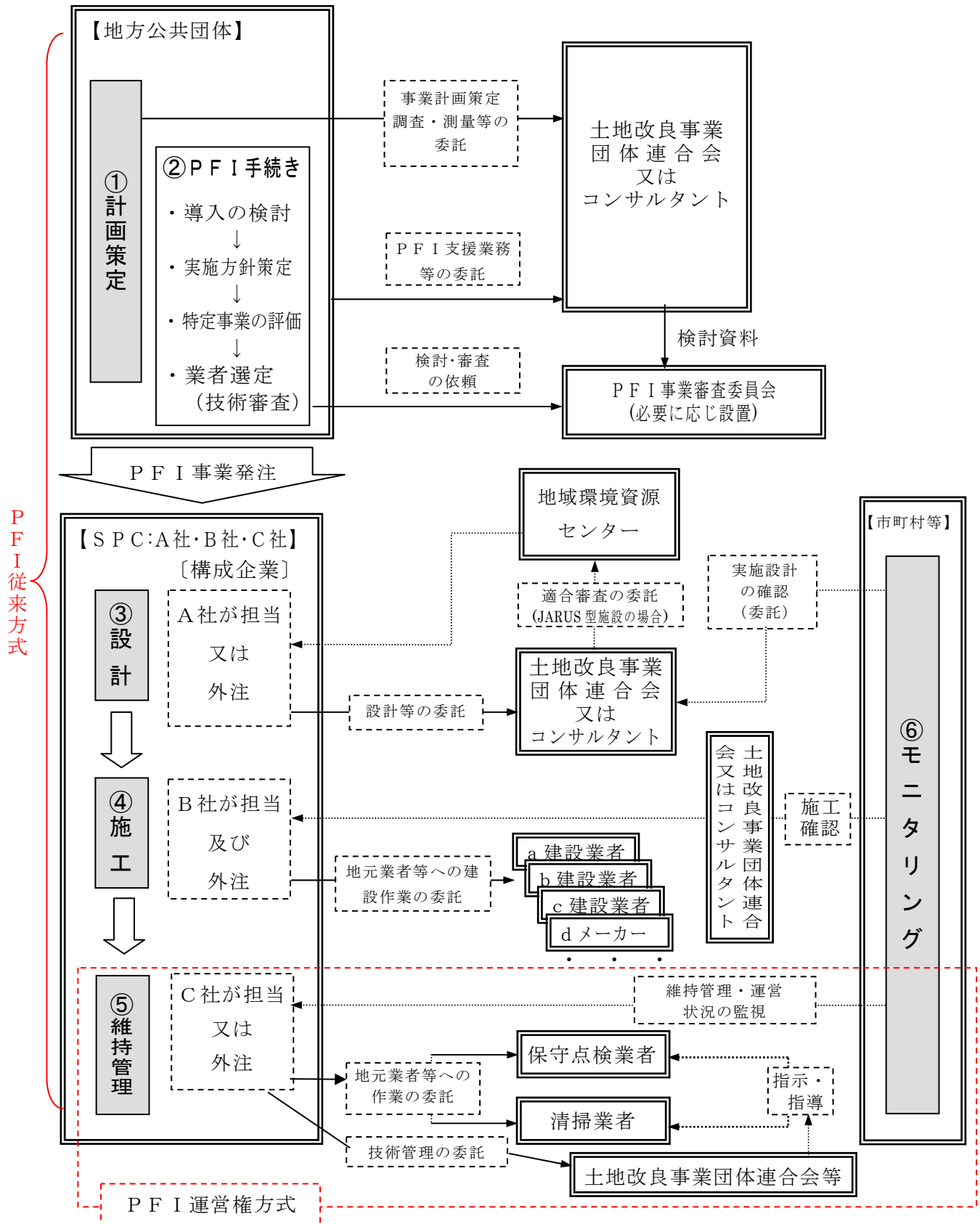
処理施設は、土木建築工事と機械電気設備工事が分割して発注される場合と一体的に発注される場合がある。土木建築工事は、大規模なものは大手ゼネコン、中小規模は地元建設業者が受注。機械電気設備工事は、水処理メーカーが受注。

④ 維持管理

保守点検は、1回／週～1回／月程度実施され、その業務は地元の維持管理業者に委託されるケースがほとんどである。

汚泥は、処理場併設又は近隣の施設でコンポスト化する場合、コンポスト施設の運転管理要員を配置する必要がある。汚泥の引抜及び清掃は、地元清掃業者に委託され、し尿処理施設に運ばれるケースが多い。

【PFI事業の実施体制（例）】



【基本】

- ・ 地方公共団体は、従来どおり、計画策定・事業採択申請を行う。
- ・ P F I 手続きに沿って、P F I 従来方式の場合は、S P Cに設計から維持管理まで、P F I 運営権方式の場合は維持管理の一部若しくは全てを発注。この際、P F I 事業審査委員会に検討・審査を依頼する。
- ・ 地方公共団体は、P F I 従来方式の場合、サービス対価としてS P Cに対し、建設費の交付金等（国・都道府県補助、起債分）及び維持管理委託費を支払う。
- ・ P F I 運営権方式の場合、サービス対価としてS P Cが農業集落排水施設利用者から利用料金を徴収する。なお、地方公共団体は利用料金だけでは事業運営が困難な場合、地方公共団体が、不足が想定される財源を一般会計繰出金により補填する。
- ・ S P Cは、P F I 従来方式の場合は設計から維持管理まで、P F I 運営権方式の場合は維持管理の一部若しくは全てを事業管理する。

① 計画策定（市町村等が実施）

P F I 従来方式の場合、市町村等は、計画策定業務のほか民間企業の工事費見積に必要な調査測量等を土地連やコンサルタントに委託することができる。

② P F I 手続き（市町村等が実施）

市町村等は、可能性調査、実施方針案作成、入札説明書・審査基準案作成、提案審査、契約書案作成等を土地連やコンサルタント等（アドバイザー）に委託することができる（P F I 支援業務）。

③ 設計（S P Cが実施）（P F I 従来方式の場合）

- ・ S P Cの構成企業が実施する方式又は外注により実施する方式。
- ・ 外注方式は、従来どおり土地連やコンサルタント等に委託され、J A R U S型施設の場合では地域環境資源センター等の適合審査が行われる。

④ 施工（S P Cが実施）（P F I 従来方式の場合）

S P Cの構成企業は、建設作業を地元建設業者に委託するなどにより、施設を建設する。

⑤ 維持管理（S P Cが実施）

- ・ S P Cの構成企業が実施する方式又は外注により実施する方式。
- ・ 外注方式は、地元業者へ保守点検業務・清掃業務を委託し、技術管理者業務を土地連やコンサルタントへの委託が考えられる。

⑥ モニタリング（市町村等が実施）

- ・ 実施設計の内容確認を、土地連やコンサルタントに委託することができる。
- ・ 施工確認を、土地連やコンサルタントに委託できる。
- ・ 管理技術者業務を土地連やコンサルタント^{（注）}に委託した場合、土地連やコンサルタントからモニタリング内容を確認できる。

（注）注意事項

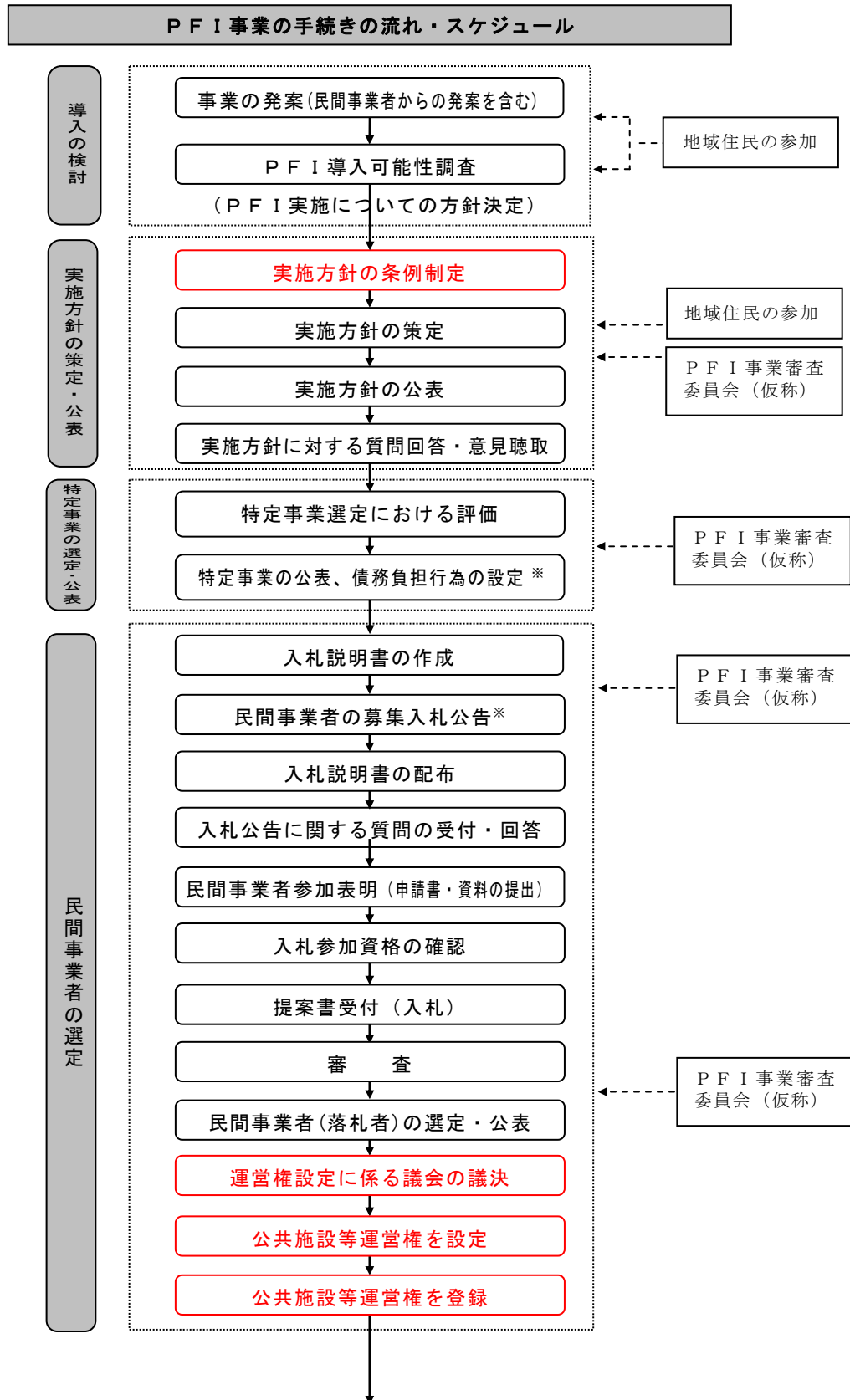
P F I 事業の計画策定段階においてアドバイザー等として市町村に協力したコンサルタント等の利害関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合には、コンサルタント等に対して秘密保持及び公正さに対する信頼性の確保を図る必要がある。

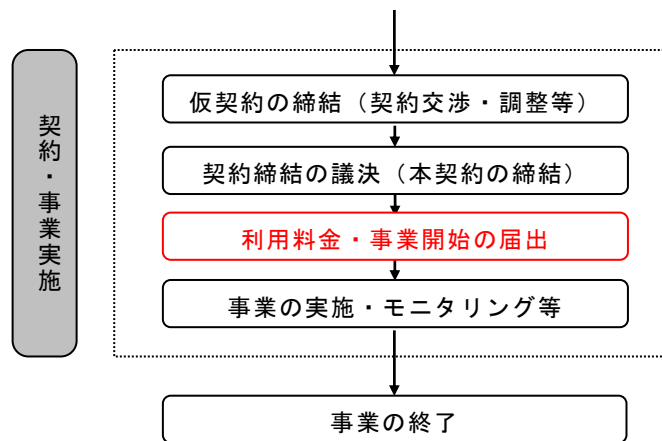
また、S P Cの構成企業またはS P Cから設計等を受託した会社は、P F I 事業のモニタリングにおいて、市町村から施工確認や技術管理等のモニタリング業務を受託することは望ましくない。

1.3 P F I 事業の詳細な実施スケジュール

P F I 事業の詳細なスケジュールは以下のとおりである。

【解説】





- ※ 赤枠部分が、P F I 運営権方式において追加となる手続き。
- ※ 債務負担行為は、入札公告前に設定する。これにあたっては議会の承認が必要である。

1.4 P F I 運営権方式における情報の整備

民間事業者が、P F I 運営権方式の安定的な実施が図れるよう、地方公共団体は、事業でこれまで行われてきた投資や運営等の内容を把握する必要がある。

【解説】

民間事業者が、関心表明を行う際に提出する事業性評価に必要な資料（インフォメーションパッケージ）がある。このインフォメーションパッケージは、地方公共団体が対象となっている農業集落排水事業の財務状態や施設状態について、現状を客観的に示す資料である。

地方公共団体が行う調査が、十分に行われない場合、民間事業者は、事業評価を行うにあたり、事業期間中の利用料金収入、改築更新投資額及びリスクの見込等の重要な経営要素について適切な予測が立てられず、結果的に運営事業の安定的な実施が困難になったり、リスク対策コストが過大に見積もられる恐れがある。

民間事業者に必要な情報を提供するために、実施方針策定前に地方公共団体は「資産等の情報整備」を行い、事業に関わる情報を客観的にまとめる必要がある。

地方公共団体が、地方公営企業法を適用している場合、固定資産の価格情報や取得時期、減価償却の状況等の基礎情報が一定程度整備されているため、インフォメーションパッケージの作成が容易である。

地方公営企業法を適用していない場合、民間が収益性の判断を下すために必要な固定資産の価格情報や取得時期、減価償却の状況等の情報が不足すると考えられるため、地方公営企業法に基づく会計方式に倣った形で情報整備を行う。

インフォメーションパッケージは、本来、管理者が作成すべきものであるが、管理者のみで作成することが困難な場合には、コンサルタントを活用することにより実施する方法がある。

また、企業会計の考え方と合致する歳入歳出決算書等を整備して開示することが可能であれば、地方公営企業法に基づく会計方式に倣った形で情報整備を行わなくても可能である。

インフォメーションパッケージに記載することが考えられる項目を以下に網羅的に示す。

事業性評価向けに必要な資料（インフォメーションパッケージ）
への記載が想定される項目（例）

項	目	内	容
事業概要	沿革		
	計画人口		
	普及率、水洗化率		
	施設概要	(処理施設) 箇所数、計画水量、(管路) 総延長	
	事業計画	中継ポンプ施設の配置、構造及び能力並びに予定処理区域 処理場の配置、構造及び能力等	
	各種計画	全体計画、耐震計画、事業継続計画（BCP）など	
	執行体制	組織図	
	主要ビジネスフロー	委託状況など	
	運用上の制約	適用法令、水質規制、水濁法届出、他自治体との 取り決めなど	
	人事	職員数、給与体系	
	使用料体系	使用料計算式、使用料の経時変化、使用料未収率	
	I Tシステム利用状況	施設台帳管理や収益管理の IT システム利用状況	
財務状況	企業会計	適用/非適用の別	
	企業会計適用の場合 企業会計非適用の場合	損益計算書、貸借対照表、収益費用明細書、固定 資産明細書、企業債明細書、各書類 5 年分程度 歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書(実質 収支に関する調書、財産に関する調書) 各書類 5 年分程度	
	その他	財務諸表に記載のない詳細な情報（設備投資額の 推移など）	
処理施設 状況	基本状況	着工、供用開始年月、水処理フロー、排除方式、 放流先、汚泥処分形態	
	施設状況	主な土木・建築施設（名称、耐用年数、簿価、竣 工年、更新年、規模・面積等、建設改良費・維持 修繕費の推移、修繕履歴、写真）主な機械電気設 備の概要（名称、設備内容、取得価格、耐用年数、 簿価、規模、購入年、建設改良費・維持修繕費の 推移、修繕履歴、写真）	
	維持管理状況	人数、シフト、作業内容	
	水質	計画流入水質、計画処理水質、実流入水質、実処 理水質	
	災害対策	耐震化状況、災害体制	
管路施設 状況	基本状況	管路延長	
	施設状況	主な管路情報（新設年、管路長、口径、取得価格、 耐用年数、簿価、建設改良費・維持修繕費の推移、 修繕履歴）、位置図	
	維持管理状況	人数、シフト、作業内容	
	災害対策	耐震化状況、災害体制	
関連法 令・訴訟等	関係法令等	適用法令と対応状況、水質規制	
	訴訟、苦情等	訴訟、苦情件数	

※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26
年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

1.5 P F I 事業実施にあたっての国の支援内容

P F I 事業実施にあたっては、導入可能性調査、公共施設等の建設等に対する低利融資等の支援がある。

【解説】

(1) P F I 事業に係る調査支援

地方公共団体は、P F I 導入可能性調査において、「P F I 手法を活用した案件形成支援」が利用できる。

内閣府民間事業等活用事業推進室では、平成 25 年 6 月 6 日に民間資金等活用事業推進会議決定された「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」に沿った P P P / P F I の活用を検討している地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行う P P P / P F I 事業実施に向けた導入の検討に対する支援を行っている。

(2) P F I に適用可能な無利子融資等

1) 日本政策投資銀行 低利融資制度

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営等の促進を図ることにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度である。対象施設の建設等に要する費用のうち、融資対象事業の 50%が上限。

2) 日本政策投資銀行 P F I 無利子融資制度

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 86 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）における選定事業者が行う選定事業にかかる公共施設等の建設に要する費用を無利子融資の対象とする。

1.6 V F M算定にあたっての留意点

V F Mは、従来、公共事業手法で実施した場合の行政コストの推計値とP F I手法で実施した場合の行政コスト負担予想額との比較から求められる。

【解説】

V F Mは、従来、公共事業手法で実施した場合の行政コストの推計値とP F I手法で実施した場合の行政コスト負担予想額との比較から求められる。P F I事業が事業期間全体を通してのコスト縮減を目指していることから、比較においては事業期間全体におけるコスト（ライフサイクルコスト：企画段階、建設段階、維持管理段階、運営段階を含めた事業全体のコストの総計、以下L C Cとする。）によって、実施する。

【従来型の公共事業手法とP F I手法でのL C Cを比較する際の留意点】

- ①財政支出額を現在価値化した上で、比較すること
- ②官民の条件差をなくすためのイコールフットィングを行うこと
- ③地方公共団体から民間事業者へのリスク調整を適切に行うこと

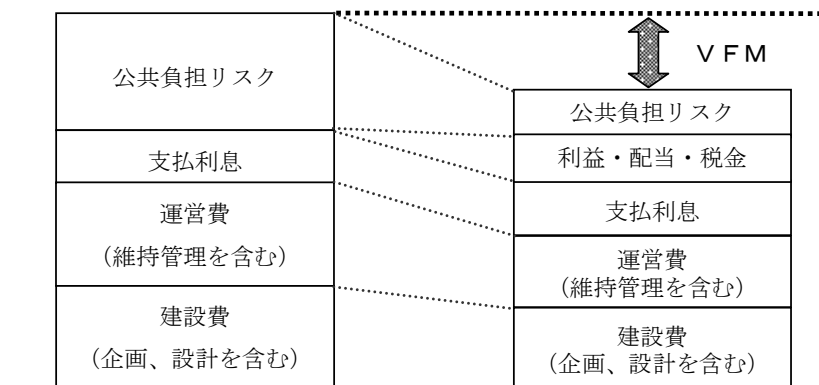
現在価値化：複数年にわたる事業の経済的価値を測るために、各年のキャッシュフローに時間の概念を取り入れた考え方で、現在を比較の基準とし、割引率を用い将来受け取るキャッシュが現時点ではどのくらいの価値があるかを示したものである。

イコールフットィング：公共サービスの提供を地方公共団体が行うかP F I事業者として民間事業者に委ねるかの選択に際してV F M評価を行う場合に、従来型で行う場合とP F Iで行う場合のコスト面での条件を等しくして比較することである。従来型の公共事業は、地方自治体等が国から供与を受けている交付金、地方交付税の他、自治体の起債による低利資金調達、非課税措置等により、民間事業者がP F I事業を実施する場合と比較して、コスト面で優位性がある。

〈V F M概念図〉

以下に、V F Mの概念図を示す。

P F I事業では、従来なかった利益や固定資産税等の税金の負担が生じるほか、民間が資金調達することによる支払利息の増加が見られる。一方、建設費・運営費の面においては、一括発注や性能発注、民間側の工夫・効率化により、コストの縮減が期待される。また、従来は公共側が負っていたリスクの一部を民間事業者に移転することによって、公共側のリスクは減少し、適切なリスク管理が可能となることから、コスト縮減が期待される。



従来型の公共事業手法で実施した場合の行政コストの推計額

P F I手法で実施した場合の行政コスト負担予想額

LCCを算定するにあたっては、以下に挙げる点について留意する必要がある。

(1) リスク調整

【リスク調整の考え方】

- ・ PFI事業に存在するリスクがPFI事業者である民間事業者側の負担となっている場合、一般的に、このリスクを負担する代償として、それに見合う対価がPFI事業のLCCには含まれている。
- ・ 一方、地方公共団体が当該事業を実施する場合には、このリスクは地方公共団体が負担することになるため、PSCにおいても、それに見合う対価を計算し、リスク調整額として算入しておくことが必要である。

【調整すべきリスクの特定】

- ・ リスクをPSCに算入する場合、まず算入するリスクを特定する必要がある。
- ・ 特定したリスクについては、できる限り定量化して、これをPSCに算入すべきである。しかし、リスクの定量化は非常に困難な場合が多いと想定されることから、VFMに対して影響度の大きいリスクを中心に定量化を行うこともやむを得ないことも考えられる。この場合には、建設費や維持管理費に対し、一定の割合で算入されるリスク項目があることを明記する必要がある。
- ・ なお、費用超過や工事の延期等による負担は、影響度が大きいと考えられる。

【リスクの定量化】

- ・ PSCに算入するリスクの定量化とは、当該事業を地方公共団体が実施する場合に地方公共団体が負うであろう金銭的負担の期待値と表現できる。
- ・ リスクの定量化の手法として、「VFMに関するガイドライン」では以下のような手法が挙げられている。
 - 起こった場合の事業年度の想定されるリスクについて、財政負担額 x と発生確率 $P(x)$ を求め、期待値 $\int \{x \times P(x)\}$ で評価する。
 - あるリスクに関し、年度毎に財政負担が発生する場合に、その負担額と発生確率の組み合わせを数組想定する(5年度毎に1億円の財政負担が発生する確率が1%で、2億円の財政負担が発生する確率が2%等)。その上で、年度毎にこの数値の積和を求め、現在価値化した上で、その和を求める。
 - 年度毎ではなく、事業期間を通じて財政負担が発生する確率と、その場合に想定される財政負担額(現在価値)の2つの数値を想定し、この積で算定する。
 - あるリスクについて、これを適切にカバーするために保険契約を結ぶことが可能である場合、その保険料をもって、定量化する。

<農業集落排水事業実施にかかるリスク例（その１）>

リスク項目		リスク分担		リスク分担の 具体的内容	移転リスクに関する留意点
		公共団体	民間		
共通リスク	入札・契約リスク	入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○	
		契約リスク	落札者と契約を結べない、又は契約手続きに時間がかかる	△ ○	事前に公表される契約書(案)の内容理解に齟齬があって契約手続きが遅延する場合等が想定されるが、発生確率は低い。
	制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は地方公共団体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を地方公共団体が負担する。
			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。
	税制変更リスク		当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○	当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は地方公共団体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を地方公共団体が負担する。
			利用料金の外税とした消費税率の変更、資産所有にかかる税率の変更及び新税設立	○	税制変更により発生する利用料金の増加費用は、地方公共団体が負担する。
			法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制度の変更	○	税制変更により発生する増加費用は、事業者が負担する。
	許認可リスク		事業管理者として地方公共団体が取得すべき許認可の遅延	○	当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した増加費用を地方公共団体が支払う。
			工事や運營業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	○	当該許認可取得の遅延に伴い地方公共団体に発生した増加費用を地方公共団体が支払う。
	社会リスク	住民対応リスク	施設の配置及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	地方公共団体が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した増加費用を地方公共団体が支払う。
			事業者が行う調査、建設、維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して地方公共団体に発生した増加費用を事業者が支払う。
		環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応	○	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。
	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保	○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は事業者が負担する。
		物価変動リスク	設計・建設における物価変動	△ ○	設計・建設期間の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。
			維持管理における物価変動	○ △	物価変動に合わせて、定期的に運營業業に関する費用の見直しを行う。
			著しい物価変動により利用料金が変動	△ ○	利用料金の改定規定範囲内であれば事業者。規定の範囲を超える、予見しがたい著しい物価変動により事業の継続が困難となるような場合には、地方公共団体が一部負担する。

注１：ここで示したリスク分担はあくまで事例として記したものであり、各々の事業・契約内容によって異なる。

注２：○印はリスクを分担する者、○印と△印を両方附した項目は、○印の方がより多くリスクを分担する。

注３：■は、PFI運営権方式特有のリスク。

<農業集落排水事業実施にかかるリスク例（その２）>

リスク項目				リスク分担		リスク分担の 具体的内容	移転リスクに関する留意点
		公共団体	民間				
共通 リスク	経済リスク	金利変動 リスク	設計・建設段階の金利変動	△	○	設計・建設期間の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	設計・建設期間が長くなるほど、金利変動の影響を受け易い。
			維持管理・運営段階の金利変動	○	△	金利変動に応じて定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更する。	金利変動に合わせて、定期的に金利を見直し、割賦代金に係る支払利息を変更金利変動の影響は相当程度抑えられる。
	不可抗力リスク		計画段階で想定しない（想定以上の）暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、運営事業の変更、中止	○	△	不可抗力による施設損害に関する修復費用は地方公共団体が負担する。不可抗力による運営事業の変更、中止に伴い、事業者に発生した追加費用は地方公共団体が負担する。	一般的に、当該リスクの発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。発生した場合も当該リスクの大部分は地方公共団体が負担することが一般的であり、事業者が負担する部分はそれほど多いものではない。
計画設計段階	調査設計に係るリスク	測量・調査リスク	地方公共団体が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合	○		測量、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。	
			事業者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合		○	測量、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い地方公共団体に発生する追加費用を事業者が負担する。	民間事業者は調査・測量に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
			環境影響評価法又は環境評価条例に定める環境アセスメントの対象となった場合		○	環境影響評価法や環境影響評価条例において事業者の義務とされる事項については、事業者が負担する。	
		設計リスク	地方公共団体が実施した基本設計等に不備があった場合	○		設計の不備を補正するため、又は工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。	
			地方公共団体の施設設計要求内容、設計条件の内容に不備があった場合	○		設計変更を行うため、又は工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。	民間事業者は調査・測量に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
			事業者が実施した設計に不備があった場合		○	設計の不備を補正するため、又は工法・工期の変更に伴い地方公共団体に発生する追加費用を事業者が負担する。	
	用地取得に係るリスク	用地取得リスク	施設整備に係る用地の取得遅延、又は取得できなかったことによる計画変更、用地取得費の予算オーバー	○	△	用地取得遅延又は計画変更に伴い、事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。用地取得費の増加部分は地方公共団体が負担する。	
		用地の瑕疵リスク	計画地の土壌汚染、埋蔵物等による計画変更	○		計画変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。	
		地質・地盤リスク	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期等の変更	○		工法、工期の変更に伴い事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。	
		計画変更リスク	地方公共団体の要望による計画・設計変更による計画変更	○		設計変更、計画変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。	
建設段階	建設に係るリスク	工期遅延リスク	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	工事の遅延に伴い地方公共団体に発生した追加費用を事業者が負担する。	当初作業計画の精度を上げることにより対応する。民間事業者は建設業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
			地方公共団体の要因による設計変更等で、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		工事の遅延に伴い事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。	
			想定していなかった遺跡等文化財の発見による遅延の場合	○		工事の遅延に伴い事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。	近隣の遺跡状況の共有化のよりリスクは低減する
			不可抗力により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	△	工事の遅延に伴い事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。	発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。発生した場合も当該リスクの大部分は地方公共団体が負担することが一般的であり、事業者が負担する部分はそれほど多いものではない

注１：ここで示したリスク分担はあくまで事例として記したものであり、各々の事業・契約内容によって異なる。

注２：○印はリスクを分担する者、○印と△印を両方附した項目は、○印の方がより多くリスクを分担する。

注３：■は、PFI運営権方式特有のリスク。

< 農業集落排水事業実施にかかるリスク例（その3） >

リスク項目				リスク分担		リスク分担の 具体的内容	移転リスクに関する留意点
				公共団体	民間		
建設段階	建設に係るリスク	工事費増大リスク	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーする場合		○	工事費の増大部分は事業者が負担とする。	当初見積りの精度を上げるにより対応する。民間事業者は建設業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
			地方公共団体の要因による設計変更等で、当初予定の工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は地方公共団体が負担とする。	
			想定しない地下構造物や他管種等の移設費等により工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は地方公共団体が負担とするが、一定割合をリスクとして民間事業者に負担させることも検討する。	発生の可能性は高く、地方公共団体も把握しきれていないため、民間事業者だけでは対処できない。
			不可抗力により、当初予定の工事費をオーバーする場合	○	△	工事費の増大部分は地方公共団体が負担とする。	発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。発生した場合も当該リスクの大部分は地方公共団体が負担することが一般的であり、事業者が負担する部分はそれほど多いものではない。
	維持管理リスク	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生		○	事業者の費用負担で工事内容、工期の修復を図る。又は、工期遅延による増加費用を事業者が負担する。	民間事業者は工事監理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
		要求性能リスク	施設完成後、地方公共団体の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合		○	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を事業者の費用負担で実施する。	民間事業者は工事監理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
		技術進歩リスク	計画・建設段階における技術進歩に伴い、施設・設備内容の変更が必要となる場合	○		施設・設備内容の変更に伴い、事業者が発生した追加費用を地方公共団体が負担する。	
運営段階	維持管理リスク	要求水準未達リスク	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合（従来は直営を想定）		○	モニタリングにより、維持管理業務の内容が要求水準に達していないことが判明した場合、公共は改善経過の策定を命ずるとともに、要求水準未達の状態が改善されなければ、サービス対価を減額する。引き続き改善がなされなければ、契約を解除する。	民間事業者は工事監理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
		施設瑕疵リスク	事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合（瑕疵担保期間内の場合）		○	事業者の費用負担により施設の瑕疵の修復を行う。	施設の瑕疵が発見された場合の修復の費用負担は、瑕疵の内容による。事業期間が長期にわたることから、ある程度発生の可能性があるとして想定される。
			事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合（瑕疵担保期間終了後の場合）	○		公共の費用負担により施設の瑕疵の修復を行う。	施設の瑕疵が発見された場合の修復の費用負担は、瑕疵の内容による。民間事業者は建設業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
		維持管理費増大リスク	地方公共団体の指示以外の要因による維持管理費が増大する場合		○	事業者の責任と費用負担により維持管理業務を実施する。サービス対価の見直しは行わない。	民間事業者は維持管理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
		汚泥処理リスク	汚泥処理において、し尿処理場等の受入拒否等による汚泥処理費用が増大する場合		○	汚泥受入先に関する調査の不備に起因する場合においては、汚泥処理費の増加部分は、事業者が負担する。	
			人口減少、流入施設の撤退による流入量の減少により、事業収入が減少する場合	△	○	一定の流入量の減少については事業者が負担とする。契約時に想定できなかった流入施設の撤退や開発計画の中止等、著しく流入量が減少する場合には、地方公共団体と事業者が負担する。	

注1：ここで示したリスク分担はあくまで事例として記したものであり、各々の事業・契約内容によって異なる。

注2：○印はリスクを分担する者、○印と△印を両方附した項目は、○印の方がより多くリスクを分担する。

注3：■は、PFI運営権方式特有のリスク。

＜農業集落排水事業実施にかかるリスク例（その４）＞

リスク項目				リスク分担		リスク分担の 具体的内容	移転リスクに関する留意点
				公共団体	民間		
運営段階	維持管理 リスク	施設損傷リ スクリスク	施設の劣化に対して事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	事業者の資金負担により、損傷部分の修復を行う。モニタリングによる減額、契約解除又は損害賠償の対象ともなる。	民間事業者は維持管理業務に習熟しており、発生の可能性は低いと想定される。
			公共の責めにより施設が損傷した場合	○		地方公共団体の資金負担により、損傷部分の修復を行う。修復ではなく、事業の中止が合理的であると公共が判断した場合は、公共の責めによる契約の終了となる。	
	運營業務 リスク	要求水準未 達リスク	事業者の提供する運營業務のサービス内容が契約書に定める水準に達しない場合		○	モニタリングにより、運營業務の内容が要求水準に達していないことが判明した場合、公共は改善計画の策定を命ずるとともに、要求水準未達の状態が改善されなければ、サービス対価を減額する。引き続き改善がなされなければ、契約を解除する。	
		利用者加入 遅延リスク	当初計画より施設利用者が減少する場合、又は加入の遅延により、収入が減少する場合	○		利用者の減少又は加入の遅延による収入の減少分は地方公共団体が負担する。	
		業務内容変 更リスク	地方公共団体の指示による運營業務の変更	○		業務内容の変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。	
		料金未納リ スク	利用料金に滞納があった場合		○	事業者が負担する。	
	技術進歩リスク		技術進歩により維持管理業務、運營業務の内容が変更される場合	○	○	契約に基づき、利用料金や残事業期間を考慮して変更に伴う追加費用の負担者を定める。	大幅な技術進歩が予想される場合、あらかじめリスク分担を定める必要がある。
付帯事業		付帯事業の不 履行リスク	付帯事業の不振・事業計画不履行により、農業集落排水事業の継続性に大きな影響を与える場合		○	付帯事業は地方公共団体ではコントロール出来ないことから、地方公共団体に帰責事由がない限り、事業者が負担する。	
契約解除		事業が継続 できないリ スク	当該事業に対する需要が消滅するなど、事業の継続の必要性がないと認められる場合	○		地方公共団体の費用負担において適切な解除手続きを行う。	事業の目的から想定しにくいリスクである。
			運営権者の債務不履行、倒産手続きの申立て表明・保証事由及び誓約事由の不遵守等の場合		○	事業者の費用負担において適切な解除手続きを行う。	
移管時	移管リスク		事業期間の終了に伴う業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生等		○	事業者の費用負担において適切な移管手続き、精算手続きを行う。	一般的に、発生の可能性はそれほど大きくないものと想定される。

注１：ここで示したリスク分担はあくまで事例として記したものであり、各々の事業・契約内容によって異なる。

注２：○印はリスクを分担する者、○印と△印を両方附した項目は、○印の方がより多くリスクを分担する。

注３：■は、P F I 運営権方式特有のリスク。

（２）保険付与

近年、火災保険、地震保険等、保険、金融技術の向上や市場の整備等に伴ってリスクを軽減することが可能な範囲が広がっているため、保険付与により、工事中や維持管理中に生じる不慮の損害に対応することが可能である。保険付与の義務付けに際しては、保険料が契約金額に転嫁されることにも考慮して検討を行う必要がある。

農業集落排水事業において、想定される保険付与によって対応可能なリスクは、以下が想定される。

保険付与により対応可能なリスク例

保険の種類	リスク事象
損害保険・火災保険	事故や火災等による施設への損害
地震保険	地震、噴火及び地震に起因する津波による施設への損害
建設工事保険	建設工事中の不慮の事故による損害（台風、暴風、落雷等の自然災害、自動車、航空機の衝突、盗難、放火、いたずら、火災、爆発、地盤沈下、地滑り、土砂崩壊等）
第三者賠償責任保険	建設工事中の通行人、周囲の住民等の第三者へのケガや第三者の財物への損害
第三者賠償責任保険（注）	農業集落排水施設の構造上の欠陥や管理上の不備により生じる事故や過失に伴う他人の生命、身体賠償、財産滅失、財物賠償等（施設、設備の新築、改築更新、大規模修理、取壊し、その他の工事は対象外）
受託者賠償責任保険	受託者による維持管理上の過失等により施設に生じた損害
機械保険	設備の運転に際して、誤操作や機械自体の欠陥等のために損害が生じた場合に、事故直前の状態まで復旧するための修理費用

注）公益社団法人日本下水道協会が契約者となる当該保険の被保険者は、同会会員である地方公共団体をはじめとする公的機関に限られる。

※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

民間事業者に付保を義務づける保険について、一般に民間保険会社による対応が可能とされている火災、暴風雨、洪水等は、リスクを民間事業者に負わせることが適切な場合が多いと考えられる。しかし、対応が制約的とされている地震、噴火、津波、テロ行為及び対応が困難とされている戦争、内乱、放射能汚染については、リスクを民間事業者に負わせることは、民間事業者の倒産リスクを増加させ資金調達を困難にする恐れを高めることになる。

なお、付保が可能である場合であっても、固有のリスク等によって保険料が著しく高くなる場合には、民間事業者への付保の義務付けは結果的に事業費用の増加を招き、ひいては契約金額に転嫁される結果ともなり得ることにも配慮する必要がある。保険の付保のあり方として、以下が考えられる。

- 1）民間事業者が支払う保険料水準の下限を設ける。
- 2）民間事業者が受け取る保険金額水準の下限を設ける。

(3) 適切な調整

- ・ P S Cにおいて、業務を委託した民間事業者等から税収やその他の収入が現実にあると見込まれる場合、その額を控除する必要がある。
- ・ P F I 事業の L C Cにおいて、民間事業者への財政上、金融上の支援が地方公共団体の負担によって行われることが現実に見込まれる場合には、それを加算する必要がある。また、民間事業者からの税収やその他の収入が現実にあると見込まれる場合、その額を控除する必要がある。

イコールフットイング

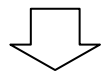
- ・ P S CとP F IのL C Cとの比較を行うことを前提として、公民格差を是正する同等の条件(イコールフットイング)とする必要がある。
- ・ P S Cが持つ優位性としては、以下のような事項があげられる。
 - ①税金非課税
 - ②各種交付金全額受領
 - ③起債による低コストでの資金調達
 - ④民間事業に適用される規制の対象外
 - ⑤事業収益あるいは配当負担の必要がない
- ・ この課題を解決するため、国においては、P F I 事業で設置される公共施設等やP F I 事業者に対する非課税措置(法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等)について検討が進められており、こうした動きにも注意を払う必要がある。

(4) 現在価値への換算

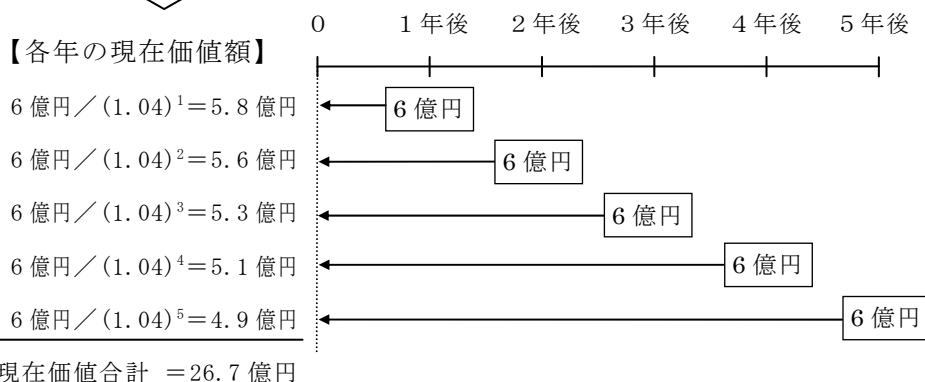
- ・ 貨幣価値は、物価変動や金利水準等の諸要因により、時間の経過と共に変化すると考えられる（通常の場合は低下する）。これを前提として、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算することを「現在価値への換算」といい、このときの換算手段を「割引」という。また、換算にあつて用いる換算率が「割引率」である。
- ・ この割引率については、無リスク資産の利子率（リスクフリーレート）を用いることが適当である。具体的には、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等があげられる。これまでの事例では4%（土地改良事業をはじめ全公共事業の費用対効果分析時にも用いられている）が用いられることが多い。

【現在価値への換算方法の例】

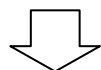
- ・ 今後5年間で、毎年6億円づつ費用を要する事業を想定。
- ・ 社会的割引率は4%とする。



【各年の現在価値額】



現在価値合計 = 26.7 億円



- ・ 5年後の6億円を割引率4%で現在価値に換算すると、
 $6 \text{ 億円} \div (1 + 0.04)^5 = 4.9 \text{ 億円}$ になる。
- ・ 年間6億円を5ヵ年支払った総額30億円について、割引率4%で現在価値に換算すると、約26.7億円になる。

1.7 民間事業者の募集・選定・公表の詳細

民間事業者の選定方法には、「総合評価一般競争入札」「公募型プロポーザル方式」が考えられる。

性能発注を行う場合、民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価することが必要である。

P F I 運営権方式については、評価項目に財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を加える必要がある。

【解説】

(1) 共通事項

1) 事業者の選定方法

民間事業者の選定方法には、「総合評価一般競争入札」「公募型プロポーザル方式」が考えられる。P F I 法第8条では、民間事業者の選定は公募の方法等によることとされているが、地方公共団体においては地方自治法の規定により、同法施行令に定める場合のほかは、一般競争入札によることとされている。政令指定都市では、一定額以上の契約については政府調達協定により、特別の定めが設けられているため、注意が必要である。

① 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札は、価格だけでなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案して落札者を決定する入札方式である。

「地方公共団体におけるP F I 事業について」（平成12年3月29日付け自治画第67号自治省事務次官通知（17年10月3日改正））において、P F I では、維持管理又は運営の水準、リスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることに鑑み、総合評価一般競争入札の活用を図ることとされている。

また、本方式においては、地方自治法施行令第167条10の2により、選考審査の透明性を確保するため、以下の事項が定められている。

ア．総合評価一般競争入札を実施する場合の所要事項

- a．事前に落札者決定基準を定めること。
- b．総合評価一般入札方式を採用するとき、落札者を決めようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聞くこと。
- c．入札を行おうとする場合に、総合評価一般入札方式を採用すること及び落札者決定基準について公告すること。

② 公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式は、公募により、事業契約を希望する者から事業の内容、価格等について提案書の提出を求め、予定価格の範囲内で最も優れた提案を行った者と契約を行うもので、契約方式としては随意契約に分類されるものである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定される随意契約の要件を満たす場合（WTO 政府調達協定の適用を受ける契約では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条の規定も満たす場合）に採用できる。

2) 性能発注について

性能発注を行うにあたっては、これに応募する民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価することが必要である。このため、民間事業者の提案を評価するための客観的な評価基準の設定が必要となる。さらに、公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要である。このような評価を行う場合には、次の事項に留意する。

- ① 価格及びその他の条件により選定を行う場合には、評価項目、評価基準、配点等を募集の際にあらかじめ明示すること。
- ② 提供されるべき公共サービスの水準等を示した仕様書に対する追加の提案事項として評価の対象とするものについては、募集の際にあらかじめ明示すること。明示されていないものについては原則として評価をしないこと。
- ③ 定性的な評価項目についても、できる限り具体的に評価基準を示すこと。
- ④ 評価に当たっては、応募者間の順位付けにより評価するのではなく、設定された評価基準に従ってそれぞれの提案を個別に評価すること。
- ⑤ 性能発注におけるに関する留意点

ア. 基本事項

性能発注方式における性能規定とは、従来行われてきた発注方式で用いられている指針や自治体独自の仕様規定にこだわらずに、関連法令等を満足することを条件とし、形状、材料等の仕様を民間の裁量に委ね、民間事業者の技術力やノウハウを引き出す方式である。

性能規定においては、民間事業者が施設を適切に施工・維持管理し、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の施工・維持管理の詳細等について、民間事業者の自由裁量に任せることとなる。

また、民間事業者による事業実施中及び事業終了時の施設健全性を確保することも性能規定に盛り込むことが求められる。

仕様規定と性能規定の事例

参考例 1：仕様規定と性能規定の違い（処理場の運転管理）

仕様規定に基づく発注（〇〇市維持管理業務委託仕様書より）	性能規定に基づく発注（〇〇市包括的維持管理業務要求水準書より）																														
委託特記仕様書の添付資料に運転管理要領を定め、下記を記載。 ①放流目標水質 - 処理場からの放流水は、水質汚濁防止法それらの関連法令が定める水質基準を遵守しなければならない。BOD、SS については、次の値を放流目標水質とする。 BOD〇〇mg/L 以内 SS〇〇mg/L 以内 ②その他の運転管理要領 - 契約電力の範囲（〇〇〇kW）内で効率良く運転管理を行うこと。	水質等の要求基準は、契約基準及び提案基準とし、水処理を良好な状態に保つよう運転すること。 ①放流水要求基準 <table><tr><th>項目</th><th>単位</th><th>契約基準</th><th>提案基準</th><th>(法定基準)</th></tr><tr><td>水質汚濁防止法 悪臭防止法</td><td>mg/L</td><td>該当なし</td><td rowspan="6">受注者提案の自主管理基準 (BOD、COD、SS、T-N、T-P、大腸菌群数の 6 項目)</td><td rowspan="6">関係法に規定する基準 (詳細は縦覧資料に示す)</td></tr><tr><td>BOD</td><td>mg/L</td><td>〇〇以下</td></tr><tr><td>COD</td><td>mg/L</td><td>〇〇以下</td></tr><tr><td>SS</td><td>mg/L</td><td>〇〇以下</td></tr><tr><td>T-N</td><td>mg/L</td><td>〇〇以下</td></tr><tr><td>T-P</td><td>mg/L</td><td>〇〇以下</td></tr><tr><td>大腸菌群数</td><td>個/cm3</td><td>〇〇以下</td><td></td><td></td></tr></table> ※1 法定基準は、関係法により受託者が遵守しなければならない基準。 ※2 契約基準は、受注者が達成しなければならない契約上の年間平均値基準。 ※3 提案基準は、自らの提案により受注者が達成しなければならない契約上の基準。 ②その他の要求水準 運転操作及び監視業務は、変化する処理条件に対しても施設の性能等を踏まえた適正な処理を行うとともに当該施設の延命化に資する適切な運転操作、及びこれを安定して維持するための監視を連続的に行うこと。	項目	単位	契約基準	提案基準	(法定基準)	水質汚濁防止法 悪臭防止法	mg/L	該当なし	受注者提案の自主管理基準 (BOD、COD、SS、T-N、T-P、大腸菌群数の 6 項目)	関係法に規定する基準 (詳細は縦覧資料に示す)	BOD	mg/L	〇〇以下	COD	mg/L	〇〇以下	SS	mg/L	〇〇以下	T-N	mg/L	〇〇以下	T-P	mg/L	〇〇以下	大腸菌群数	個/cm3	〇〇以下		
項目	単位	契約基準	提案基準	(法定基準)																											
水質汚濁防止法 悪臭防止法	mg/L	該当なし	受注者提案の自主管理基準 (BOD、COD、SS、T-N、T-P、大腸菌群数の 6 項目)	関係法に規定する基準 (詳細は縦覧資料に示す)																											
BOD	mg/L	〇〇以下																													
COD	mg/L	〇〇以下																													
SS	mg/L	〇〇以下																													
T-N	mg/L	〇〇以下																													
T-P	mg/L	〇〇以下																													
大腸菌群数	個/cm3	〇〇以下																													

※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

参考例 2：維持管理業務における仕様規定と性能規定の違い（設備の保守点検について）

仕様規定に基づく発注（〇〇市維持管理業務委託仕様書より）	性能規定に基づく発注（〇〇市包括的維持管理業務要求水準書より）
保守点検業務の内容 (1)仕様書に基づく保守点検に係る計画等の策定 (2)保守点検業務の実施(日常点検、臨時点検及び定期点検) (3)簡易な故障の修理及び部品交換、分解、清掃等 (4)設備等の異常時の対応（発注者と協議） (5)記録及び報告、主要機器の修繕資料の作成 (6)その他発注者が必要と認めたもの	設備の保守点検に関する業務要求水準 (1)設備機器について、各設備機器が有している機能を正常に発揮し、かつ各設備機器の機能を維持するための、日常点検、臨時点検、簡易な故障修理の実施計画を作成すること。 (2)設備機器について、各設備機器が有している機能を正常に発揮するよう日常点検、定期点検、臨時点検を通し、機能の確認、整備、簡易な故障修理等を行うこと。 (3)点検等で異状・不良あるいは毀損等を発見した場合には、直ちに発注者に報告するとともに、適正な処置を講ずること。 (4)上記、実施内容の的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

※ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（平成26年3月：国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）を基に作成

イ．汚水処理施設の処理方式

技術提案仕様書では施設の具体的な仕様の規定は必要最小限度に留めることが望ましいが、当該市町村に既に多数の汚水処理施設がある場合などは、維持管理実態を踏まえ、将来の維持管理の効率化等を考慮し、既存施設の処理方式に限定(例えば、J A R U S 型汚水処理方式)した性能発注方式も考えられる。

3) W T O 政府調達協定について

地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）等の行う建設サービス、物品の調達等について、下記の基準額を超える場合には特例政令の適用を受けることとなる。

農業集落排水事業の P F I 事業においては、施設の建設・維持管理・運営であるため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる。このような場合には、主目的の調達に着目し、全体を当該主目的にかかる調達として扱うこととされており、農業集落排水事業においては建設サービスが主目的と考えられるため、当該契約の全体の予定価格（建設費以外の維持管理・運営にかかる費用を含む。）が適用基準を超える場合に、特例政令の適用を受けることとされている。

W T O 政府調達協定に該当する事業区分の適用基準 (都道府県・政令指定都市)

項 目	基準額
物品等の調達	2,700 万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	20 億 2,000 万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	2 億 円
特定役務のうち上記以外の調達契約	2,700 万円

注) 上記の基準額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に締結される契約に適用

4) 入札説明書等の作成

① 入札説明書

入札説明書（公募要項又は募集要項など）は、実施方針の公表後に提出された質問や意見、特定事業の公表を踏まえて、P F I 事業に関する条件を提示するものであり、技術提案仕様書、落札者決定基準を添付し、これを公表する。

入札説明書には、事業の目的・概要、事業者の選定方法、応募資格、入札の手続き等、審査項目・方法、事業実施にあたっての各種条件、質問の受付等に関する事項などを記載する。

ア. 応募資格の条件（参加に関する条件）

応募資格の条件には、応募者の構成、応募者に必要な条件及び応募不適合要件等を記載する必要がある。

応募者に必要な条件としては、以下の事項が挙げられる。

- ・ 経 営 状 況 ： 経営事項審査点数
- ・ 施 工 実 績 ： 国土交通大臣が認定した構造の汚水処理施設の設計が可能であるとともに、施工実績があること
- ・ 参 加 者 名 簿 ： 入札参加者名簿登録及び登録先区分
- ・ 許認可状況等：建設業法の第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事の特定建設業の許可等

- ・技術者配置：主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること

② 技術提案仕様書

技術提案仕様書は、P F I 事業において整備する施設の基本的な設計仕様、管理仕様（性能仕様）を示すものであり、「技術提案書要項」とも呼ばれるものである。P F I 事業において性能発注とする場合、技術提案仕様書では施設の具体的な仕様の規定は必要最小限度に留め、民間事業者の創意工夫が最大限引き出せるよう民間事業者に対して求める条件や内容を要求水準書に明記する必要がある。機能性、維持管理性及び耐久性等を考慮して、処理方式を限定したり、機器によってはあらかじめ材質を規定することも検討する必要がある。

また、地方公共団体で策定している地域の特性等に応じて政策に関するマスタープランや中期経営計画、中期事業計画を要求水準書に記載することにより、要求水準の背後にある考え方や優先順位を応募者に対して分かりやすく伝えることが可能である。また、体制補完や事業効率化等、地方公共団体が期待するP F I 活用へのメリットを整理して、その目的を実現するための有効な提案を促すような意図を明確化することが必要である。

ア．技術提案書の提出資料

技術提案書要項（要求水準書）では、以下の資料提出を求める。

- ・設計・施工計画提案書
- ・運営・維持管理計画提案書
- ・資金計画及び事業収支計画提案書

イ．技術提案仕様書の添付資料

設計・施工計画の提案及び施設建設費の見積りに必要な資料として、汚水処理施設の建設場所の地形・地質、管路の想定路線の地形等に関する情報を提示する必要がある。これら資料の内容は、設計及び見積りの精度に影響するため、従来の実施設設計に必要な精度の情報（調査・測量の実施）であることが望ましい。

ウ．施設設計における民間事業者の創意工夫の留意点

- a．農業集落排水施設は、浄化槽法に基づく浄化槽であり、その構造は建築基準法に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は、国土交通大臣の認定を受けたものでなくてはならず、P F I 事業で施設整備を行う場合でも、これらを遵守する必要がある。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものや国土交通大臣認定された構造の内容は、汚水処理施設の基本的な処理フロー、生物処理槽の単位容量等の基本的な設計諸元であり、詳細な構造及び機器仕様等は規定され

ていない。また、農業集落排水施設設計指針（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会作成）においても同様である。

- b. 処理方式を明示しない性能発注方式又は J A R U S 型など処理方式を明示した性能発注が考えられるが、いずれも民間企業独自のノウハウ（創意工夫）を設計、施工に反映することができる。

ただし、性能発注方式は、所定の性能を規定するだけで発注者（地方公共団体）の関与がなくなるものではなく、P F I 事業完了後の地方公共団体による維持管理等も想定し、機器の性能・材質等について「技術提案仕様書」に定めるほか、審査基準を定めた上で民間事業者からの技術提案を適切に評価するとともに、実施設計の内容を確認する等の発注者の関与が必要となる。

5) 提案書の審査・民間事業者の選定

① 審査方法

民間事業者の選定にあたっては、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図ることも有効である。また、事業提案の内容審査において有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である。審査委員会を設ける場合は、次の点について留意する。

- ・審査委員会委員を事前に公表すること
- ・審査委員会の位置付けを明確にすること
- ・設計等の技術的評価の定量化を図り、各項目について複数の委員による評価を行う等、評価の客観性を確保するような措置を講じること

ア. 応募資格（参加資格）の審査

入札説明書（募集要項）において示した応募資格（参加資格要件）について確認する。

a. 技術提案審査の評価項目例

技術提案書要項（要求水準書）に基づき提出される資料及び必要に応じて応募者からヒアリングを行った結果、落札者決定基準に基づき、P F I 事業審査委員会等において審査を行う。

- ・財政運営の効率化に寄与する経済性：価格評価
- ・導入技術等の信頼性：施工実績、処理方式の性能、安全性、耐久性、維持管理性等の評価
- ・資源循環型農村社会形成への貢献：汚泥の利活用計画、臭気対策
- ・リスクの考え方、等

② 落札者決定基準（提案書の審査）

落札者決定基準は、事業への参加資格や要求するサービス水準を定めるほか、価格と価格以外の評価項目（応募者の構成、施設の耐久性、維持管理性、環境への配慮等）について、それぞれ配点を明らかにし、民間事業者の検討する際の基準として示す。

（２）P F I 運営権方式

１）提案書の審査・民間事業者の選定

① 提案書の審査項目

P F I 運営権方式の評価等項目については、P F I 従来方式が施設整備を主な目的としているのに対して、P F I 運営権方式では農業集落排水事業の継続性を確保することが重要になることから、P F I 従来方式における評価等項目に加え、財務状況やサービス水準を対象とした評価等項目を追加する必要がある。

技術面の評価については、以下の観点について行う必要がある。

- ・ 維持管理計画の効率化
- ・ 突発的事故における対応
- ・ 長期的な修繕計画の妥当性
- ・ その他、環境負荷軽減対策
- ・ 財務状況、サービス水準
- ・ 上記計画の実現性（実施計画、実施体制、技術力（資格・実績））

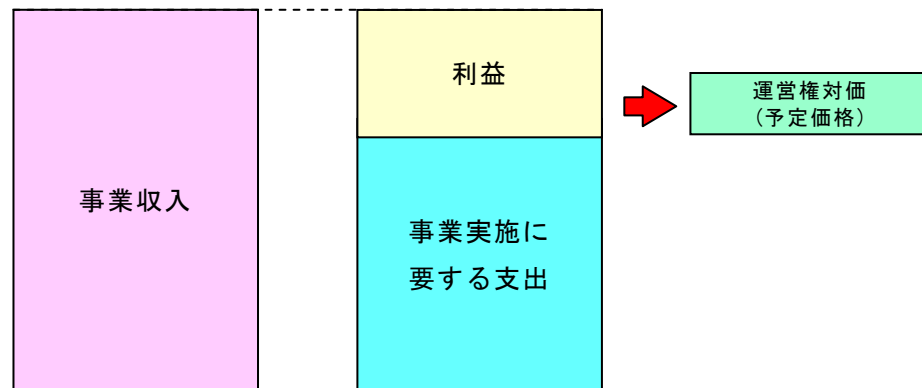
また、補修・改築を含むP F I 運営権方式においては、設計・施工の妥当性についても評価する必要がある。

② 予定価格

P F I 運営権方式を採用した場合においても、予定価格の検討は必要であり、発注前に予定価格を決定する。

予定価格は、運営権対価の下限値をもって設定される。

予定価格となる運営権対価の算出は、運営権者が得られるであろうと見込まれる事業収入から事業実施に要する支出を控除したもの（利益）の範囲で設定する。



予定価格の設定

なお、運営権者に利益が多く見込まれない場合においては、運営権対価を求めないことも考えられる。

1.8 P F I 従来方式における契約締結時の留意事項等

(1) 契約の締結にあたっての留意事項

契約を締結する際は、民間事業者と具体的かつ明確な取り決めにしておく必要がある。

【解説】

1) 具体的かつ明確な取り決め

契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決める。

2) 当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等

契約において、当事者双方の負う債務の詳細及び履行方法等について次の事項を定める。

- ① 民間事業者により提供されるサービスの内容と質
- ② 民間事業者により提供されるサービスの水準の測定と評価方法
- ③ 委託費及び算定方法等

上記に加え、当事者が契約の規定に違反した場合における措置について次の事項を定める。

- ① 選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置
- ② 債務不履行の回復補充及び当事者の救済措置

委託費の構成と算定方法例

項 目		算定方法	対象費用
施設整備費		工事代金を元本とし、また完済時の借入残金を運営期間終了時の施設買い取り額として、基準金利に提案されたスプレッドを上乗せした金利により 15 年の元利均等返済を前提として算定した元本と利息にて構成される費用	設計費、施設建設費、工事管理費、什器備品等費、試運転費（各種分析検査費含む）、融資手数料、会社設立費、許認可申請費、履行保証保険料、利息等
運営・維持管理費	固定費	汚水・汚泥の処理量の変動に関係なく、施設の運営・維持管理業務に要する費用	人件費、試験測定費、保全管理費（汚水処理施設、中継ポンプ、管路、植栽等）、保険料、SPC経理事務費、電力料金（基本契約料金部分）、水道費（基本契約料金部分）等
	変動費	汚水・汚泥の処理量の変動により増減する、施設の運営・維持管理業務に要する費用	用役費（電力料金のうち基本契約料金部分を除く）、処分費、運搬費等

3) 公共施設の管理者等の民間事業者への関与

農業集落排水施設の管理者である地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、次の事項等を考慮し、契約書でこれらについて合意しておくものとする。

- ① 管理者である地方公共団体が民間事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること
- ② 管理者である地方公共団体が民間事業者から定期的に契約等の義務履行に係る事業の実施状況報告書の提出を求めることができること
- ③ 管理者である地方公共団体が民間事業者から公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書の提出を定期的に求めることができること

4) リスク分担等

契約において、リスク分担等について、次の事項を定める。

- ① 選定事業のリスク分担
- ② 経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクとして措置を講ずるものの範囲及びその内容

5) 選定事業の終了時の取扱い等

契約において、選定事業の終了時期を明確に定めるとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについて、経済的合理性を勘案の上できる限り具体的かつ明確に定める。

6) 事業継続困難時の措置等

契約において、事業継続困難時の措置等について、次の事項を定める。

- ① 事業継続が困難となる事由
- ② 事業継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれ強いと認められる場合において契約等の当事者のとるべき措置
- ③ 事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置
- ④ 事業破綻時における公共サービスの提供の確保について、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずること

7) 契約の解除条件等

契約の解除条件となる事由について、その要件及び当該事由が発生したときに、契約等の当事者のとるべき措置を定める。

8) 資金調達への影響への留意

契約の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えるため、適切かつ明確な内容とすることに留意する。

9) 融資金融機関等との間の直接交渉についての取り決め

当該選定事業が破綻した場合、農業集落排水施設の管理者である地方公共団体と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取り決めを行う。

10) 第三者による選定事業の継承の要求についての取り決め

民間事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、民間事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、協定等において適切な取り決めを行う。

11) 契約の疑義等の解消手続き等

契約の解釈について疑義が生じた場合又は契約に規定のない事項等に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定する。

（２）履行の保証

事業契約締結時に、契約保証金に代え、ＳＰＣの親会社に事業実施責任を保証させる内容の契約を締結する場合がある。

【解説】

ＳＰＣは、民間事業者のコンソーシアムや親企業のプロジェクトチームからの出資であることが多いことから、事業契約締結時に、契約保証金に代えてＳＰＣの実質的な親会社に事業実施責任を保証させる内容の契約を締結する場合がある。

また、親企業との資本関係から親企業や共同出資者の保有するＳＰＣの株式（有限会社の場合は出資持分）の無断売却や担保（権利質、譲渡担保）の差し入れとすることを制限する条項をおくことで、事業の遂行を担保することも考えられる。

(3) 直接協定（ダイレクタグリーメント）

地方公共団体と融資金融機関等と直接協定（ダイレクタグリーメント）を締結するにあたっては、以下に留意する必要がある。

【解説】

1) 事前の通知

債務不履行により契約が解除されたり損害賠償を請求されたりするなどの事態が予想される際に必要な対応策を考えるため、あらかじめ通知し合うことを前もって約束する。

2) 親企業保有株式の処分

S P Cを構成する親企業が交替することは非常に重要であるため、事前に通知し対応策を練る時間的猶予を与える。売買や合併による所有権移転の場合や担保に供している場合の処分（任意処分、競売）等が考えられる。

通常、このような株式の処分は、契約で禁止していることが多いと思われるが、実際に処分されてしまうと第三者に対抗できないため、日々の情報収集は重要である。

3) 民間事業者が有する債権の譲渡、質入

S P Cが地方公共団体に対して有する債権（施設の賃貸料債権等）を担保として差し入れたり（権利質、譲渡担保）、施設の上に抵当権を設定した場合において、金融機関が担保権を行使すると、運営費の確保が困難になったり、施設が第三者の手に渡ったりすることでP F I事業の継続が困難となるおそれがある。

第 2 章 農業集落排水事業における P F I 事業のモデルケース

2.1 P F I 従来方式の実施方針例

2.1.1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業の名称

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）

2) 対象となる公共施設の種類

- ① 名 称：大越処理区農業集落排水施設
- ② 事業区域：埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部
（以下「排水処理区域」という。）
- ③ 施設内容：排水処理区域内のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）
を収集し、処理する施設（以下「農業集落排水施設」という。）
- ④ 処理計画人口：2,640 人
- ⑤ 供用開始時期：平成 22 年 4 月（予定）

3) 公共施設の管理者の名称

埼玉県加須市長 大橋良一

4) 事業の目的

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善及び処理水の循環利用を図るため、排水処理区域において、平成 13 年度から農業集落排水施設の建設を実施してきたが、低い進捗にとどまっていたこのような中、平成 17 年 3 月定例市議会において当該農業集落排水施設の早期完成についての請願が採択されるに至り、全地区を一体的かつ短期間に整備するため、平成 17 年度において P F I 導入可能性調査を実施した。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、農業集落排水施設の設計・建設・維持管理・運営を一貫して民間事業者に委ねることにより、迅速、適正かつ効率的に事業を実施し、公共サービスの向上と財政負担の軽減を図ろうとするものである。

5) 事業内容

民間事業者は、特別目的会社（Special Purpose Company。以下「S P C」という。）を設立し、農業集落排水施設の未完成部分を設計・建設するとともに、完成後に引き続き農業集落排水施設の維持管理・運営を行う。

① 民間事業者が実施する主な業務

ア. 設計・建設段階

- a. 汚水の処理を行う施設（以下「汚水処理施設」という。）の設計及びその関連業務
- b. 汚水の収集を行う施設（以下「管路施設」という。）の設計及びその

関連業務

- c. 汚水処理施設の建設
- d. 管路施設の建設
- e. 環境管理業務（騒音防止、振動防止、水質汚濁防止等）
- f. 工事の実施に伴う各種申請等
- g. 市が行う農業集落排水施設の設置等に関する各種申請等への支援
- h. 工事に伴い発生した残土の処分（指定処分）
- i. 工事に伴い発生した埋設管の切り回し工事
- j. 市が行う補助金・交付金の申請、地方債の借入等への支援
- k. 農業集落排水施設の所有権移転業務
- l. 工事内容の住民への周知

イ. 維持管理・運営段階

- a. 汚水処理施設の運転・維持管理
- b. 各種法令に基づく資格者及び管理者の設置
- c. 管路施設の維持管理（2.1.5-（1）に示す既に市が整備した施設を含む。）
- d. 農業集落排水施設の修理及び修繕
- e. 汚泥の処理及び処分
- f. 環境管理業務（法令に基づく水質検査、騒音対策、振動対策、臭気対策等）
- g. 清掃業務
- h. 警備業務
- i. 農業集落排水施設見学者等への対応支援
- j. 各種法令に基づく申請及び届出
- k. 排水設備（宅内配管等）の設置促進への支援

ウ. 事業終了段階

- a. 農業集落排水施設の引き渡し業務

エ. その他関連する業務

- a. 排水処理区域内において実施されている首都圏氾濫区域堤防強化対策事業（国土交通省）に伴い発生する市が既に整備した管路施設（以下「既設管路」という。）の撤去については、本事業とは別の事業として発注する予定
- b. 工事に伴い発生する水道管の切り回し工事の加須市水道課への委託事務（水道管の切り回し工事は水道課から指定給水装置工事事業者へ発注）
- c. N T T埋設ケーブルとの交差及び近接工事についてのN T Tとの協議

② 市が実施する主な業務

ア. 計画段階

- a. 事業計画内容の住民への周知
- b. 農業集落排水施設用地の取得

イ. 設計・建設段階

- a. 事業の実施状況の監視（以下「モニタリング」という。）
- b. 本事業補助金・交付金の申請
- c. 地方債の借入
- d. 受益者分担金の徴収
- e. 浄化槽法に基づく設置届
- f. 建築基準法に基づく建築申請
- g. 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届
- h. 道路法に基づく占用許可申請
- i. 河川法に基づく占用許可申請
- j. 電気事業法に基づく諸届
- k. 残土処理に関する調整
- l. 民間事業者が行う各種申請等への支援
- m. 民間事業者への委託料の支払い

ウ. 維持管理・運営段階

- a. モニタリング
- b. 排水設備（宅内配管等）の設置促進
- c. 使用料の徴収
- d. 農業集落排水施設見学者等への対応
- e. 民間事業者が行う各種法令に基づく申請及び届出への支援
- f. 民間事業者への委託料の支払い

エ. 事業終了段階

- a. 農業集落排水施設の受け取り事務

6) 事業期間及び事業期間終了後の措置

事業期間は、契約日の翌日から平成37年3月31日（約19年間）までとする。
なお、平成37年4月1日以降は本事業とは別の委託事業とする。

7) 事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

平成19年1月	契約締結
平成19年1月	事業着手
平成22年3月	農業集落排水施設完成
平成22年4月	農業集落排水施設供用開始
平成37年3月	事業完了

8) 事業方式

本事業は、民間事業者がPFI法に基づき、公共施設を設計・建設した後、市に所有権を移管した上で、公共施設の維持管理・運営を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

9) 事業費の支払い

本事業の事業費の支払いは以下のとおりとする。

① 農業集落排水施設の設計、建設に要する費用

- ア. 市は、民間事業者が農業集落排水施設の設計、建設に要した費用の6割に相当する額について、国の補助金、県の交付金、受益者の分担金、地方債等により資金を調達し、設計完了時及び建設期間中の各年度末に出来高を確認した上で、出来高に応じて建設委託料（当該年度分）を支払う。
- イ. 上記以外の費用は民間事業者が準備することし、市は、建設委託料（過年度分）として維持管理・運営期間中に分割して年1回支払う。
- ウ. ア.のうち、地方債については、その起債条件と、イ.における民間事業者の資金調達条件を比較考慮し、地方債がより有利な条件で調達可能である場合には、イ.の民間事業者が準備する資金の一部を地方債により調達するものとする。

② 維持管理・運営に要する費用

- ア. 市は、民間事業者が行う農業集落排水施設の維持管理・運営費用について、維持管理委託料として年12回に分けて支払う。
- イ. 維持管理委託料は、固定費（人件費、検査費、点検費、修繕費等）及び変動費（汚泥処理費等）とする。
- ウ. 変動費は原則として接続人口に比例して支払う。

③ 物価変動による改定

- ア. 市は、原則として年1回、上記ア及びイについて物価変動に伴う見直しを行う。採用する指標及び方法については、募集要項等において示す。

10) 事業に関連する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の法令等を遵守すること。なお以下に示す法令等は例示的に示したものであり、事業の実施に係るその他法令等についても同様に遵守すること。

① 污水处理施設の構造等に関するもの

- ア. 浄化槽法
- イ. 建築基準法

② 管路施設の設置に関するもの

- ア. 道路法
- イ. 河川法

③ 労働安全衛生に関するもの

- ア．労働基準法
- イ．労働安全衛生法

④ 電気設備工事に関するもの

- ア．電気事業法
- イ．電気工事士法

⑤ 環境保全に関するもの

- ア．環境基本法
- イ．水質汚濁防止法
- ウ．水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、水質基準を定める条例（昭和 46 年埼玉県条例 61 号）
- エ．化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量規制基準（平成 14 年埼玉県告示第 1332 号）
- オ．騒音規制法
- カ．振動規制法
- キ．大気汚染防止法
- ク．悪臭防止法
- ケ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- コ．再生資源再利用の促進に関する法律

⑥ その他危険防止等に関するもの

- ア．道路交通法
- イ．建設工事講習災害防止対策要綱（建設省通達）
- ウ．消防法
- エ．火薬類取締法
- オ．宅地造成等規制法

2.1.2 特定事業の選定及び公表に関する事項

（１）特定事業の選定の考え方

本事業を P F I 法に基づく事業として実施することが効率的かつ効果的であると客観的に判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。

（２）特定事業の選定方法

本事業を特定事業として選定するに当たり、次の項目について評価を行う。

１）行政負担の定量的評価

設計、建設、維持管理及び運營業務に係る一連の費用を含むライフサイクルコストについて定量的評価を行い、その結果従来方式と比較して公的財政

負担の縮減が見込めること。

2) P F I 事業として実施することの定性的評価

設計、建設、維持管理及び運営業務を通じて市が提供を受けるサービス水準の維持・向上が定性的に見込めること。

3) 民間事業者に移転されるリスクの評価

4) 1) から 3) までに掲げる事項の総合評価

(3) 特定事業の公表

特定事業の選定を行った場合は、その結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。なお、特定事業に選定しなかった場合も、その旨を公表するものとする。

2.1.3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集及び選定に当たっての考え方

民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。なお、具体的な審査方法、審査基準等は募集要項等において示す。

(2) 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

平成 18 年 5 月	実施方針の公表
平成 18 年 7 月	特定事業の選定及び公表
平成 18 年 7 月	募集要項の配布
平成 18 年 8 月	資格審査関係書類受付
平成 18 年 10 月	提案書受付
平成 18 年 11 月	優先交渉権者選定
平成 18 年 11 月	仮契約締結
平成 19 年 1 月	契約締結

(3) 参加資格要件

1) 応募者の構成等

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- ① 応募者は、複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとし、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業及び維持管理・運営業務を行う企業により構成されるものとする。ただし、構成員が複数の業務を行うことを妨げない。

- ② 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。
- ③ 代表企業は、平成 17・18 年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格名簿に土木工事業、建築工事業のどちらかの業種で格付 A として搭載されており、かつ入札参加資格審査の対象となった建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく総合評定値が 1,300 以上であるか、または当該参加資格名簿に機械器具設置工事業で格付 A として搭載されていること。
- ④ 応募者は、優先交渉権者に選定された場合は、本事業の実施に係る契約（以下「P F I 事業契約」という。）の締結に先立ち、S P C を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として埼玉県内に設立する。
- ⑤ S P C の発行する全ての株式は、構成員により事業契約終了時まで保有されなければならない。また、代表企業の S P C への出資割合は 50% を超えなければならないものとする。なお、構成員は、原則として株式の譲渡、担保権等の設定及びその他一切の処分を行ってはならない。
- ⑥ 応募者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、業務を委託し、または請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑦ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加できないものとする。
- ⑧ 契約の締結に至らなかった応募者の構成員は、S P C の構成員になることはできないものとする。ただし、S P C から業務の一部を受託または請け負うことは差し支えない。
- ⑨ 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

2) 応募者の制限

資格審査関係書類提出時において、次に該当する者は応募者の構成員または協力企業になることはできない。なお、資格審査書類提出後においても構成員が次に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定、または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続開始の申立をなしまたは申立がなされている者。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立をなしまたは申立がなされている者。
- ④ 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づき会社の整理の申立をなし若しくは通告されている者。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条または第 19 条の規定に基づき破産手続開始の申立をなしまたは申立がなされている者。
- ⑥ 旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定に基づき和議開始の申立をなしまたは申立がなされている者。
- ⑦ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令または課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者。
- ⑨ 加須市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。
- ⑩ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
- ⑪ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 以上を出資している者をいい、人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑫ 審査委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者

3) 応募者の業務執行能力及び財務能力

応募者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- ① 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している

こと。

- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ③ 設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
- ④ 建設企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、管工事について特定建設業の許可を受けていること。また浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 21 条の規定に基づく浄化槽工事業の登録がなされていること。
- ⑤ 維持管理企業は、浄化槽法に基づき適切な維持管理業務を遂行できる能力を有していること。
- ⑥ その他本事業の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を遂行するに当たり必要となる各種法令に基づく資格等の取得または資格者等の配置ができること。

（４）応募に係る提出書類

応募に係る提出書類は以下のものを想定している。提出書類の詳細は募集要項等において示す。

１）資格審査関係書類

- ① 参加表明書
- ② 構成員メンバー表
- ③ 会社概要及び決算報告書（構成員全社分）
- ④ 納税証明書（構成員全社分）
- ⑤ 法人登記簿謄本（構成員全社分）
- ⑥ その他参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

２）提案書

- ① 提案概要書
- ② 設計・建設計画提案書
- ③ 維持管理・運営計画提案書
- ④ 資金計画及び事業収支計画提案書

（５）民間事業者の選定及び公表に関する事項

１）審査委員会の設置

市は、学識経験者等からなる「加須市大越処理区農業集落排水事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査結果に基づき、優

先交渉権者を選定する。

なお、審査基準等の詳細については、募集要項等において示す。

2) 審査内容

審査委員会の審査は、以下の審査項目で行う予定である。

- ① 参加資格要件
- ② 価格の優位性
- ③ 事業実施体制の確実性・信頼性
- ④ 技術的内容の優位性
- ⑤ 資金計画及び事業収支計画等の事業計画の優位性・確実性
- ⑥ 地域社会及び地域環境への貢献度

3) 民間事業者の選定

市は、審査委員会で選定された優先交渉権者とPFI事業契約の内容に関する協議が成立し、かつ議会の承認が得られた場合は、当該優先交渉権者を本事業を実施する民間事業者として選定する。ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次に優先順位の高い応募者から順次協議を行うこととする。

4) 選定結果の公表

市は、民間事業者の選定を行った時は、その結果を速やかに公表する。

なお、最終的に応募者がいない、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(6) 提出書類の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が当該応募者の提出書類を公表、展示及びその他本事業に関して必要と認める用途に用いる限りにおいて、市はこれが無償で利用することとする。この場合、市は、上記目的に必要な範囲で、提出書類に含まれる著作物の全部または一部を変更、切除または改変できるものとする。

また、市は契約の締結に至らなかった応募者の提出書類及び提出書類に含まれる著作物については、本事業の民間事業者選定の審査結果に関する公表の目的以外には使用しない。なお、応募者から提出を受けた書類は返却しない。

2.1.4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業の責任の明確化等についての基本的な考え方

本事業は、市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉

で質の高いサービスを提供することを目指すものであるため、原則としてリスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

本事業において、設計、建設、維持管理及び運営についての責任は、民間事業者に帰するものであり、民間事業者が建設した農業集落排水施設については、原則として民間事業者のリスクで性能保証を行う。

ただし、不可抗力等の、市または民間事業者のいずれかの責めにも帰することのできないものについては、原則として市がリスクを分担することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と民間事業者とのリスク分担は、別紙1によることを想定している。なお、このリスク分担は、今後、実施方針等に対する民間事業者の意見等を踏まえて変更することがある。

詳細な内容については、募集要項等において明示し、最終的には、PFI事業契約で明文化する。

(3) 市による事業の実施状況の監視

モニタリングについての基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、具体的なモニタリングの方法及び内容等は募集要項等において示す。

1) モニタリングの実施

市は、民間事業者が事業契約に定める業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するため、定期的、または必要に応じてモニタリングを行う。民間事業者は、市の求めに応じてモニタリングに必要な書類等を提供しなければならない。

2) モニタリングの実施時期及び内容

① 設計段階

設計の完了時に民間事業者による設計内容が農業集落排水施設の要求水準を満たしているか確認を行う。

② 建設段階

工事期間中は、民間事業者による建設工事について、定期的に建設工事及び工事監理の状況の確認を行う。

また、災害や事故など、市と民間事業者で確認すべき事由が発生した場合は、必要に応じて状況の確認を行う。

さらに、各年度末に補助金の手続き等に必要な工事の出来形の検査を行う。

③ 農業集落排水施設完成時

建設工事の完成時に、民間事業者により建設された農業集落排水施設等が要求水準を満たしているか確認をするため、完成検査を行う。また、農業集

落排水施設を民間事業者が市に引き渡すために必要な書類等の提出を求める。

④ 維持管理・運営段階

民間事業者により提供されるサービスが要求水準を満たしているか確認を行う。また、民間事業者の経営状況及び財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

3) モニタリングの委託

市は、事業の執行状況、その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

2.1.5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 事業区域及び施設の規模・性能

1) 事業区域

本事業を実施する区域（排水処理区域）は、加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部 90.7 h a（別添「計画一般図」のとおり）とする。

2) 処理計画人

2,640 人

3) 污水处理施設用地

所在	地目	地積
加須市大字大越字南八ツ田 2965 番（別添「計画一般図」及び「污水处理施設用地図」のとおり）	雑種地	3,198m ²

4) 污水处理施設

① 污水处理施設は、排水処理区域内から排出される汚水を、法令等で定める水質まで、安定的かつ経済的に処理することのできる性能を有するものとする。

特に、大越処理区は、水質汚濁防止法の「総量削減基本方針」に基づく指定区域内であるため、削減計画による目標水質を達成する必要がある。これを踏まえ、污水处理施設の設計、建設に当たっては、次の計画放流水質を満たすものとする。処理水の放流先は、別添「放流先水路図」により示す。

○計画放流水質

生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	化学的酸素 要求量(COD)	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
15mg/L 以下	30mg/L 以下	20mg/L 以下	10mg/L 以下	1mg/L 以下

② 污水处理施設は、原則として処理方式は問わないが、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた

構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- ③ 汚水処理施設用地の地質調査結果は、別添「地質図（ボーリング柱状図）」により示す。

5) 管路施設

- ① 管路施設は、現行の管路計画を参考に、排水処理区域内の各家屋から排出される汚水を、より安定的かつ経済的に汚水処理施設に流送する性能を有するものを検討する。原則として流送方式は問わない。接続対象となる家屋の位置及び現行の管路計画については、別添「平面図」及び「縦断面図」により示す。
- ② 管路施設の建設は、排水処理区域のうち、既設管路 6,511m（別添「平面図」及び「縦断面図」のとおり）以外の区域とする。ただし、維持管理は既設管路を含めることとし、既設管路の瑕疵は市の責任とする。
- ③ 管路施設に係る地質調査結果は、別添「地質図（ボーリング柱状図）」により示す。
- ④ 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業（国土交通省）に関連する区域内の家屋の取扱いについては、募集要項等において示す。

(2) 農業集落排水施設用地の取得等

1) 汚水処理施設用地

汚水処理施設用地は市有地である。

2) 管路施設の用地

管路施設は、原則として公道下及び公共用地下に埋設するものとする。

3) その他必要な用地の確保

汚水処理施設用地及び公道等下以外に、民間事業者の提案により必要となる用地については、提案時に必要となる場所及び面積を明示するとともに、取得に要する費用について事業費に加算すること。

なお、必要となる用地の取得の可能性及び取得に要する費用については、提案書受付期間中に市に対して問合せを行うことができる。本問合せ及び回答については原則として公表しないものとする。

必要となる用地の取得に係る事務は市が行うこととし、その費用は民間事業者が負担するものとする。

(3) 農業集落排水施設の技術基準

污水处理施設、管路施設及びその付帯施設の設計、建設及び維持管理については、以下の技術基準等を満たすこととし、各種検査及び会計実地検査等に合格する内容でなければならない。

- 1) 農業集落排水施設設計指針（平成 14 年度改訂版）
- 2) 平成 18 年 3 月 27 日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知
- 3) 農業集落排水施設施工指針（污水处理施設編）
- 4) 農業集落排水施設施工指針（管路施設編）
- 5) 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- 6) 農業集落排水施設（污水处理施設）土木構造配筋要領（平成 15 年度）
- 7) 農業集落排水施設污水处理構造参考書
- 8) 埼玉県土木工事共通仕様書
- 9) 埼玉県建築工事共通仕様書
- 10) 埼玉県機械設備工事共通仕様書
- 11) 埼玉県電気設備工事共通仕様書

ただし、上記 1)、3)、4)、5)、6)、7) に記載する内容と 2) に記載する内容に齟齬があった場合には、2) の記載を優先することとする。

2.1.6 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- (1) 事業計画または P F I 事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と民間事業者とで誠意を持って協議するものとする。
- (2) P F I 事業契約に係る紛争については、市役所の所在地を管轄する浦和地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2.1.7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 民間事業者の債務不履行の場合の措置

1) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、民間事業者が P F I 事業契約で定める条件に違反した場合、あるいは民間事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、民間事業者に対して業務の改善勧告、委託料の減額等を行うことができる。

2) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにも関わらず、民間事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、または改善することができなかった場合には、P F I 事業契約を解除することができる。

また、市は、民間事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重

大な障害の発生が懸念される場合、あるいは業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、P F I 事業契約を解除することができる。ただし、市は、P F I 事業契約を解除する前に、民間事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

3) 民間事業者の倒産等による事業契約の解除

市は、民間事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、P F I 事業契約を解除することができる。

4) 損害賠償

前2)の規定により市がP F I 事業契約を解除した場合、民間事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の債務不履行の場合の措置

1) 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、民間事業者はP F I 事業契約を解除することができる。

2) 損害賠償

前項の規定により民間事業者がP F I 事業契約を解除した場合、市は民間事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置

市及び民間事業者は、不可抗力等、市または民間事業者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合には、事業の継続の可否について協議するものとする。

なお、市及び民間事業者は、一定の期間内に協議が整わない場合には、それぞれの相手方に対し、事前に書面により通告することにより、P F I 事業契約を解除することができるものとする。

(4) 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、民間事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがある。

2.1.8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることになる場合には、それによることとする。

（２）財政上及び金融上の支援

市は、本事業を実施するに当たり、民間事業者が財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、これらの支援を受けることができるよう協力するものとする。

2.1.9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

（１）議会の議決

市は、P F I 事業契約の締結に当たって、予め議会の議決を経るものとする。

（２）債務負担行為等

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等必要な措置を講じるものとする。

（３）応募に要する費用の負担

本事業への応募に要する費用については、応募者の負担とする。

（４）実施方針の配布

市は、実施方針を次のとおり配布する。

- 1) 配布期間 平成 18 年 5 月 24 日(水)から 31 日(水)まで(ただし、27 日(土)、28 日(日)を除く。)
- 2) 配布時間 午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時を除く。)
- 3) 配布場所 加須市環境浄化センター 2 階 農業集落排水課

（５）実施方針に関する意見・質問の受付

実施方針に関して意見・質問がある場合には、別紙 2 の実施方針に関する意見書・質問書(様式)により、平成 18 年 6 月 9 日(金)正午までに、添付ファイルにて下記メールアドレスあてに送信すること。口頭、電話及びファックスによる受付は行わない。

受け付けた意見・質問及びその回答は、原則として全て公表するものとする。

（６）市の担当部署

加須市 上下水道部 農業集落排水課

【別紙 1】

市と民間事業者とのリスク分担（１）

凡例：○印：当該リスクの主分担、△印：当該リスクの従分担

リスク項目				リスク分担	
				市	事業者
共通リスク 1	募集・契約リスク	募集手続きリスク	募集要項、募集手続きの誤り	○	
		契約リスク	契約の不成立、契約手続きの遅延	○	○
	制度関連リスク	政治リスク	市の政策変更による事業の変更、中断または中止（契約議案の否決は契約リスク）	○	
		法令変更リスク	浄化槽法、水質汚濁防止法、PFI法、道路構造令等、本事業の実施に関する法令の変更、新たな規制法令の成立	○	
			商法、民法等、会社の運営等に関する法令の変更、新たな規制法令の成立		○
		税制変更リスク	本事業の実施に関する新税の成立、税率の変更	○	
			法人税等民間事業者の利益に関する新税の成立、税率の変更		○
		許認可リスク	施設管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
			設計、建設、維持管理及び運營業務の実施に関して民間事業者が行うべき申請等の手続きの不備等による許認可の遅延		○
	社会リスク	住民対応リスク	本事業の推進、PFI 手続き等、市の業務に関する住民反対運動、訴訟、苦情などへの対応	○	
			設計、建設、維持管理及び運営等、民間事業者が行う業務の不備による住民反対運動、訴訟、苦情などへの対応		○
		環境リスク	設計、建設、維持管理及び運営等、民間事業者が行う業務の不備により発生した環境問題（悪臭、騒音、振動、有害物質の排出等）への対応		○
	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○
			市からの委託料支払いの遅延	○	
		物価変動リスク	設計・建設段階の物価変動	△	○
			維持管理・運営段階の物価変動	○	△
		金利変動リスク	提案時の金利と金利基準日における金利との格差	○	
			上記以外の金利変動		○

市と民間事業者とのリスク分担（２）

リスク項目				リスク分担	
				市	事業者
共通リスク２	不可抗力リスク		想定していない、あるいは想定を超える暴風、豪雨、地震等の自然災害及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、建設、維持管理、運營業務の変更または中止	○	
計画・設計段階	設計リスク	測量・調査リスク	市が実施した測量、調査等の不備	○	
			民間事業者が実施した測量、調査等の不備		○
		設計リスク	市が実施した設計の不備	○	
			市が提示した施設設計要求、設計条件の不備、市の指示による変更	○	
			民間事業者が実施した設計の不備		○
	用地取得・開発リスク	用地取得リスク	民間事業者の提案に基づき追加的に必要となった用地の取得費用		○
			建設、維持管理等に要する仮設用地の確保		○
		用地の瑕疵リスク	市が提示した設計条件では予見できない土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財等の発見による遅延、変更または中止	○	
		地質・地盤リスク	市が提示した設計条件では予見できない地質、地盤状況による遅延または変更	○	
		計画変更リスク	市の指示による計画変更、設計変更	○	
建設段階１	建設リスク	工期遅延リスク	民間事業者の責めによる工事の遅延または未完工		○
			市の指示により行った設計変更等による工事の遅延または未完工	○	
		工事費増加リスク	民間事業者の責めによる工事費の増加		○
			市の指示により行った設計変更等による工事費の増加	○	
		工事監理リスク	工事監理の不備		○
			埋設管の切り回し等に要する費用の増加	○	
			工事中の事故または事件		○

市と民間事業者とのリスク分担（３）

リスク項目				リスク分担	
				市	事業者
建設段階 2	建設リスク	要求性能リスク	要求性能の不適合または未達（書類の不備を含む）		○
		技術進歩リスク	市の指示による新技術導入に伴う計画・建設段階における仕様の変更	○	
維持管理・運営段階	維持管理リスク	要求水準未達リスク	民間事業者の行う維持管理業務の要求水準未達（書類の不備を含む）		○
		施設瑕疵リスク	施設の瑕疵（瑕疵担保期間内の場合）		○
			施設の瑕疵（瑕疵担保期間外の場合）	○	△
			既設管路の瑕疵により生じた維持管理費の増加、当該管路施設及びその他施設の損傷	○	
			維持管理の不備により生じた既設管路の不具合による維持管理費の増加、当該管路施設及びその他施設の損傷		○
		維持管理費増加リスク	市の指示による維持管理費の増加	○	
			民間事業者の責による維持管理費の増加		○
		汚泥処理リスク	汚泥受入先、または受入条件の変更による汚泥処理費用の増加	○	
			市が提示した設計条件の不備による汚泥処理費用の増加	○	
			民間事業者の提案に基づく汚泥の処理・処分の不備による汚泥処理費用の増加		○
		施設損傷リスク	維持管理業務の不備による施設の損傷		○
			民間事業者以外の責めによる施設の損傷	○	
	運営リスク	要求水準未達リスク	民間事業者の行う運営業務の要求水準未達（書類の不備を含む）		○
		使用者加入遅延リスク	施設使用者の減少、加入の遅延による使用料収入の減	○	
		業務内容更リスク	市の指示による運営業務の変更	○	
時移管	技術進歩リスク		市の指示による新技術導入に伴う維持管理・運営業務の変更	○	
	移管リスク		市の責による業務移管の遅延	○	
			民間事業者の責による業務移管の遅延		○

【別紙 2】

平成 年 月 日

加須市長 あて

実施方針に関する意見書・質問書

加須市大越処理区農業集落排水事業実施方針に関して、以下のとおり（意見・質問）を提出します。

会 社 名	
部 署 名	
役 職 ・ 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

No.	項	項目番号・項目名	意見・質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

- 注) 1 意見と質問は別葉とし、タイトル・文章・表中の該当するか所に○を付けてください。
- 2 意見・質問は簡潔にまとめて記述してください。
- 3 意見・質問は各行につき1点としてください。（同じ項目であっても意見・質問が複数となる場合は、次の行に記入してください。）
- 4 行が不足する場合は適宜増やしてください。
- 5 本書式は、Microsoft Word により作成してください。

【別紙 3】

添付図面等一覧表

図面等名称		No.	葉数
一般	計画一般図	1	1
処理施設関係	汚水処理施設用地図	2	1
	放流先水路図	3	2
	地質図（ボーリング柱状図）	4	3
管路施設関係	平面図 （受益家屋及び既設管路についてのみ設計に当たっての条件とする。その他の計画管路・マンホール等の位置及び宅内配管等については参考として示すものであり、設計に当たっての条件とはしない。）	5	51
	縦断面図 （既設管路についてのみ設計にあたっての条件とする。その他の地質状況、埋設管位置・路線配管、計画管路位置・路線配管等については参考として示すものであり、設計に当たっての条件とはしない。）	6	72
	地質図（ボーリング柱状図）	7	20
その他の資料	農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知（平成 18 年 3 月 27 日付け）	8	

2.2 P F I 従来方式の V F M の試算例

農業集落排水事業において、P F I 事業を導入した場合の V F M の試算例を以下に示す。

2.2.1 試算条件

試算例の各種条件を以下に示す。

(1) 事業方式

P F I 事業は、B T O 方式（サービス購入型）とする。

(2) 事業対象範囲

A 市 B 地区の農業集落排水施設整備
(交付金事業対象分のみとし、単独事業分は含まない。)

(3) 計画処理規模

- ・計画処理人口 : 1,120 人
- ・計画対象戸数 : 223 戸

(4) 施設計画

- ・汚水処理施設 : 1 箇所
- ・管路施設 : 10.5 km
- ・中継ポンプ施設 : 9 箇所

(5) 事業期間

	P S C	P F I	備 考
建設期間	5 年	2 年	設計期間含む
運営期間	15 年	15 年	

(6) 費用の負担

費用負担割合は、P S C、P F I ともに、下記のとおりとした。

- ・国からの交付金 : 50.0%
- ・県補助 : 5.0%
- ・下水道事業債 : 40.0% (交付補助残 50.0% × 0.9 - 県補助 5.0%)
- ・S P C 負担 : 5.0%
- ・地方交付税措置 : 下水道債事業の元利償還金の 45%

(7) 使用料収入

運営期間の使用料は、地方自治体が利用者から料金徴収し、地方自治体の収入とする。

- ・1 戸当たり使用料 : 3,000 円/月 (36,000 円/年)
- ・全戸使用料 : 669 千円/月 (8,028 千円/年)

(8) 施設整備費

P F I における施設整備費は、設計・建設から管理・運営までの一連の業務化による効率性の向上、分割発注を一括発注とすることによる諸経費の削減、民間事業者主導による事業実施による創意工夫等により、下記のコスト削減が可能であると想定したものである。

・ P F I 事業におけるコスト削減率

①、③、④ : 5 %

② : 16% (一括発注による諸経費削減率 11% をプラス)

	P S C	P F I	備 考
①処理施設工事	400,000 千円	380,000 千円	
②管路施設工事	664,000 千円	557,760 千円	
③中継ポンプ工事	51,000 千円	48,450 千円	
④測量・設計費	81,000 千円	76,950 千円	
⑤工事雑費	14,000 千円	—	
⑥事業諸経費	—	21,263 千円	工事費の 2%
計	1,210,000 千円	1,084,423 千円	

なお、P F I における割賦金は、総事業費から交付金及び起債分を控除した残額を年率 6 % (民間事業者の市中金利、経費等をふまえ設定) の元利均等年賦支払い方式として、算定した (試算シートでは、施設整備費の項目に計上している)。

(9) 管理運営費

施設の運営、維持管理は、P F I 事業の責任により行われるものとするが、運営期間が 15 年であることから、大規模な修繕は発生しないものと考えられ、事業範囲は軽微な修繕のみとする。

・ P F I 事業におけるコスト削減率 : 5 %

	P S C	P F I	備 考
①維持管理費	6,700 千円	10,450 千円	施設管理等
・維持管理委託費	—		
・維持費	3,300 千円		電気, 水道, 保険等
・消耗品費	100 千円		
・修繕・工事費	800 千円		
②運営費	—	1,500 千円	
③管理運営経費	—	597.5 千円	経費率 5%
計	11,000 千円	12,547.5 千円	

(10) リスク調整

リスク調整は、ここでは以下のとおり設定した。

- ・建設段階 : 建設費×5%
- ・管理運営段階 : 管理運営費×3%

(11) モニタリング

PFI事業においては、地方自治体がモニタリングを行うものとする。

- ・モニタリング費 : 1,500 千円/年

(12) 社会的割引率

社会的割引率は4%とした。また、整備最終年を0年とし、 $(1 + 4\%)^n$ (n : 事業年度) で割り引き、現在価値化している。

VFM試算例では、地方公共団体の職員人件費等として、PSCの工事雑費、リスク調整費に計上している。

職員人件費については、地方公営企業年鑑（総務省）にある職員給与欄等の金額を参考に算定する。

2.2.2 試算結果（財政支出の比較）

試算結果から、本事業においてPFI事業を導入した場合、地方自治体の財政負担額は約3,000万円削減され、VFMは9.7%となり、PFI導入が望ましい事業であると考えられる。

また、国からの交付金・県の補助金負担は1億1,000万円の削減、公的負担全体では1億7,000万円（13.9%）が削減されると試算された。

試算シートは、次頁に示す。

PFI事業の試算結果の概要

	従来方式 (PSC)	PFI	VFM・低減額
①地方自治体の財政負担	349,362 千円	315,483 千円	33,878 千円 (9.7%)
②国の交付金、県の補助金 負担	717,701 千円	605,976 千円	111,725 千円 (15.6%)
③交付税	168,528 千円	142,321 千円	26,208 千円 (15.6%)
④公的負担(①+②+③)	1,235,591 千円	1,063,780 千円	171,811 千円 (13.9%)

【PFI事業による農業集落排水施設整備 VFM試算例】

◆PSC

				進捗率				供用率			
				10%	20%	30%	30%	10%	40%	60%	
財政支出				事業年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2
設計・建設費計	排水処理施設工事費	計	400,000 千円		40,000	80,000	120,000	120,000	40,000		
	管路施設工事費	計	715,000 千円		71,500	143,000	214,500	214,500	71,500		
	設計・監理費	計	81,000 千円		8,100	16,200	24,300	24,300	8,100		
	その他事業諸経費	計	14,000 千円		1,400	2,800	4,200	4,200	1,400		
	設計・建設費計				121,000	242,000	363,000	363,000	121,000	0	0
	維持管理費									11,000	11,000
	中長期修繕費	5年目									
		10年目									
		15年目									
		20年目									
維持管理・運営費計					0	0	0	0	0	11,000	11,000
起債元金返済					0	0	0	0	0	1,665	5,024
起債金利支払					0	0	0	0	0	936	2,777
起債返済計					0	0	0	0	0	2,600	7,801
支出計					121,000	242,000	363,000	363,000	121,000	13,600	18,801
補助金計	補助金 国	事業費の	50.0%		60,500	121,000	181,500	181,500	60,500		
	都道府県	事業費の	5.0%		6,050	12,100	18,150	18,150	6,050		
	補助金計				66,550	133,100	199,650	199,650	66,550	0	0
	起債借入金	事業費の	40.0%		48,400	96,800	145,200	145,200	48,400		
	起債借入金計				48,400	96,800	145,200	145,200	48,400	0	0
	受益者負担(初期)		0 円/戸		0	0	0	0	0		
	受益者負担(使用料)		3,000 円/月・戸							3,211	4,817
	受益者負担計				0	0	0	0	0	3,211	4,817
	交付税措置	起債元利の	45.0%		0	0	0	0	0	1,170	3,510
	交付税措置				0	0	0	0	0	1,170	3,510
収入計					114,950	229,900	344,850	344,850	114,950	4,381	8,327
財政支出計					6,050	12,100	18,150	18,150	6,050	9,219	10,474

リスク調整				事業年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2
建設段階	建設費の	3.00%			3,345	6,690	10,035	10,035	3,345		
	維持管理・運営段階	維持管理・運営費計の	5.00%							550	550
リスク調整費計					3,345	6,690	10,035	10,035	3,345	550	550

PSC				事業年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2
割引前	財政支出				6,050	12,100	18,150	18,150	6,050	9,219	10,474
	リスク調整				3,345	6,690	10,035	10,035	3,345	550	550
	合計				9,395	18,790	28,185	28,185	9,395	9,769	11,024
割引率 4.00%					0.85	0.89	0.92	0.96	1.00	1.04	1.08
割引後	財政支出				7,078	13,611	19,631	18,876	6,050	8,864	9,684
	リスク調整				3,913	7,525	10,854	10,436	3,345	529	509
	合計				10,991	21,136	30,485	29,312	9,395	9,393	10,192
NPV				割引率	4.00%	349,362	千円				

◆PFIのLCC

◆PFIのLCC				進捗率				供用率			
				40%				60%			
P	F	I	事業年度	-4	-3	-2	-1	0	1	2	
	施設整備費	総事業費	1,084,423 千円				412,081	618,121	5,583	5,583	
	維持管理・運営費								12,548	12,548	
	中長期修繕費								0	0	
	起債元金返済	返済期間(据置5年)	30 年								
	起債金利支払	金利	1.80%								
	公募費用		10,000 千円				10,000				
	モニタリング費用		1,500 千円/年						1,500	1,500	
	支 出 計						422,081	618,121	19,630	19,630	
	補助金(国・県)	事業費の	55.0%				238,573	357,860			
	起債借入金	事業費の	40.0%				173,508	260,262			
	受益者負担金(初期)					0	0				
	受益者負担(使用料)	単価	3,000 円／月・戸						3,211	4,817	
	交付税	起債元利金の	45.0%				0	0	0	0	
	収 入 計						412,081	618,121	3,211	4,817	
財 政 支 出 計							10,000	0	16,419	14,813	
税 金 収 入							0	0	80	80	
合 計							10,000	0	16,339	14,734	
割引率 4.00%					0.85	0.89	0.92	0.96	1.00	1.04	1.08
割引後 合計							10,400	0	15,711	13,622	
NPV	割引率	4.00%	315,483 千円								

◆VFM評価

地方自治体の財政負担

PSC	現在価値	349,362	100.0%
PFI	現在価値	315,483	90.3%
VFM		33,878	9.7%

補助金(国・県)

PSC	現在価値	717,701	100.0%
PFI	現在価値	605,976	84.4%
低減額		111,725	15.6%

交付税

PSC	現在価値	168,528	100.0%
PFI	現在価値	142,321	84.4%
低減額		26,208	15.6%

公共負担全体

PSC	現在価値	1,235,591	100.0%
PFI	現在価値	1,063,780	86.1%
低減額		171,811	13.9%

80%	90%	100%	⇒100%												(単位:千円)	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~29	合 計		
														400,000		
														715,000		
														81,000		
														14,000		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,210,000		
11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	165,000		
		0						0						0		
													0	0		
												0		0		
														0		
11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	165,000		
10,109	15,285	17,224	17,534	17,850	18,171	18,499	18,831	19,170	19,516	19,867	20,224	20,588	280,242	519,800		
5,493	8,118	8,779	8,469	8,153	7,832	7,505	7,172	6,833	6,488	6,137	5,779	5,415	34,399	130,284		
15,602	23,403	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	26,003	314,641	650,085	
26,602	34,403	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	37,003	314,641	2,025,085	
														605,000		
														60,500		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	665,500		
														484,000		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	484,000		
														0		
6,422	7,225	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	109,984		
6,422	7,225	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	109,984		
7,021	10,531	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	141,588	292,538	
7,021	10,531	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	11,702	141,588	292,538	
13,443	17,757	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	19,730	141,588	1,552,022	
13,159	16,646	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	173,052	473,063	

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~29	合 計
														33,450
550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	8,250
550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	41,700

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~29	合 計	
13,159	16,646	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	17,274	173,052	473,063
550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	0	41,700
13,709	17,196	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	17,824	173,052	514,763
1.12	1.17	1.22	1.27	1.32	1.37	1.42	1.48	1.54	1.60	1.67	1.73	1.80	—		
11,698	14,229	14,198	13,652	13,127	12,622	12,136	11,670	11,221	10,789	10,374	9,975	9,592	68,097	239,076	
489	470	452	435	418	402	386	372	357	344	330	318	305	0	42,189	
12,187	14,700	14,650	14,086	13,545	13,024	12,523	12,041	11,578	11,133	10,705	10,293	9,897	68,097	349,362	

80%	90%	100%	⇒100%												
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~29	合 計	
5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583	5,583		1,113,943	
12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548		188,213	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
	5,968	15,027	15,297	15,573	15,853	16,138	16,429	16,724	17,025	17,332	17,644	17,961	278,883	473,246	
	3,354	8,278	8,007	7,732	7,452	7,166	6,876	6,580	6,279	5,973	5,661	5,343	38,061	1,523	
														10,000	
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		22,500	
19,630	28,952	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	42,935	316,944	1,917,273	
														596,433	
														433,769	
														0	
6,422	7,225	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028	8,028		109,984	
0	4,195	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	10,487	142,625	262,178	
6,422	11,420	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	18,515	142,625	1,402,363	
13,208	17,532	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	24,420	174,319	514,910	
80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		1,197	
13,128	17,452	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340	174,319	513,712	
1.12	1.17	1.22	1.27	1.32	1.37	1.42	1.48	1.54	1.60	1.67	1.73	1.80	—		
11,671	14,918	20,006	19,236	18,496	17,785	17,101	16,443	15,811	15,203	14,618	14,056	13,515	66,891	315,483	

◆起債の償還について

本試算では、PFIの事業期間を15年、起債の償還期間を30年(据置期間5年)と設定しているため、PFI事業期間後の16年～29年においても、起債を償還する必要がある。

そのため、起債の償還については、PFI事業期間だけでなく、起債の償還が残っている16年～29年も算定期間とし、各年の元利償還額－交付税措置額(現在価値化)に、PFI事業期間のPSC・PFIの財政負担額に足し合わせて、VFMを算定した。

2.3 P F I 運営権方式の実施方針例

2.3.1 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業の選定に関する事項

1) 事業内容に関する事項

事業の名称：〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業

2) 対象となる公共施設の種類

- ① 名 称：〇〇処理区農業集落排水施設
- ② 事業区域：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇地域における農業集落排水施設
〇〇処理場用地の全部〇〇h a 及び管路施設用地
- ③ 施設内容：排水処理区域内のし尿及び生活雑排水を収集し、処理する施設
- ④ 処理計画人口：〇〇〇〇人
- ⑤ 供用開始時期：平成〇年〇月

3) 公共施設等の管理者等

〇〇県〇〇郡〇〇町 町長〇〇 〇〇

4) 担当部局

〇〇県〇〇郡〇〇町 上下水道部 農業集落排水課
〒〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇1111 〇〇町環境浄化センター
電話：0000-00-0000
e-mail：……@…….…….…….jp

なお、実施方針に関し、担当部局の行う事務を代行するために、以下に示すアドバイザーを置く予定である。

- (i) 〇〇 〇〇
- (ii) 〇〇 〇〇
- (iii) 〇〇 〇〇
- (iv) 〇〇 〇〇
- (v) 〇〇 〇〇

5) 事業の背景・目的

① 事業の背景

〇〇町農業集落排水施設〇〇処理区は、〇〇町〇〇地域における水質汚濁による農業被害の解消、農村生活環境の改善を図り、併せて、公共水域の水質保全に寄与することを目的としている。

〇〇処理区は、平成〇年〇月に供用開始し、汚水処理人口は、平成〇〇年〇月時点で〇〇〇〇人となっている。

しかし、建設後〇〇年が経過していることから、施設の老朽化対策や、電力料金及び汚泥処理費などに要する維持管理費の軽減が喫緊の課題となっている。

② 事業の目的

現在の〇〇町〇〇処理区は、〇〇町により管理・運営されているが、農業集落排水施設公共施設等運営事業（以下「運営事業」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権を活用し、民間事業者の資金・経営能力及び技術的能力を活用することによって、施設の運営を効率的かつ効果的に実施し、地区住民のサービスの向上やトータルコストの削減を図るものである。

6) 募集要項等

公募時に開示される書類は、以下の①から⑩までの書類（これらに補足資料及び町のホームページへの掲載、その他の方法により公表した質問回答書、その他これらに関して町が発出した書類を加えたものを総称して、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から⑨までの書類は、提案書類を作成するに当たっての前提条件であり、①から⑦までの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、2社以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする者（以下「優先交渉権者」という。）の選定に際して公表する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料集に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

- ① 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）
- ② 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）
- ③ 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業町有財産無償貸付契約書（案）（以下「町有財産無償貸付契約書（案）」という。）
- ⑤ 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業物品譲渡契約書（案）（以下「物品譲渡契約書（案）」という。）
- ⑥ 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業業務要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）
- ⑦ 関連資料集
- ⑧ 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選定基準」という。）
- ⑨ 〇〇町農業集落排水施設公共施設等運営事業様式集及び記載要領（以下「様式集及び記載要領」という。）
- ⑩ 参考資料集

7) 本事業の実施に当たって想定される根拠法令等

① P F I 事業に関するもの

ア. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成 11 年法律第 117 号)

② 汚水処理施設の構造等に関するもの

ア. 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号)
イ. 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
ウ. 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
エ. 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
オ. 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
カ. 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
キ. 砂防法 (昭和 30 年法律第 29 号)
ク. 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
ケ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成 12 年法律第 104 号)
コ. その他、P F I 事業実施地区に関係する条例 (施設設置基準等) があれば記載する。

③ 労働安全衛生に関するもの

ア. 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
イ. 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)

④ 電気設備工事に関するもの

ア. 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
イ. 電気工事士法 (昭和 35 年法律第 139 号)

⑤ 環境保全に関するもの

ア. 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
イ. 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
ウ. 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
エ. 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
オ. 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
カ. 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
キ. 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
ク. 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)
ケ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
コ. 資源再利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
サ. その他、P F I 事業実施地区に関係する条例 (水質基準、総量規制基準等) があれば記載する。

⑥ その他危険防止等に関するもの

ア. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
イ. 建設工事講習災害防止対策要綱 (建設省通達)
ウ. 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
エ. 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)
オ. 宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号)

⑦ 参照すべき基準等

- ア．農業集落排水施設設計指針（平成 19 年度改訂版）
- イ．農業集落排水施設施工指針（污水处理施設編）
- ウ．農業集落排水施設施工指針（管路施設編）
- エ．農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- オ．農業集落排水施設（污水处理施設）土木構造配筋要領（平成 15 年度）
- カ．農業集落排水施設污水处理構造参考書
- キ．〇〇県土木工事共通仕様書
- ク．〇〇県建築工事共通仕様書
- ケ．〇〇県機械設備工事共通仕様書
- コ．〇〇県電気設備工事共通仕様書
- サ．農業集落排水処理施設維持管理マニュアル（J A R U S－〇型）
- シ．農業集落排水施設のコンクリート劣化点検・診断・補修の手引き（案）

8）事業期間

① 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、運営権者が運営権に基づき運営事業を実施する期間（以下「運営事業期間」という。）は、実施契約に定める開始条件が充足され、運営事業が開始された日（以下「運営事業開始日」という。）から、運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）の 15 年後の応当日の前日（以下「運営事業終了日」という。）までをいう。

② 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 15 年後の応当日の前日までとする。

なお、運営権の存続期間は運営事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

9）事業方式

① 運営権の設定等

2.3.2-（2）に定める手続によって選定され、町との間で基本協定を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行のみを目的とする優先交渉権者の設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立する。

S P C は、町から運営権の設定を受けて運営権者となる。運営権者は、町との間で実施契約を締結し、運営事業開始日までに業務の引継ぎを完了させる。

② 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

ア．運営権

運営事業終了日に消滅する。

イ．運営権者の資産等

運営事業終了日又はそれ以降の町が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を町又は町の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、町又は町の指定する第三者は、運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。なお、町が本事業の実施者を新たに公募により選定した場合、町は当該実施者をして、当該不動産又は株式の全部又は一部を時価にて運営権者から買い取らせることを公募の条件とする。

本事業の実施のために運営権者が保有する資産(町又は町の指定する第三者が買い取る資産を除く。)については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

③ 業務の引継

町又は町の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるようにしなければならない。

10) 本事業における利用料金の設定及び収受

① 料金の設定

運営権者は、PFI法第23条に規定する公共施設等の利用料金については、PFI法第23条第2項の定めるところに従い、必要な届出等を行い、運営権者が定めることができる。

なお、利用料金の額は、「〇〇町農業集落排水処理施設使用料条例」第〇条第〇項に掲げる料金を基準額とし、当該基準額に0.7から1.3(数値は例)を乗じて得た額の範囲内で、運営権者が町に届け出るものとする。

② 料金の収受

利用料金は、原則、運営権者が収受する。

11) 本事業における費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとする。

12) 本事業の範囲

運営事業の範囲は以下に掲げるものとする。なお、運営権者は、事業期間中、自ら本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められ

た業務を除いたものについては、町に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

当該業務委託を行う上で運営権者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、実施契約書（案）、要求水準書（案）において示す。

① 運営権者が行う事業・業務

- ア．利用料金の収受
- イ．町が行う交付金の申請、地方債の借入等への支援
- ウ．污水处理施設の運転・維持管理
- エ．各種法令に基づく資格者及び管理者の設置
- オ．管路施設の維持管理
- カ．農業集落排水施設の修理及び修繕
- キ．汚泥の処理及び処分
- ク．環境管理業務（法令に基づく水質検査、騒音対策、振動対策、臭気対策等）
- ケ．清掃業務
- コ．警備業務
- サ．農業集落排水施設見学者等への対応支援
- シ．各種法令に基づく申請及び届出
- ス．排水設備（宅内配管等）の設置促進への支援
- セ．農業集落排水施設の引き渡し業務

② 運営権者が任意で行う事業・業務

運営権者は、関連法令を順守し、施設機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において、必要と考える業務を行うことができる。

③ 利用料金の設定及びその収受

その他附帯する事業に関して利用料金を設定し、収受することができる。

13）要求水準書（案）の体系

町は、運営権者によって適切な維持管理が実施されること、安全な運営を行うことが確保されること、及び、環境対策が適切に実施されることを目的として要求水準を定める。なお、町は、下記の項目のうち、詳細は優先交渉権者として選定された応募者が提案した事項を要求水準に反映させることとする。

要求水準書（案）の体系は以下のとおりである。

大区分	本事業の範囲 (2.3.1-(1)-12)-①))	小区分	具体的な管理水準事項
I 全体			・用語定義、基本事項、遵守する法令・通達等
II 規程策定	ウ.、エ.、オ.	農業集落排水施設管理規程の策定	・農業集落排水施設管理規程の策定に関する管理水準
III 基本施設等	ウ.、エ.、オ.、カ.、キ.	維持管理、更新・改良（ハード） 運營業務（ソフト）	・基本施設等に関する管理水準 ・農業集落排水施設管理規程
IV 環境対策	ク.	環境対策事業	・環境対策事業に関する水準

14) 運営権者に与えられる権利・資産

町は、運営権者に対して本事業に必要な権利として以下に記載したものを与える。

① 運営権

- ・ 農業集落排水施設用地
- ・ 「2.3.1-(1)-12) 本事業の業務範囲-①」ア.、イ. 及びエ. に関連して運営権者が使用する汚水処理施設、管路施設等に設定される権利

② 任意事業を行う権利

- ・ 「2.3.1-(1)-12) 本事業の業務範囲-②」に定めた「運営権者が任意で行う事業・業務」を行うことができる。

③ 農業集落排水施設用地等を使用する権利

- ・ 「2.3.1-(1)-9) 事業方式」に規定する実施契約に基づく汚水処理施設用地及び管路施設用地内の建物、本事業関連物品を使用する権利

15) 計画及び報告

① 計画

運営権者は、本事業について、運営事業期間全体に係る事業計画（マスタープラン）のほか、5年ごとの中期計画及び1年ごとの単年度計画を作成し、町に提出する。

運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

② 報告

運営権者は、運営事業期間中、実施契約に定める報告書等を作成し、町に提出する。

16) 運営権者が支払う本事業の対価

実施契約に基づく運営事業に係る運営権の設定に対する対価

審査において1円以上の提案のみを受け付けるものとし、実施契約締結後、

運営権者は、町に対し、これを町が指定した期日に毎年度分割払いで支払うものとする。

また、町は、実施契約上別途定める場合を除き、運営権者に対する対価の返還は行わない。運営権者は、対価の追加的支払請求を受けることはない。

(2) 特定事業の選定方法に関する事項

1) 選定基準

町は、運営事業を P F I 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業を P F I 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 1 項に規定する選定事業とする。

2) 選定結果の公表

町は、運営事業を P F I 法第 2 条第 1 項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、町のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

2.3.2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

町は、運営事業を特定事業として選定した場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の発表を通じて公募し、P F I 事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。本事業の優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 優先交渉権者の選定手順及び選定方法

町は、以下の手順により優先交渉権者を選定する。今後のスケジュールについては、2.3.8- (2) を参照のこと。なお、募集要項等の公表後のスケジュールについては募集要項においてあらためて示す。

1) 審査委員会の設置

町は、審査に参加する応募者（以下「審査参加者」という。）の選定及び優先交渉権者等の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等からなる審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

なお、審査委員会の構成員は募集要項等公表時に示すこととし、審査委員会は非公開とする。

2) 募集要項等の公表及び説明会の開催

町は、本事業に係る募集要項等を町のホームページへの掲載やその他の方法により公表する。

なお、募集要項等に関する説明会を開催することを予定している。

3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

① 質問の受付

町は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

② 回答の公表

町は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、町のホームページへの掲載やその他の方法により公表する。

4) 審査

① 審査書類の受付

審査参加者は、募集要項等に定めるところにより、審査書類を提出する。
なお、町は、審査書類の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

② 審査の方法

審査書類提出後、審査委員会による審査前の段階において、審査参加者が審査委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設ける。

審査では、要求水準の充足が確認された審査参加者の審査書類について、審査委員会における審査を行う。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ審査を行う。

なお、具体的な運営権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

③ 優先交渉権者等の選定

町は、審査委員会の審査を受け、審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

④ 審査結果の通知

町は、審査の結果を、審査参加者に対して通知する。

5) 審査結果の公表

町は、審査の結果及び審査の評価の過程について、優先交渉権者の選定後速やかに町のホームページへの掲載やその他の方法により公表する。

6) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、町と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、町は審査で決定された順位に従って、次順位の審査参加者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

7) S P C の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P C として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。

8) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P C の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、町が協力する範囲で現地調査を実施することができる。

9) 運営権の設定及び実施契約の締結

町は、S P C の設立後速やかに、S P C に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。町と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。

なお、町は、P F I 法第 19 条 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を町ホームページへの掲載やその他の方法により公表する。

10) 運営事業の開始

運営権者は、実施契約に定める運営事業開始日に運営事業を開始する。

開始に当たっては、運営権者が業務の引継を完了し、運営権の設定に対する対価を町に対して払い込み等、実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

11) 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。

- ① 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他町が必要と認めるときは、町は提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

② 特許権等

町は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任を負わない。

③ 提案書類の公開について

町は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。

④ 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

⑤ 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、各審査段階において町に提示した提案については、運営権者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

1 2) 公募及び特定事業の選定の取消し

町は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すと共に、運営事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、町は、その旨を町のホームページへの掲載やその他の方法により公表する。

(3) 応募者の参加資格要件

1) 応募者の構成

① 応募者は、2.3.1-(1)-1 2) に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

② 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

- ③ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式（2.3.2-（1）-7）に定める本議決権株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。
- ⑤ 審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、町と協議するものとし、町がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が2.3.2-（3）-2）から3）の参加資格要件を満たさなくなった場合、コンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、町に速やかに通知しなければならない。
- ⑥ 審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

2）応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、〇〇町長から〇〇町所掌の工事請負契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 町が、平成〇年度、公共施設等運営権制度（PFI法）の活用による農業集落排水施設運営委託事業に関する調査検討業務を委託した(株)〇〇〇〇又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。
- ⑥ 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定

の関連のある者でないこと。

⑦ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。

⑧ 審査委員会の委員が属する法人（企業を除く。）が総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 17 項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。

⑨ 上記⑤から⑧に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

3) 応募企業又は代表企業に求められる要件

応募企業又は代表企業、若しくは応募企業又は代表企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が次に該当すること。

① 平成 16 年以降に農業集落排水施設建設事業若しくは農業集落排水施設維持管理事業の実績を有していること。

② 平成 16 年以降に商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績を有していること。

2.3.3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 運営事業の前提条件

運営権者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものである。本事業の業務範囲については 2.3.1-(1)-1 2) の記載のとおりであり、明確に記載されていないことを理由に、運営権者が責任を免れることはないものとする。

1) 運営権者の経営責任に関する基本的な考え方

運営権者は、本事業において、利用料金の設定及び収受を行い、本事業にかかる経営の責任は、原則として運営権者が負うものとする。

ただし、一定の法令・政策変更等により運営権者に著しく不利益を生じさせるような事象が生じた場合は、町と運営権者で協議するものとする。

2) 事業の適性かつ確実な実施に向けた調査点検等

① 法定の調査点検等

- ・ 本事業における浄化槽法に基づく調査点検等は以下のとおりである。
- ・ 運営権者は、下記の事項について調査点検等の結果をまとめ、町に対して提出する。

根拠法	適用対象	事象	対応（根拠規定）	
浄化槽法	運営権者	規定に従った保守点検、清掃義務	保守点検、清掃(年1回)	第10条
		規定に従った水質検査	指定機関の行う検査の受検(年1回)	第11条

※ その他の関係法令に基づく調査点検等は別途実施される。

② 運営権者による調査点検等

- ・ 運営権者は、浄化槽法の基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、町に報告する。
- ・ 運営権者は、下記の事項については調査点検等の結果をまとめ、町に対してこれを提出する。

	名称	頻度	備考
1	施設管理状況報告書	毎月	

③ 町による調査点検等

- ・ 町による調査点検等は、②の他、必要があると認めるときは、運営権者からその業務に関して報告させ、又はその職員に運営権者の事務所その他に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。
- ・ 調査点検等の結果、管理水準を充足する運営が行われていないと判断される場合、町は業務是正勧告又は命令を行い、これらによっても一定期間の間に是正が認められない場合には、町は、実施契約を解除する場合がある。

3) 財務情報の報告及び開示

運営権者は、毎事業年度の末日から3ヵ月以内に、下記情報を町に報告するとともに、管理水準書で公表を求める部分については、運営権者のホームページ上で内容を公表するものとする。

- ・ 会社法第435条第2項に定める計算書類（会計監査人による監査済計算書類）
- ・ 会社法第435条第2項に定める事業報告
- ・ 会社法第435条第2項に定める上記の附属明細書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

4) リスク分担の基本的な考え方

本事業は、町と運営権者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供することを目指すものであるため、原則としてリスクを生じた原因者がそのリスクを負担することとする。

ただし、不可抗力等の、町または運営権者のいずれかの責めにも帰することのできないものについては、原則として町がリスクを分担することとする。

5) 予想されるリスクと責任分担

町と民間事業者とのリスク分担は、別紙1によることを想定している。なお、このリスク分担は、今後、実施方針等に対する民間事業者の意見等を踏まえて変更することがある。

詳細については、実施契約書（案）に示す。

(2) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、町によるモニタリングを行い、要求水準が達成されていないことが判明した場合、町は、運営権者に対して改善措置等を求めることができる。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）に示す。

(3) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

1) 運営権の処分

運営権者は、町の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について町との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく町の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。

2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式のみを発行することができる。

2.3.4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

農業集落排水施設用地の所在地、本事業の対象となる施設（以下「運営権設定対象施設」という。）は、以下のとおりである。

（１）公共施設等の立地並びに規模及び配置

１）事業場所

本事業の事業場所は、〇〇町大字〇〇地域における農業集落排水施設〇〇処理場用地の全部〇〇ha（別添「計画一般図」のとおり）及び管路施設用地とし（以下「施設用地」という。）、所在地等は以下のとおりである。

本事業の対象となる範囲：別紙位置図参照

２）污水处理施設用地

污水处理施設用地は町有地である。

所在地	地目	地積
〇〇町大字〇〇字〇〇番（別添「計画一般図」及び「污水处理施設用地図」のとおり）	雑種地	〇〇〇〇m ²

３）管路施設用地

管路施設は、公道下及び公共用地下に埋設されている。

（２）本事業の対象施設

- １）污水处理施設
- ２）管路施設

2.3.5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

（１）実施契約に定めようとする事項

町と運営権者が締結する実施契約には、以下の事項を定める。

- １）業務の内容
- ２）公共施設等運営権の設定及び契約の履行
- ３）事業者の資金調達等
- ４）許認可及び届出等の手続
- ５）費用負担
- ６）環境対策等
- ７）リスク分担
- ８）保険
- ９）実施体制の整備
- １０）施設等の貸付等

- 1 1) 本事業対象施設等への整備等
- 1 2) 公共施設等の利用に係る約款等
- 1 3) 関係機関との協定等
- 1 4) 業務計画書
- 1 5) 運営等の業務の開始
- 1 6) 利用料金の設定及び収受
- 1 7) 業務報告書
- 1 8) 調査点検等の実施
- 1 9) 運営収入の取扱い
- 2 0) 損害賠償
- 2 1) 契約の変更及び解除
- 2 2) 保全義務
- 2 3) 契約終了に際しての処置
- 2 4) 権利の譲渡制限
- 2 5) その他必要な事項

(2) 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

(3) 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2.3.6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、町又は町の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとし、運営権者の資産等については、2.3.1-(1)-9)-②-イ.と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書(案)に示す。

1) 町事由解除又は終了

① 解除又は終了事由

町は、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解

除することができる。

運営権者は、町の責めに帰すべき事由により、一定期間、町が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

町が農業集落排水施設の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

② 解除又は終了の効果

町が農業集落排水施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然消滅する。その他の場合には、町は運営権を取り消す。

町は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分について賠償する。

町は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害が前号の金額を超えるときは、その超過額を賠償するものとする。

また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は町の支払額からこれを控除する。

2) 運営権者事由解除

① 解除事由

運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、町は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、実施契約を解除することができる。

② 解除の効果

町は運営権を取り消す。

運営権者は、町に対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により町に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額）を支払う。

3) 不可抗力解除又は終了

① 解除又は終了事由

不可抗力により農業集落排水施設が滅失したときは、実施契約は当然終了する。

不可抗力を原因とする町による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、町は実施契約を解除する。

② 解除又は終了の効果

不可抗力による滅失の場合、運営権は当然に消滅し、町は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分について賠償する。

不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、町の選択に従い、運営権の放棄又は町の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により町及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

4) 特定法令等変更解除

① 解除事由

特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、町又は運営権者は実施契約を解除することができる。

② 解除の効果

町は運営権を取り消す。

町は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分について賠償する。

町は、運営権者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により運営権者に生じた損害が前号の金額を超えるときは、その超過額を賠償するものとする。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は町の支払額からこれを控除する。

2.3.7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、町は検討を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

(3) その他の措置及び支援に関する事項

町は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必

要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、町と運営権者で協議する。

2.3.8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業に関連する事項

1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

2) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3) 実施方針に関する説明会の開催

町は、実施方針に関する説明会について、以下のとおり開催する。

開催日時：平成○年○月○日（○）○：○～○：○

開催場所：〒○○-○○○ ○○県○○郡○○町 1111 ○○町環境浄化センター

申込方法：説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式1の参加申込書を担当部局へ電子メールにて送信の上、説明会会場において原本を提出すること。なお、会場での申込みは受け付けない。

連絡先：担当部局

受付期限：平成○年○月○日（○）13:00 まで（必着）

留意事項：説明会に参加する者は、実施方針を持参することとする。
また、写真撮影、ビデオカメラの使用は控えること。

4) 実施方針に関する意見の受付

① 受付期間

平成○年○月○日（○）13:00より

平成○年○月○日（○）17:00まで（必着）

② 提出方法

実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、意見書(様式2)に記入し、電子メールによる送信又は郵送による資料送付とすること。

なお、意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

意見書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並び

にその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。
提出先は、担当部局とする。

5) 意見に対するヒアリング

実施方針に関する意見のうち、町がその趣旨等を確認する等の必要があると判断した場合には、意見を提出した者に直接ヒアリングを行う場合がある。

6) 実施方針の変更

町は、実施方針に関する意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、PFI法第7条に規定する特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

町は、実施方針の変更を行った場合は、町のホームページへの掲載やその他の方法により速やかに公表する。

(2) 今後のスケジュール（予定）

実施方針の公表後、基本協定締結に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成○年○月頃	特定事業の選定・公表
	募集要項等の公表
平成○年○月頃	募集要項等に関する説明会
平成○年○月～○月頃	募集要項等に関する質問受付期間
平成○年○月頃	募集要項等に関する質問の回答公表
平成○年○月頃	審査書類の提出期限
平成○年○月頃	審査結果の通知
平成○年○月頃	優先交渉権者の選定
	基本協定の締結
平成○年○月頃	運営権設定日
	実施契約の締結
平成○年○月頃	物品譲渡契約の締結
平成○年○月頃	運営事業開始日

(3) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

〇〇県〇〇町のホームページ

(<http://www. / />)

別紙 1 農業集落排水施設運営事業における町と運営権者のリスク分担

凡例：○印：当該リスクの主分担、△印：当該リスクの従分担

リスク項目				リスク分担		リスク分担の 具体的内容
				町	民間	
共通 リスク	入札・契約 リスク	入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		入札説明書の訂正、入札手続の更正等により選定事業者に発生した追加費用を地方公共団体が負担する。
		契約リスク	落札者と契約を結べない、又は契約手続きに時間がかかる	△	○	契約遅延の原因が事業者側にある場合は、契約の遅延により地方公共団体に発生した追加費用を事業者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。
	制度関連 リスク	法令変更 リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は地方公共団体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を地方公共団体が負担する。
			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。
	税制変更 リスク	税制変更 リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は地方公共団体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を地方公共団体が負担する。
			利用料金の外税とした消費税率の変更、資産所有にかかる税率の変更及び新税設立	○		税制変更により発生する利用料金の増加費用は、地方公共団体が負担する。
		許認可 リスク	法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、事業者が負担する。
			事業管理者として地方公共団体が取得するべき許認可の遅延	○		当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した増加費用を地方公共団体が支払う。
	社会 リスク	住民対応 リスク	施設の配置及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○		地方公共団体が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した増加費用を地方公共団体が支払う。
			事業者が行う調査、建設、維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応		○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して地方公共団体に発生した増加費用を事業者が支払う。
		環境リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。
	経済 リスク	物価変動 リスク	維持管理における物価変動	○	△	物価変動に合わせて、定期的に運営事業に関する費用の見直しを行う。
			著しい物価変動により利用料金を改定	○	○	利用料金の改定規定範囲内であれば事業者。規定の範囲を超える、予見しがたい著しい物価変動により事業の継続が困難となるような場合には、地方公共団体が一部負担すること考えられる。
	不可抗力 リスク		計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、運営事業の変更、中止	○	△	不可抗力による施設損害に関する修復費用は地方公共団体が負担する。不可抗力による運営事業の変更、中止に伴い、事業者に発生した追加費用は地方公共団体が負担する。
運営 段階	維持管理 リスク	要求水準未 達リスク	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○	モニタリングにより、維持管理業務の内容が要求水準に達していないことが判明した場合、公共は改善経過の策定を命ずるとともに、要求水準未達の状態が改善されなければ、サービス対価を減額する。引き続き改善がなされなければ、契約を解除する。

リスク項目				リスク分担		リスク分担の 具体的内容
				町	民間	
運営段階	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間内の場合)		○	事業者の費用負担により施設の瑕疵の修復を行う。
			事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合(瑕疵担保期間終了後の場合)	○		地方公共団体の費用負担により施設の瑕疵の修復を行う。
		維持管理費増大リスク	地方公共団体の指示以外の要因による維持管理費が増大する場合		○	事業者の責任と費用負担により維持管理業務を実施する。サービス対価の見直しは行わない。
		汚泥処理リスク	汚泥処理において、し尿処理場等の受入拒否等による汚泥処理費用が増大する場合		○	汚泥受入先に関する調査の不備に起因する場合においては、汚泥処理費の増加部分は、事業者が負担する。
			人口減少、流入施設の撤退による流入量の減少により、事業収入が減少する場合	△	○	一定の流入量の減少については事業者が負担とする。契約時に想定できなかった流入施設の撤退や開発計画の中止等、著しく流入量が減少する場合には、地方公共団体と事業者が負担する。
		施設損傷リスク	施設の劣化に対して事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	事業者の資金負担により、損傷部分の修復を行う。モニタリングによる減額、契約解除又は損害賠償の対象ともなる。
			公共の責めにより施設が損傷した場合	○		地方公共団体の資金負担により、損傷部分の修復を行う。修復ではなく、事業の中止が合理的であると公共が判断した場合は、公共の責めによる契約の終了となる。
	運営業務	要求水準未達リスク	事業者の提供する運営業務のサービス内容が契約書に定める水準に達しない場合		○	モニタリングにより、運営業務の内容が要求水準に達していないことが判明した場合、公共は改善計画の策定を命ずるとともに、要求水準未達の状態が改善されなければ、サービス対価を減額する。引き続き改善がなされなければ、契約を解除する。
		利用者加入遅延リスク	当初計画より施設利用者が減少する場合、又は加入の遅延により、収入が減少する場合	○		利用者の減少又は加入の遅延による収入の減少分は地方公共団体が負担する。
		業務内容変更リスク	地方公共団体の指示による運営業務の変更	○		業務内容の変更に伴い事業者に発生する追加費用を地方公共団体が負担する。
		料金未納リスク	利用料金に滞納があった場合		○	事業者が負担する。
	技術進歩リスク		技術進歩により維持管理業務、運営業務の内容が変更される場合	○	○	契約に基づき、農業集落排水施設利用料金や残事業期間を考慮して変更に伴う追加費用の負担者を定める。
契約解除	事業が継続できないリスク		当該事業に対する需要が消滅するなど、事業の継続の必要性がないと認められる場合	○		地方公共団体の費用負担において適切な解除手続きを行う。
			運営権者の債務不履行、倒産手続きの申立て表明・保証事由及び誓約事由の不遵守等の場合		○	事業者の費用負担において適切な解除手続きを行う。
移管時	移管リスク		事業期間の終了に伴う業務の移管に係る諸費用の発生、事業会社の清算に伴う評価損益の発生等		○	事業者の費用負担において適切な移管手続き、精算手続きを行う。

様式 1 実施方針に関する説明会参加申込書

平成 年 月 日

農業集落排水施設公共施設等運営事業 実施方針に関する説明会参加申込書

〇〇町 町長〇〇 〇〇 殿

商号又は名称：

所在地：

平成〇〇年〇月〇日付で公表がありました「農業集落排水施設公共施設等運営事業実施方針」に関する説明会への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課 農林 太郎
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課 農林 次郎
所属部署・氏名③	〇〇〇部〇〇〇課 農林 三郎

- (ア) 会場の都合上、参加人数を制限させていただく可能性があります。
(イ) 当日は実施方針を持参してください。

様式2 実施方針に関する意見書

平成 年 月 日

農業集落排水施設公共施設等運営事業 実施方針に関する意見書

平成〇〇年〇月〇日付で公表がありました「農業集落排水施設公共施設等運営事業実施方針」について、以下のとおり意見を提出します。

商号又は名称			
住所			
所属部署			
提出者氏名			
連絡先	電話番号		
	F A X		
	メールアドレス		

No	タイトル	該当箇所				意見の内容
		頁	項			
例	×××について	1	1	(1)	A)-a)-①	〇〇については、△△という理由のため、□□とすべきではないでしょうか。
1						
2						
3						
4						

※1：簡潔かつ具体的に記載してください。

※2：該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。

※3：行が不足する場合は適宜追加してください。

※4：それぞれの資料ごとに当該個所の順に記入してください。

※5：行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。

別途提供する Microsoft Excel データに記入すること

第3章 農業集落排水事業及び類似事業のPFI事業実施例

3.1 加須市大越処理区農業集落排水事業

3.1.1 P F I 事業概要及び事業内容

(1) 事業の概要

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善及び処理水の循環利用を図るため、排水処理区域において、平成 13 年度から農業集落排水施設の建設を実施してきたが、低い進捗にとどまっていた。

このような経過のもと、当該農業集落排水施設の早期完成に向けて地区全体を一体的かつ短期間に整備するため、平成 17 年度において P F I 導入可能性調査を実施した。P F I 導入可能性調査の結果、効果が期待できることが確認できたため、平成 18 年度から P F I 事業を実施した。

市による農業集落排水事業（P F I 事業）は、P F I 法に基づき、農業集落排水施設の設計・建設・維持管理・運営を一貫して民間事業者に委ねることにより、迅速、適正かつ効率的に事業を実施し、公共サービスの向上と財政負担の軽減を図るものである。

(2) 事業名

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）

(3) 対象となる公共施設の内容

- | | |
|-----------|---|
| 1) 名 称 | 大越処理区農業集落排水施設 |
| 2) 事業区域 | 埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部
(以下「排水処理区域」という。) |
| 3) 施設内容 | 排水処理区域内のし尿及び生活排水を収集し、処理する施設
(以下「農業集落排水施設」という。) |
| 4) 処理計画人口 | 2,640 人 |
| 5) 管路延長 | 30,314 m (内、6,511 mは施工済み) |

(4) 事業方式

本事業は、S P C（特別目的会社）が P F I 法に基づき、公共施設を設計・建設した後、市に所有権を移管した上で、公共施設の維持管理・運営を実施する B T O（Build-Transfer-Operate）方式とした。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、平成 19 年 1 月 26 日から平成 37 年 3 月 31 日（約 19 年間）である。

(6) 本事業の範囲

S P C は、P F I 法に基づき、以下の業務を実施した。なお、業務の詳細は、「業務要求水準書」によった。

業務項目	具体的な内容
1. 施設整備業務	① 管路施設の設計及びその関連業務 ② 汚水処理施設の設計及びその関連業務 ③ 管路施設の建設業務 ④ 汚水処理施設の建設業務 ⑤ 工事監理業務 ⑥ 処理機能調整工事業務 ⑦ 既設管路調査業務 ⑧ 周辺家屋等影響調査業務 ⑨ 各種申請等補助業務 ⑩ 住民対応業務
2. 維持管理・運營業務	① 管路施設の維持管理業務 ② 汚水処理施設の維持管理業務 ③ 農業集落排水施設の運営等業務
3. 本事業の早期効果発現に向けた業務	排水設備設置工事等業務
4. 事業終了時の措置	維持管理・運営移管業務

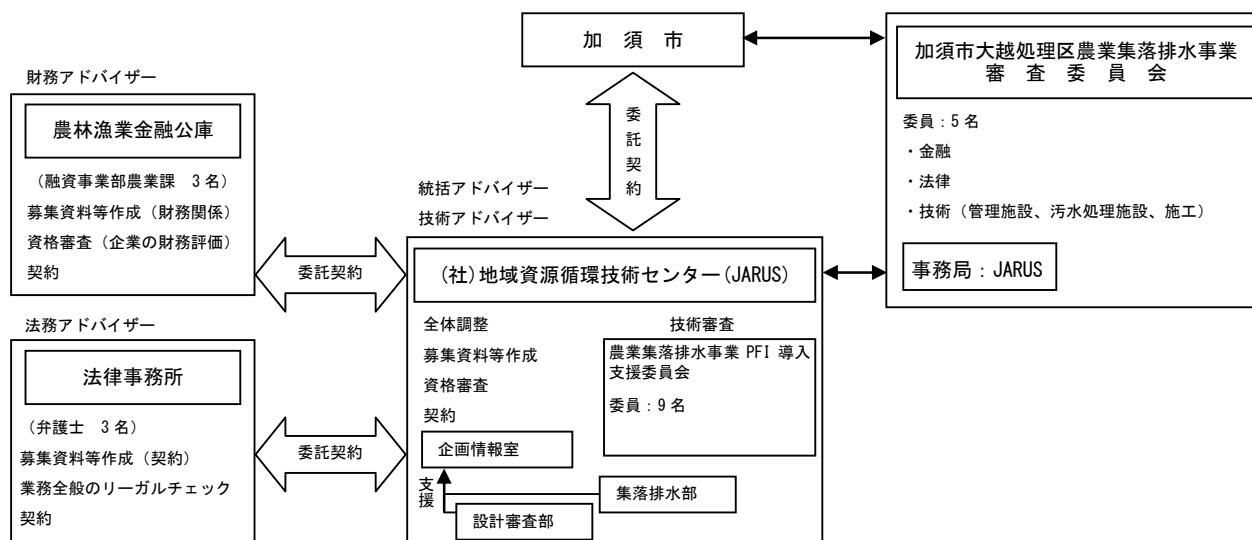
3.1.2 事業実施前の体制及び実施経過

(1) 事業実施前の体制

P F I 事業の導入に当たり、各アドバイザー及び審査委員会を配置・設置し、下図のとおり、市の支援体制を整えた。

埼玉県加須市農業集落排水事業P F I 導入支援業務

体 制 図



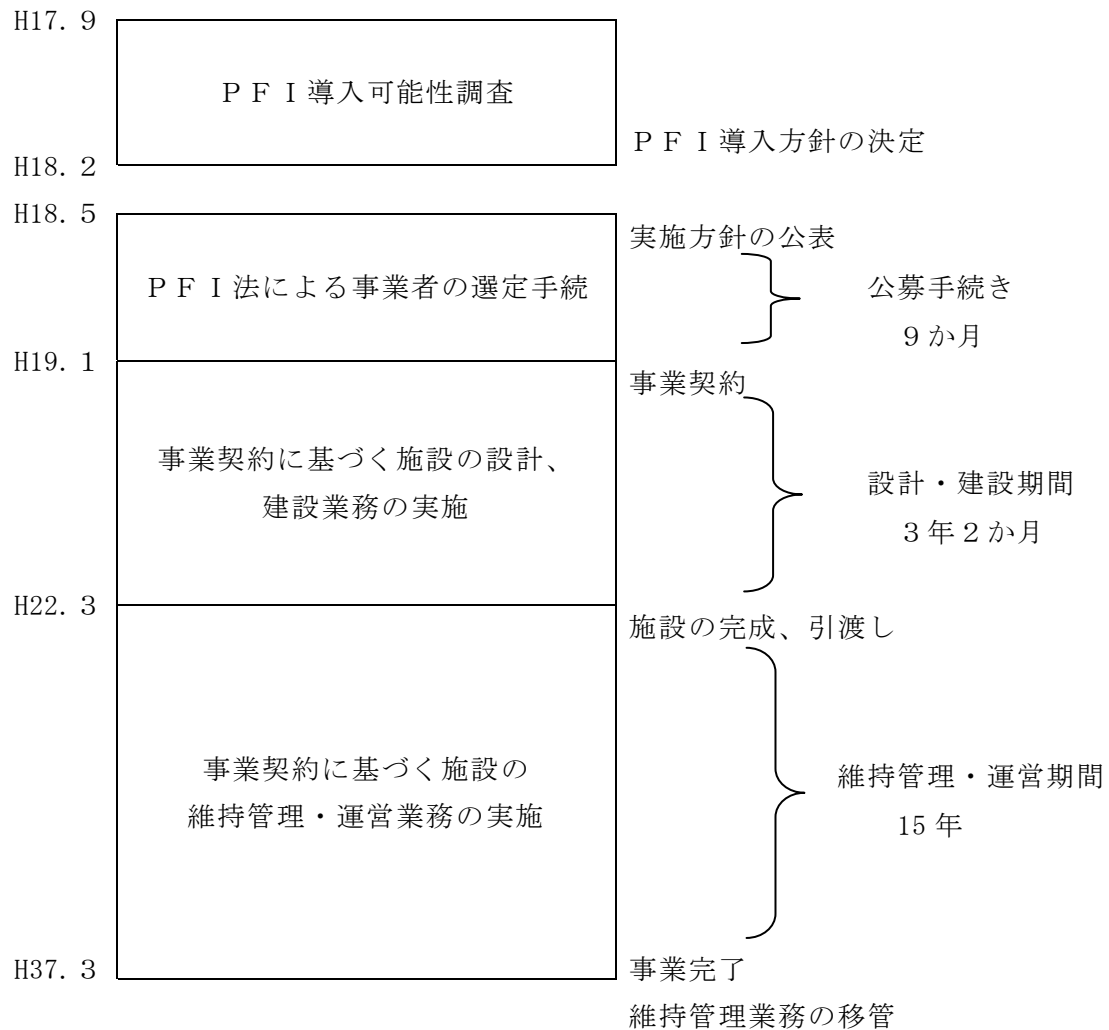
(2) 実施経過

本事業における P F I 手続きの実施経過を以下に示した。

平成 17 年度		
平成 17 年 9 月		P F I 導入の検討開始を決定
平成 17 年 9 月 ～平成 18 年 2 月		導入可能性調査 P F I 事業スキームの検討 リスク分担の検討 市場調査（民間事業者へのアンケート調査） V F M の検討 等
平成 18 年度		
平成 18 年 5 月	19 日	実施方針の公表
		実施方針への意見等の受付締切（6 / 9） 実施方針への質問の回答（7 / 13）
平成 18 年 6 月	28 日	債務負担行為の設定（市議会）
平成 18 年 7 月	5 日	第 1 回審査委員会 事業概要説明、現地調査
	14 日	特定事業の選定・公表
	20 日	第 2 回審査委員会 募集要項等公募書類の審査
	25 日	募集要項等の公表
平成 18 年 8 月	1 日	募集要項等に関する説明会
		参加資格に関する質問の受付締切（8 / 10） 参加資格に関する質問の回答（8 / 24） 募集要項等に関する質問の受付締切（8 / 23） 募集要項等に関する質問の回答（9 / 13）
平成 18 年 9 月	11 日	参加資格に関する個別相談会
	20 日	資格審査書類受付
		募集要項等に関する追加質問の受付締切（9 / 29） 募集要項等に関する追加質問の回答（10 / 6）
平成 18 年 10 月	5 日	第 3 回審査委員会 参加資格の確認 提案審査方法の審査
	6 日	参加資格確認結果の通知
	24 日	提案書の受付
平成 18 年 11 月	9 日	提案に関する事務局ヒアリング （審査委員会合同ヒアリング）
	21 日	事業者プレゼンテーション及び第 4 回審査委員会 提案書審査
	24 日	優先交渉権者及び審査講評の公表
	27 日	基本協定締結
平成 18 年 12 月	18 日	契約締結議案の議決（市議会）
		事業契約交渉
平成 19 年 1 月	26 日	事業契約締結・事業着手

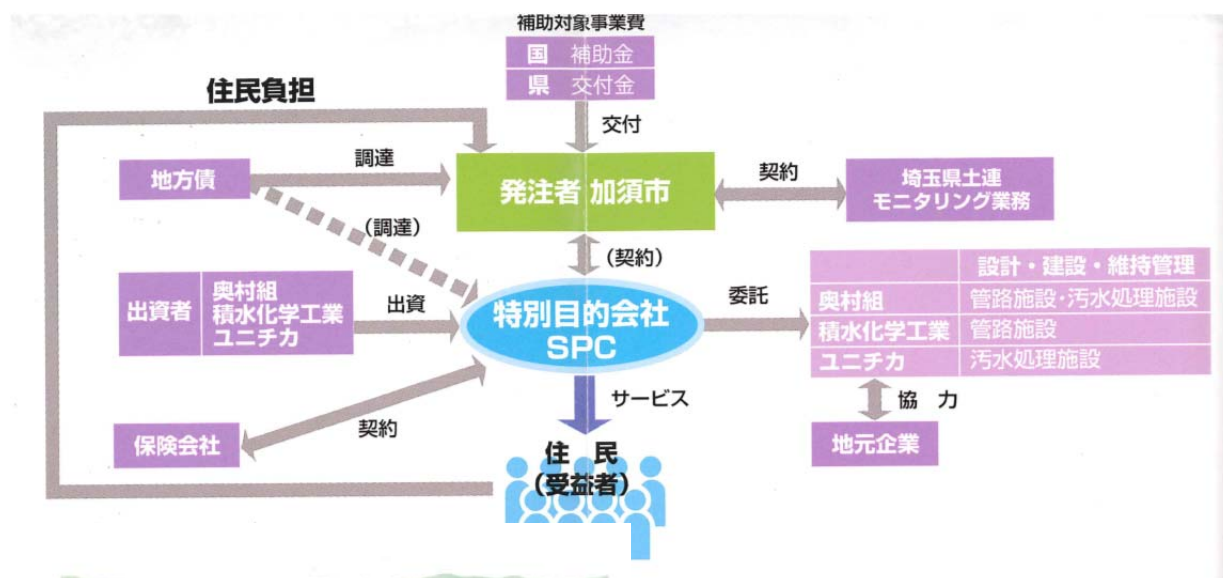
(3) 事業全体のスケジュール

本処理区は、平成 13 年度に事業採択され、平成 17 年度まで管路施設を主として事業が実施されてきた。その後、P F I 事業により地区全体（管路施設及び処理施設）を一体的に短期間で整備するにあたって、事業全体のスケジュールを以下のように定めた。



3.1.3 P F I の事業スキームと P F I 事業の実施内容

S P C は加須農業集落排水 P F I 株式会社で、代表企業：株式会社奥村組、構成企業：積水化学工業株式会社、ユニチカ株式会社（現：日立造船株式会社が事業継承）の 3 社で構成され、以下の事業スキームとなっている。



加須市大越地区の真空管路施設



加須市大越地区の農業集落排水処理施設

3.1.4 事業効果

本事業におけるPFIの導入・事業実施による主な事業効果（メリット）は、以下のとおりである。

（１）建設コストの縮減（VFM計算）

特定事業の評価時に算定されたVFMは、9.4%（48百万円）削減された。

項目	通常の方法 (PSC-LCC)	PFI方式 (PFI-LCC)	削減効果 (VFM)
財政負担額（百万円）	514	465	48
指数（%）	100	90.6	9.4

なお、通常の方法（PSC-LCC）と今回選定された優先交渉権者グループによるPFI提案額（PFI-LCC）の比較では、40.6%（213百万円）削減された。

（２）サービス提供時期の早期化

設計・建設期間として３年２か月を予定していたが、ＳＰＣの企業努力により１０か月短縮されて、２年４か月で完成した。これにより早期の供用開始となり、住民（受益者）へのサービス提供時期が早くなった。

3.1.5 事業実施にあたっての課題

本事業におけるＰＦＩの導入・事業実施の主な課題は、農業集落排水施設としては国内で初めてのＰＦＩ事業であり、市側のＰＦＩ事業の実施までの準備に、かなりの事務労力を要した。

3.2 黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業

3.2.1 PFI事業概要及び事業内容

(1) 事業概要

従来、黒部市では脱水汚泥を外部委託処理していたが、処理費用の大きな変動から長期的な処分計画が立てにくい状況にあった。また、広域組合のし尿処理施設廃止により、下水処理施設での受け入れ増加が予想され、更なるコスト増が見込まれていた。本PFI事業は、地域を取り巻くこうした諸課題に対応する貢献施策の一つとして下水道汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥及び食品残渣等を対象にバイオマスの活用を実施し、バイオマス資源の循環利用システムを構築したものである。

(2) 事業の特徴

- 1) PFI事業による下水道バイオマスエネルギー利活用施設の国内「第1号」稼働案件であり、国土交通大臣賞 2011 年度「循環のみち下水道賞」サステイナブル部門を受賞。
- 2) 下水道汚泥等と地域バイオマス（コーヒー粕）を活用したメタン発酵施設で、年間約 100 万 m^3 生成されるバイオガスをエネルギー利用し、汚泥の乾燥燃料化や発電を実施。
- 3) 下水道汚泥等に由来する乾燥物は、肥料登録され販売。また、発電所等の燃料としての活用に向けた取り組みを推進。
- 4) 発電した電力は施設の電力として利用され、使用電力の 50～80%を賄う。
- 5) 地域貢献を目的に、施設アメニティーとしてバイオガスを利用した足湯（ばいお～ゆ）を設置し、市民に開放。

(3) 事業内容

項 目	内 容
事業名称	黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
事業方式	PFI事業（BT0方式）
総事業費	3,600百万円
事業期間	設計・建築期間：平成21年4月～平成23年4月 維持管理運営期間：平成23年5月～平成38年4月（15年間）
事業者選定	公募型プロポーザルによる総合評価方式
事業者（SPC）	黒部Eサービス株式会社
バイオマス受入量 （平成36年度計画値）	①下水道汚泥（濃縮汚泥）：24,346 m^3 /年 ②農業集落排水汚泥（濃縮汚泥）：1,080 m^3 /年 ③浄化槽汚泥（濃縮汚泥）：134 m^3 /年 ④デスポーザ生ごみ（濃縮汚泥）：688 m^3 /年 ⑤事業系食品残渣（コーヒー粕）：2,884 m^3 /年
主要機器・設備仕様	メタン発酵設備：処理能力80.4 m^3 /日 ガスホルダ：容量600 m^3 マイクロガスタービン：出力95kW 太陽光発電：出力10kW 汚泥乾燥設備棟：地上3階・地下1階
温暖化ガス削減量	CO2削減量 約1,000t/年
設置場所	黒部市堀切1188（黒部浄化センター内）

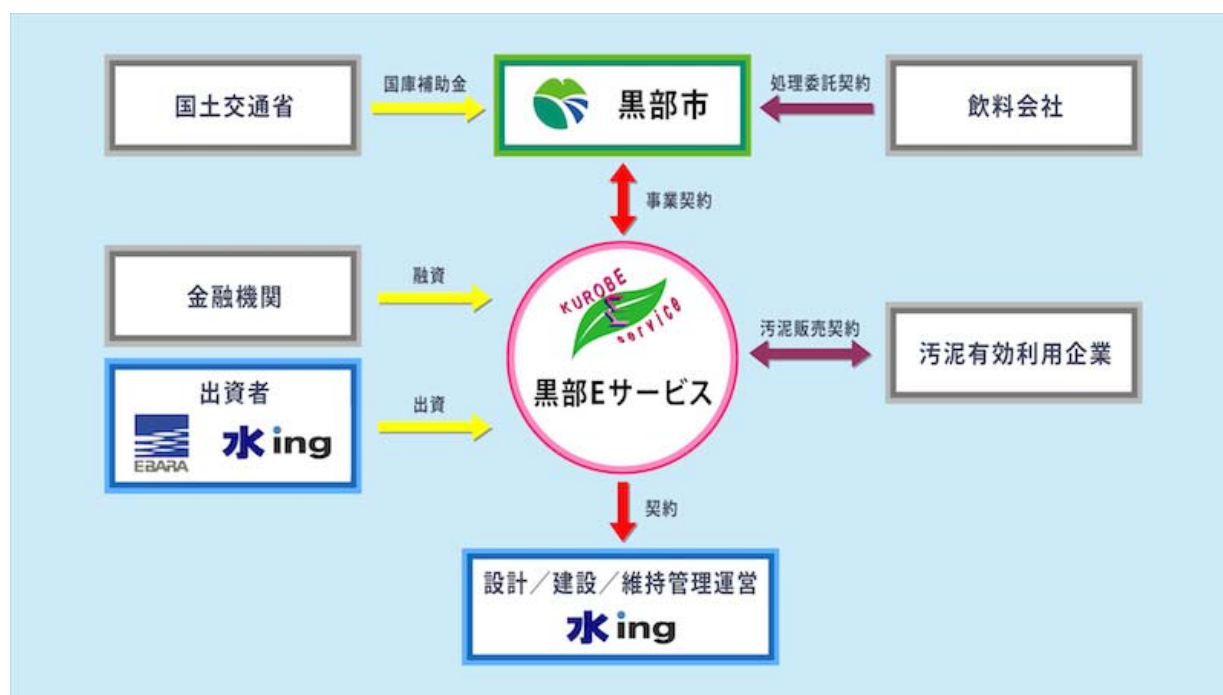
3.2.2 事業実施経過

本業務におけるPFI手続きの実施経過を以下に示した。

日 時	内 容
平成20年 1 月31日	実施方針の公表
平成20年 2 月29日	実施方針の質問・意見内容及び質問回答の公表
平成20年 6 月30日	特定事業の選定の公表
平成20年 7 月18日	募集要項等の公表
平成20年 8 月 8 日	募集要項等の質問回答の公表
平成20年 9 月 3 日	募集要項等修正版の公表
平成20年10月31日	提案書類の提出期限
平成20年12月	優先交渉権者の選定
平成21年 1 月	仮契約の締結
平成21年 4 月	契約の締結

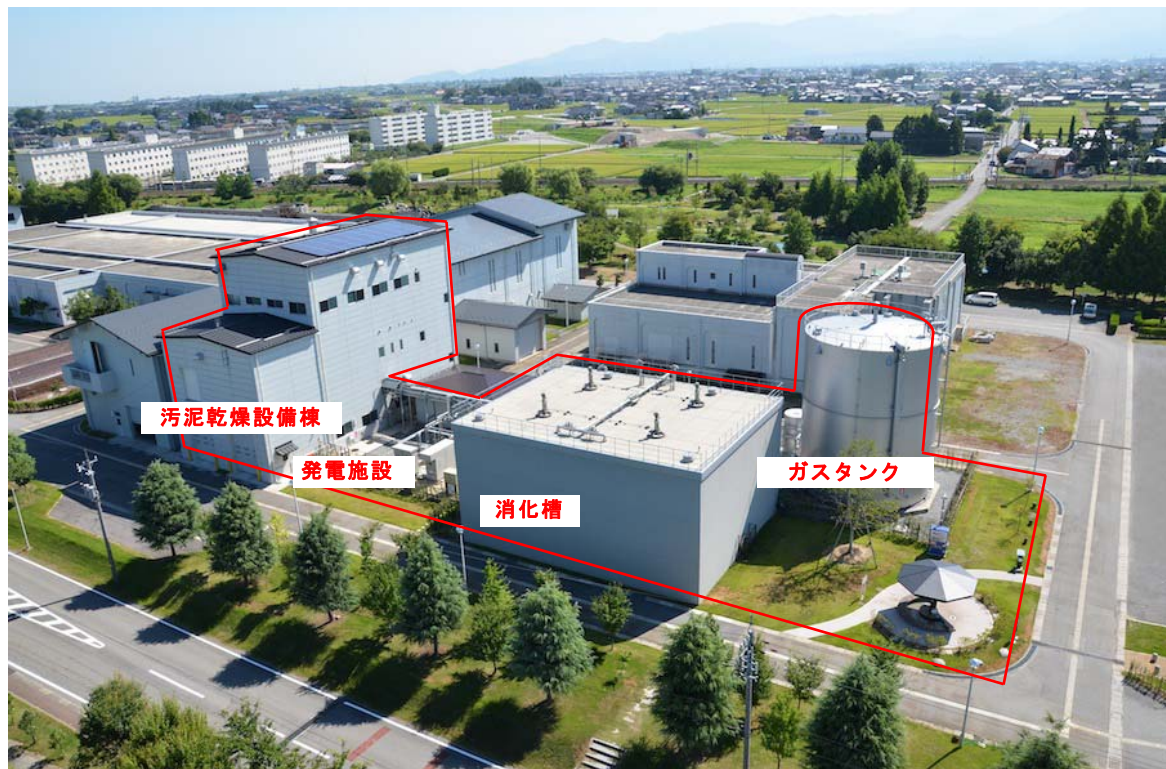
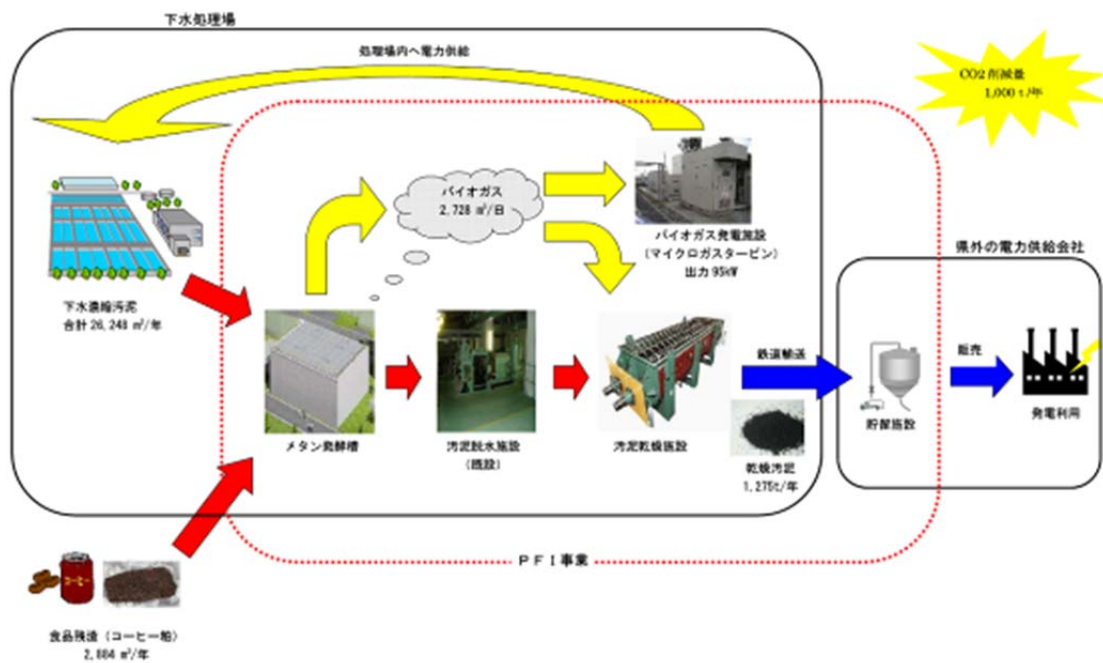
3.2.3 PFIの事業スキーム

SPCは黒部Eサービス株式会社で、代表企業は水ing株式会社、構成企業として株式会社荏原製作所の2社で構成され、以下の事業スキームとなっている。



P F I 事業の概要

P F I 事業による黒部市下水道バイオマス利活用取組



3.2.4 事業効果

本事業におけるPFIの導入・事業実施による主な事業効果（メリット）は、以下のとおりである。

（１）建設コストの削減（VFM計算）

特定事業の評価時に算定されたVFMは、4.1%（154百万円）削減された。

項目	通常の方法 (PSC-LCC)	PFI方式 (PFI-LCC)	削減効果 (VFM)
財政負担額（百万円）	3,754	3,600	154
指数（%）	100	95.9	4.1

（２）安定かつ適正な汚泥処理を実施

最新のバイオマス利活用技術の活用により、安定した処理と適切な処理が可能となり、バイオマスエネルギーの効果的な回収や副生成物の有効利用や流通先の確保が可能となった。

（３）行政コストの削減

本事業に係わる設計・建設・維持管理・運営の事業全般をSPCに委ねることにより行政コストが削減された。

3.2.5 事業実施にあたっての課題

本事業におけるPFIの導入・事業実施の主な課題は、以下のとおりである。

（１）事務処理が過大

黒部市では初めての、また下水道バイオマスエネルギー利活用施設として国内で初めてのPFI事業であり、市側のPFI事業の実施までの準備に、かなりの事務労力を要することが課題。

（２）環境部局との協議

本事業のバイオマスは、下水道汚泥の他に一般廃棄物（農集排汚泥、浄化槽汚泥、ディスポーザ由来の生ごみ）、産業廃棄物（コーヒー粕）を対象としているため、県環境部局との協議が必要となる。その協議に不測の日数を要することが課題。

（３）官民リスク分担

官民リスク分担の適正化を図り、官民双方が魅力ある事業とすることが課題。
なお、本事業ではインセンティブを導入している。

3.3 稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業

3.3.1 PFI事業概要及び事業内容

(1) 事業概要

本施設は、従来最終処分場で埋立て処分していた家庭からの生ごみをメタン発酵することにより 1/10 以下に減容化し、これにより最終処分場の寿命を延ばすことを目的としている。さらに、メタン発酵から得られるバイオガスによりエネルギー回収を行うことで温暖化ガスを抑制するシステムである。

また、一部直接埋立てを行っていた下水道汚泥、水産廃棄物等についても、併せて処理を行うことで、生ごみ等の処理能力は、計画では一年間で約 7,300 t と、稚内市内で発生する生ごみをほぼ全量処理することが可能な施設である。

(2) 事業内容

項 目	内 容
施設名称	稚内市バイオエネルギーセンター
事業方式	PFI 事業（BTO方式）
総事業費	3,225百万円
事業期間	設計・建築期間：平成22年4月～平成24年3月 維持管理運営期間：平成24年4月～平成39年3月
事業者選定	総合評価一般競争入札方式
事業者（SPC）	稚内エネサービス株式会社 （株）大林組、三菱化工機（株）、石塚建設興業（株）
システム概要	①処理方式：中温メタン発酵方式（無動力攪拌式発酵槽） ②施設規模：平均20.09t/日（最大34t/日） ③バイオガス発生量：3,136Nm ³ /日
施設概要	①敷地面積：5,150m ² ②メタン発酵槽：1,500m ³ ③ガスホルダー：250m ³ ④堆肥保管庫：127.5m ²

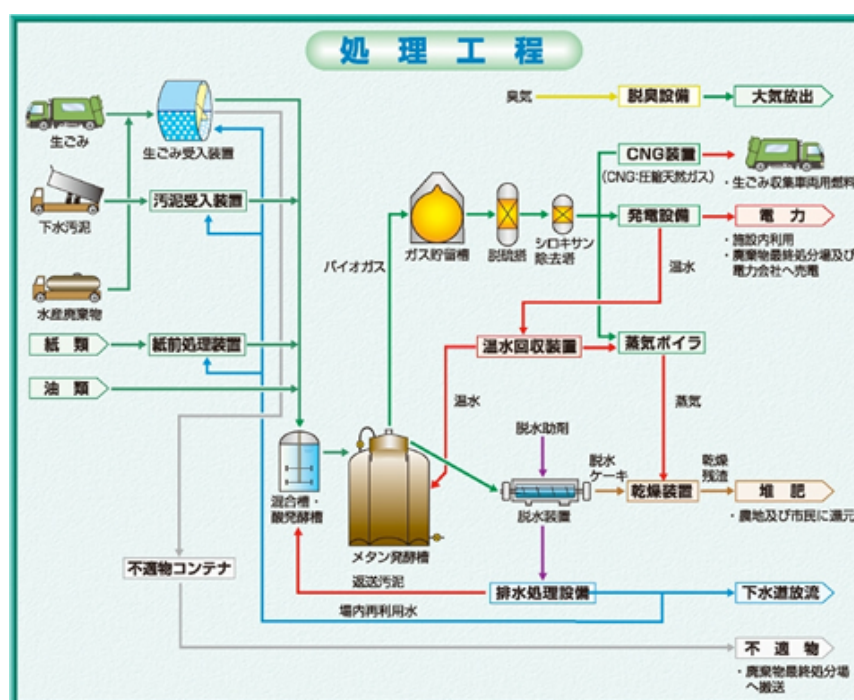
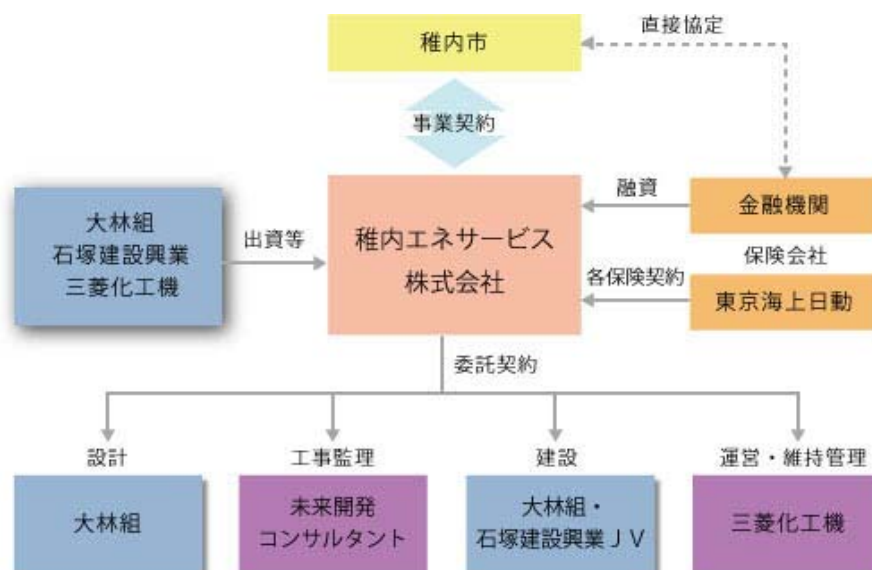
3.3.2 事業実施経過

本業務におけるPFI手続きの実施経過(事業契約締結まで)を以下に示した。

時 期	項 目
平成21年5月20日	実施方針の公表
平成21年6月26日	実施方針に対する質問等への回答の公表
平成21年6月30日	特定事業の選定・公表
平成21年7月15日	入札公告、入札説明書等の交付・公表
平成21年7月21日	基本協定書(案)及び事業契約書(案)の公表
平成21年8月6日～8月13日	入札参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成21年8月19日	入札参加資格審査結果の通知
平成21年10月30日	入札書及び事業提案書の受付
平成21年12月21日	落札者決定・公表
平成22年1月7日	基本協定の締結
平成22年2月22日	特定事業契約に関する議会承認
平成22年4月1日	特定事業契約締結

3.3.3 P F I の事業スキーム

P F I 事業の概要



3.3.4 事業効果

特定事業の評価時に算定されたVFMは、5.9%（118 百万円）削減された。

項目	通常の方法 (P S C - L C C)	P F I 方式 (P F I - L C C)	削減効果 (V F M)
財政負担額 (百万円)	1,980	1,862	118
指数 (%)	100	94.1	5.9

3.3.5 事業実施にあたっての課題

本事業における P F I の導入・事業実施において課題や苦労した事項は、以下のとおりである。

(1) スケジュール的にタイト

本施設は環境省の助成制度である循環型社会形成推進交付金のメタン回収施設（高効率原燃料回収施設）として整備したが、同助成制度が平成 23 年度末までの時限制度であったことから、スケジュール的にタイトなものであった。

(2) 施設稼働後の管理運営

施設建設の要求水準において処理対象物のごみ量設定が過大であったため、施設稼働後の管理運営の課題となっている。

3.4 田原町新リサイクルセンター整備等事業

3.4.1 事業内容

(1) 事業名

(仮称)新リサイクルセンター整備等事業

(2) 事業概要

本事業は、P F I 法に基づき、田原町、赤羽根町及び渥美町が共同して実施する事業であり、事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、事業者選定の審査は、はじめに参加を希望する事業者に対して資格審査を行い、その通過者から提出された技術提案書類に関する審査を審査委員会において第一次審査と第二次審査の2段階に分けて行った。その結果、A社を始めとする5社を事業者として決定した。

事業者は、特別目的会社(S P C)を設立し、事業期間中3町が無償貸与する事業用地において、3町より搬入される一般廃棄物の処理を行うごみ炭化施設(新リサイクルセンター)の設計・施工を行うとともに、当該施設を一定期間保有し、施設の運営・維持管理までを一括して行うものとする。加えて、生成された固形燃料の有効な利用先の確保を行うものとする。

事業方式は、S P Cが新リサイクルセンターを設計・建設し、15年間施設を所有、運営維持管理した後、3町に所有権を移転するB O T (Buid Operate Transfer)方式とする。なお、事業期間終了にともなってS P Cは、当該施設の所有権を3町に簿価を前提とした有償で譲渡するものとする。

3町は、S P Cに対して施設の設計・施工業務及び事業期間の維持管理・運営業務に相当する対価を処理委託料として支払う。ただし、S P Cは施設の設計・施工に要する費用を自ら調達するものとする。

(3) 事業者 (S P C)

C株式会社

代表取締役 ○○△△

構成員 F社(プラントメーカー、本社:K市)

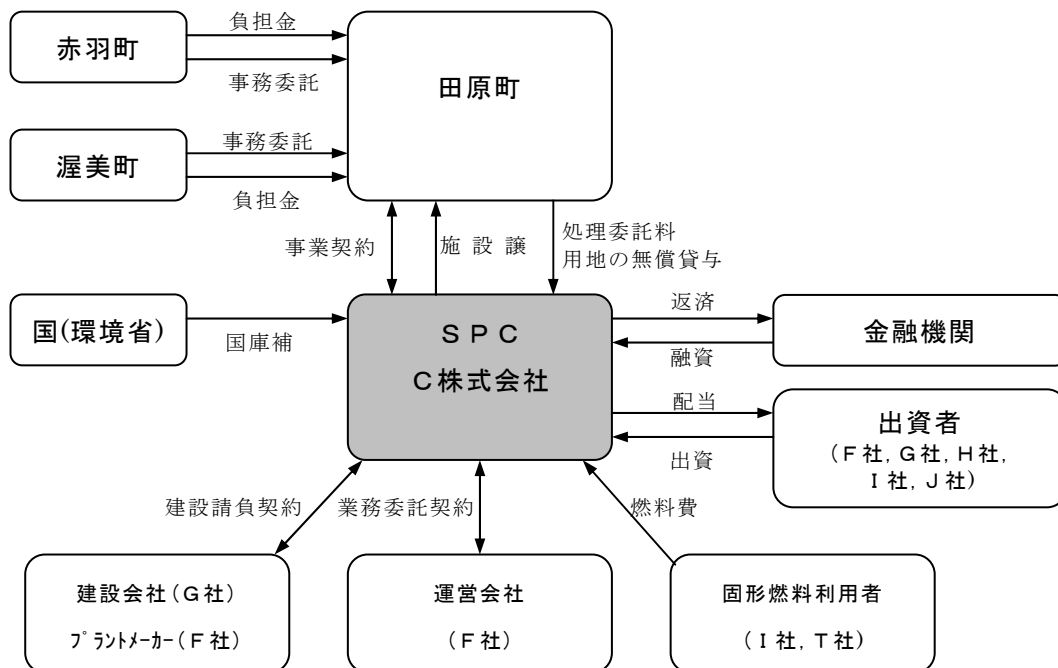
G社(建設会社、本社:□□)

H社(リース会社、本社:K市)

I社(鋼板会社、本社:K市)

J社(コンサルタント会社、本社:K市)

(4) 事業スキーム



(5) 事業場所

愛知県渥美郡田原町緑が浜地内（敷地面積：約 12,000 m²）

(6) 事業範囲

リサイクルセンターの設計・施工、運営・維持管理、炭化物の販売

(7) 事業期間

- ・建設期間：平成 15 年 4 月～平成 17 年 3 月（2 年間）
- ・運営期間：平成 17 年 4 月～平成 32 年 3 月（15 年間）

(8) 事業方式

BOT（Build Operate Transfer）方式

G株式会社がリサイクルセンターを建設し、15 年間所有、運営・維持管理した後、3 町に所有権を有償で移管

(9) 事業規模

約 100 億円

(10) 施設概要

1) 処理方式及び特長

流動床式炭化システム

- ・高品質の炭化物製造が可能
- ・炭化物組成(可燃物)の調整が可能
- ・設備がコンパクト
- ・炭化炉内に駆動部がなく、維持管理が容易
- ・設備の起動や停止が安全かつ容易

2) 処理能力

60 トン/日 (30 トン/日×2 系)

3) 処理予定量

約 16,000 トン/年

4) 生成炭化物

電気炉製鋼用として I 社と T 社 S 製造所に販売 (I 社はコークス燃料の代替品、T 社は保温材の代替品として利用)

(1 1) 構成員の役割分担

各企業のノウハウを結集したコンソーシアムを形成し、G 株式会社と共に共同出資するとともに、以下の役割分担で同社と債務契約を行う。

- ・ F 社 プラント設備の設計、施工、維持管理
- ・ G 社 建築設備の設計、施工、維持管理
- ・ H 社 ファイナンス、経理事務
- ・ I 社 炭化物の利用、回収された金属類のリサイクル
- ・ J 社 環境アセスメント、測定分析

(1 2) 事業効果 (財政負担の軽減)

民間事業者の創意と工夫をこらした施設の設計、施工そして維持管理運営までを一括して委ねるため、事業の合理化、効率化が図られ、本事業を P F I 方式により実施したことにより事業期間中における 3 町の負担総額は、直接実施する場合と比較して約 31% 縮減された。

3.4.2 事業経過

P F I アドバイザー業務委託	平成 12 年 4 月
導入可能性評価	平成 12 年 11 月
実施方針公表	平成 13 年 9 月 20 日
特定事業の選定公表	平成 13 年 10 月 31 日
募集要項告示	平成 13 年 12 月 7 日
募集要項配布	平成 13 年 12 月 7 日～12 月 18 日
募集要項説明会	平成 13 年 12 月 18 日
資格審査書類等受付	平成 13 年 12 月 19 日～12 月 27 日
参加資格確認結果通知	平成 14 年 1 月 11 日
第 1 回審査委員会	平成 13 年 12 月 25 日
募集要項質疑受付	平成 14 年 1 月 15 日～ 1 月 21 日
募集要項質疑回答	平成 14 年 2 月 4 日
第 2 回審査委員会	平成 14 年 1 月 21 日
提案書類提出	平成 14 年 4 月 1 日～ 4 月 5 日
提案書類に関する内容確認等	平成 14 年 4 月 25 日
第 3 回審査委員会	平成 14 年 4 月 25 日
第一次審査結果通知	平成 14 年 5 月 1 日
第 4 回審査委員会	平成 14 年 5 月 22 日
第 5 回審査委員会	平成 14 年 5 月 29 日

優先交渉権者の選定公表	平成 14 年 5 月 29 日
基本協定締結	平成 14 年 6 月 26 日
提案審査講評公表	平成 14 年 10 月 29 日
事業契約締結	平成 14 年 12 月 16 日

3.4.3 手続について

(1) P F I 導入可能性評価

1) 事業方式の検討

事業の枠組みとして、R D F^(注)製造施設を整備し製造されたR D Fを有効活用するという事業形態を前提に、P F I 導入可能性について検討を進めてきた。

R D Fは、このところの技術進歩により、製造設備や利用形態が多様化してきている。また、R D Fと類似した廃棄物のエネルギー利用の形態として、炭化方式という技術がある。近年、この炭化方式は、検討する企業や市町村が増加しており、すでに導入を決定した市町村もある。

以上、資源循環型社会を見つめ総合的に判断した結果、R D F化方式と炭化方式をごみ固形燃料化技術として位置づけ、両者を事業方式の検討対象とし、募集に際しての前提条件や具体的な募集方式の枠組みについて、検討を行うこととする。そして、この方式の中からいずれを選択するかは企業の判断として提案を求め、その中から最も優れた提案を選択することが田原町、赤羽根町及び渥美町にとって望ましい形であると考えられる。

(注) R D F : Refuse Derived Fuel ごみ由来の燃料

2) 募集にあたっての前提条件

- ① 3 町の一般廃棄物を受け入れる固形燃料化施設の設計・建設(資金調達)・運営
- ② 事業用地は約 1 ha を無償貸与(固形燃料化施設の建設のみの場合は約 1 ha を無償貸与、固形燃料利用施設を併せて建設する場合は別に約 1ha を有償貸与する。)
- ③ 生成される固形燃料の利用先の確保

3) 事業フレーム

P F I 事業のフレームを図示すると次のようになる(図略)。

4) P F I 導入のメリット

本事業は、次にあげる理由により P F I 導入が効率的であると考えられる。

- ① V F Mの存在(財政負担の軽減)
P F I 方式のいずれのケースについても V F Mの向上が見込まれ、公共側の財政負担の軽減がみられる(ケース略)。
- ② 民間事業者による固形燃料(R D F等)受け入れ先の提案
従来方式で実施した場合、固形燃料の利用先の確保は公共側で準備しなけ

ればならないため、事業が硬直的になりがちである。それに対して、P F I 方式を導入することにより、民間事業者より固形燃料の利用方法の提案を求めることが可能となる。また固形燃料をR D Fに限定しないことで、より多くの利用方法の提案を受け入れることが可能となる。

③ 事業の連携性

従来方式は、設計・施工・維持管理・運営について業務が別々に実施されるため、事業の連携性が乏しい。それに対してP F I 方式の場合、設計から維持管理まで一括で実施するため一貫性があり、事業の合理化や効率化を期待することができる。

④ 適切なリスク移転によるリスクの分散

これまでの公共事業は、公共側が多くリスクを負っていた。しかし、P F I 方式では、リスクを適切に民間事業者に移転することにより、公共側のリスクを軽減することができ、V F Mも向上する。また、民間事業者にリスクを負わせることにより責任ある事業の遂行等が期待できる。

⑤ P F I 事業への民間企業参画の見込み

本事業に対しては、民間事業者の関心が高く、自ら検討調査重ねP F I 事業への参画を積極的に考えている事業者が複数いる。こうした民間企業の意欲を適正に活かし、P F I 事業として進めることにより地域にとってさらに魅力的な事業面における工夫が提示される可能性もあるものと考えられる。

(2) 実施方針

1) 事業名称

(仮称)新リサイクルセンター整備等事業

2) 公共施設等の種類

名 称：(仮称)新リサイクルセンター

建設場所：愛知県渥美郡田原町緑が浜地内

施設概要：田原町、赤羽根町及び渥美町の一般廃棄物を受け入れ固形燃料化させる施設

3) 公共施設等の管理者等

田原町長 白井 孝市

4) 事業目的

本事業は、3町より搬入される一般廃棄物を固形燃料化して処理するとともに、その固形燃料の利用先の確保を行い、有効活用を図ることを目的とする。また、資源循環型社会の一助となる施設として地域社会に貢献することを期待する。

5) 事業期間

事業期間は、建設期間及び供用開始後の運営期間15年間とする。なお、事業期間終了にともなってS P Cは当該施設の所有権を3町に簿価を前提とし

た有償で譲渡するものとする。ただし、事業期間終了後における当該施設の運営については、運営開始後 13 年目（事業期間終了 3 年前）の時点において、3 町と S P C の協議により決定するものとする。

6) 事業方式

事業方式は、S P C がごみ固形燃料化施設を建設、15 年間所有し、維持管理・運営した後、3 町に所有権を移転する B O T 方式とする。

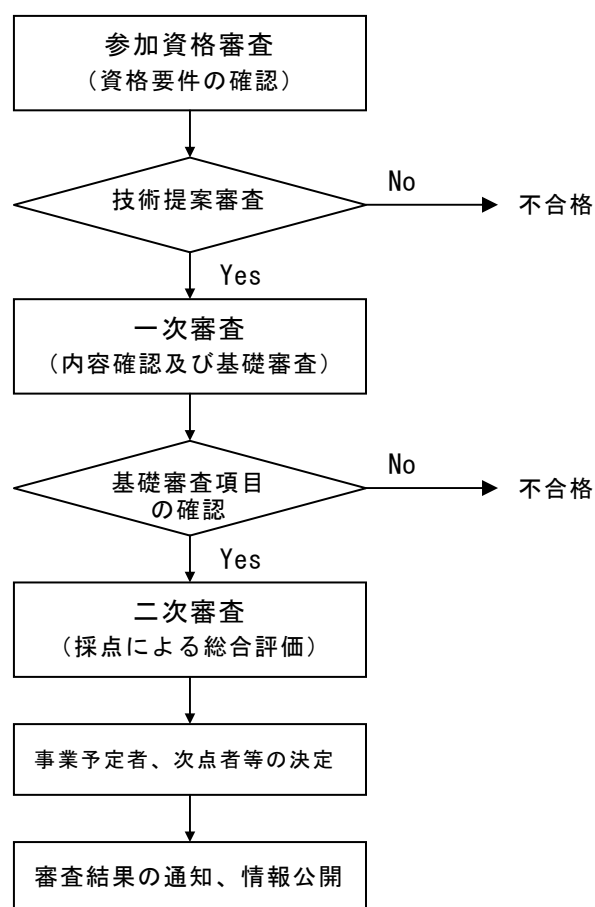
7) リスクの分類・負担

3 町と S P C のリスク分担は、原則として公民役割分担表によるものと想定している。なお、詳細な責任分担については、優先交渉権者が決定した後に協議を行い、事業契約において明確にする。

3.4.4 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

事業者選定の審査は、はじめに参加を希望する事業者に対して資格審査を行い、その通過者から提出された技術提案書類に関する審査を、審査委員会において第一次審査と第二次審査の 2 段階に分けて行った。



審査方法のフロー図

1) 参加資格審査

参加資格審査については、申請書類にて募集要項に提示した参加資格要件を満足しているかどうかを確認し、要件を満足しない応募者は資格審査不適合者、要件を満足する応募者は参加資格審査通過者として応募者に通知した。なお、資格審査通過者のみが技術審査に応募可能とした。

2) 第一次審査

第一次審査では、提案内容の確認を主目的として、技術提案書類を提出した全ての応募者に対して提案内容の聴取及び質疑を審査委員会にて行った。これらの内容確認を踏まえ、各提案に関する協議を行い、応募者の提案内容が『公表資料の審査方法について』において公表した「技術的条件に対する適合性」、「事業計画の健全性の確認」及び「提案内容の明確性」の3つの視点からそれぞれについて評価項目の条件を満たしているかどうかの確認を行い、全ての条件を満たしている場合を合格とした。

3) 第二次審査

第二次審査では、第一次審査を通過した技術提案に対して、審査委員会にて定められた審査項目及び審査基準に基づいて各提案を採点する方式を採用し、経済的要素だけではなく、技術的要素、社会的要素等様々な角度から総合的に審査を行った。

審査委員会では、採点により各提案の順位付けを行い、最得多点となった応募者を優秀提案として選定することとした。

なお、提案価格に関する事項（第二次審査項目①：財政運営の効率化に寄与する経済性）と提案内容に関する事項（第二次審査項目②：導入技術の信頼性～⑤リスクの考え方）の両者の配点を1対1の比率とした。その際、それぞれの採点の考え方は以下のとおりである。

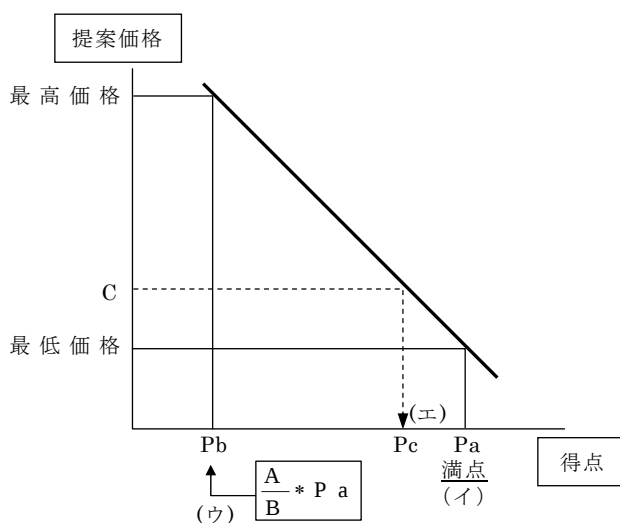
【提案価格に関する事項】

① 財政運営の効率化に寄与する経済性

応募者の提案価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行った。

【考え方】

- (ア) 採点対象となる提案価格は、「3町が支払う処理委託料総額の現在価値」（以下「提案価格」という。）とする。
- (イ) 応募者中で最低価格（A）を提示した提案を基準とし、それに満点（Pa）を付与する。
- (ウ) 他の応募者の得点の算出は、はじめに、応募者中で最高価格（B）を提示する提案と最低価格の提案より、最高価格に対する最低価格の割合（A/B）を求め、それに配点である満点（Pa）を乗じることにより最高価格の提案の得点（Pb）を付与する。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する価格（C）を提示した提案の得点は、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに提案価格を当てはめ、算出される得点（Pc）を付与する。



【提案内容に関する事項】

- ②導入技術等の信頼性等
- ③環境保全性からみた処理システムの合理性
- ④循環型地域社会への貢献性
- ⑤リスクの考え方

上記した提案内容に関する4つの審査項目については、公表資料の『審査方法について』に示した審査項目とその評価の視点に関して、審査委員会にて決定した以下のような採点基準に基づいて採点を行った（公表資料略）。その際、第二次審査項目の②～⑤のうち、以下に示す5事項について重点審査事項として採点基準を他の事項と差別化し、配点を5点と設定し、他の事項の配点は3点とした。なお、審査事項に関する詳細な配点については、次頁の「審査項目及びその評価の内容・考え方と配点一覧」のとおりである。

「審査項目及びその評価の内容・考え方と配点一覧」

③環境保全性からみた処理システムの合理性
Ⅰ 環境保全対策
Ⅲ 住民対策（情報公開等）
④循環型地域社会への貢献性
Ⅱ 固形燃料の活用先の確保
Ⅲ 固形燃料の活用方法
⑤リスクの考え方

「提案内容に関する事項の採点基準」

採点基準	配点3 の場合	配点5 の場合
優れている	3	5
どちらかというと優れている	2	3
条件を満足している（普通）	1	1
条件を満足していない（優れているとはいえない）	0	0

[審査項目及びその評価の内容・考え方と配点一覧]

審査項目		評価の内容・考え方	配点
①	財政運営の効率化に寄与する経済性	・三町総負担額を現在価値換算したものを得点化	58
② 導入技術の信頼性			
I	導入実績及び安定性	・実用炉あるいは実証炉の実績、施設の安定稼動について評価	3
II	提案内容の技術的適合性	・提案内容の技術的な適合性について評価	3
III	安全性(防災性, 労働安全性 等)	・非常時において安全性が確保されているかについて評価 ・作業の安全性や作業環境の対策が確保されているか評価	3
IV	建設計画	・施設配置, 車両動線計画等, 装置・機器類レイアウト, 機器銘柄, 建築計画, 建設計画, 建設工程施工監理について評価	3
V	運転計画	・自動化・省力化, 運転計画, 運転目標, 品質管理について評価	3
VI	保全計画	・整備・補修, 点検について評価	3
小 計			18
③ 環境保全性からみた処理システムの合理性			
I	環境保全対策	・環境保全に対する対策が行われていること	5
II	環境基準の遵守(保証範囲)	・保証基準値をどのように設定しているか ・自主上乗せ基準の有無とその値について評価	3
III	住民対策(情報公開 等)	・住民対策が確実に行われていること	5
IV	最終処分方法	・不適物, 残さ物等の搬入方法の確認 ・リサイクル製品の輸送ルートの確認 ・最終処分量の評価	3
小 計			16
④ 循環型地域社会への貢献性			
I	資源化能力	・ごみの資源化の過程について評価	3
II	固形燃料の活用先の確保	・一定量の固形燃料を安定的かつ適切な価格で取引できる先が確保されているか ・有効活用による地域社会への貢献の評価	5
III	固形燃料の活用方法	・生成された固形燃料が適切な方法で利用されているか評価	5
IV	見学者対応施設及び見学者対応の考え方	・条件を満足しているかどうか確認 ・見学者対応に関する考え方(取り組み姿勢等)について評価 ・循環型地域社会形成へのPR効果	3
V	地域適合性	・景観, 外構計画, 緑化, 地域調和について評価	3
小 計			19
⑤ リスクの考え方			
リスクの考え方		・本事業におけるSPCのリスク管理の方針及びその対策が、明確で妥当性のある提案であること	5
小 計			5
合 計 (②～⑤)			58
総合計 (①～⑤)			116

(注) 網掛けした項目は、公表資料『審査方法について』で重点審査事項として示した項目である。

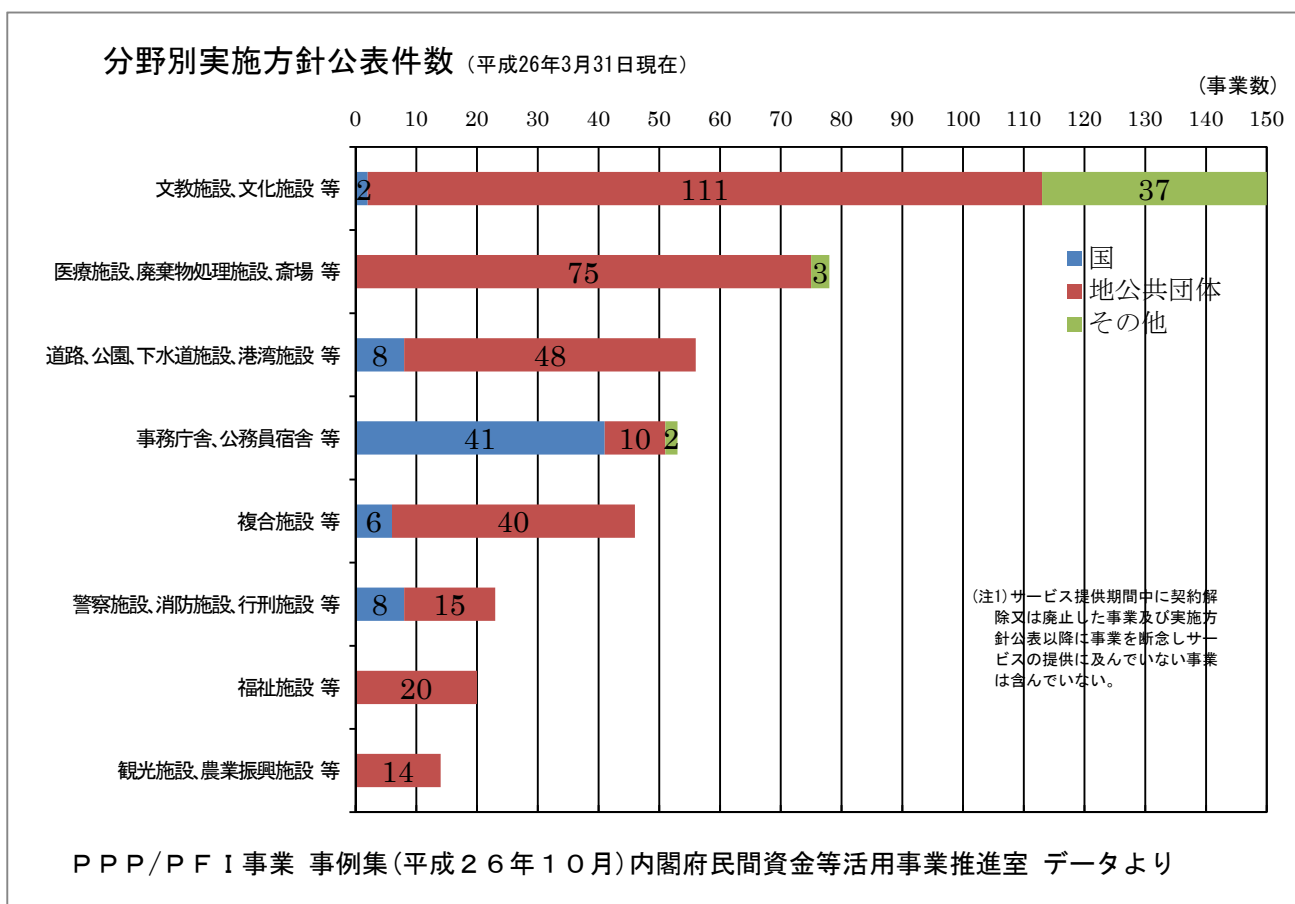
3.5 P F I 事業の実施状況

平成 25 年度末で実施方針が公表された P F I 事業は、全国で 440 件となっている。

【解説】

平成 26 年 3 月 31 日までに実施方針が公表された P F I 事業は、国の事業 65 件、地方公共団体の事業 333 件、特殊法人等の事業その他 42 件の計 440 件である。

施設別にみると、教育と文化関連施設が 150 件（34％）で最も多く、次いで健康と環境関連施設 78 件（18％）、まちづくり関連施設 56 件（13％）、庁舎と宿舍関連施設 53 件（12％）が多い。いわゆる「ハコモノ施設」での実施件数が多いのが特徴である。



第 4 章 *P F I* 関係用語の説明・関係図書

4.1 関係用語の説明

	用 語	説 明
あ	イコール・フッティング (Equal Footing)	共通の土台作り。P F I 事業と従来型公共事業で行った場合に、従来型公共事業のコスト面での優位差を除去又は相殺（地方自治体等が国から供与を受けている補助金、地方交付税の他、自治体の起債による低利資金調達、非課税措置等）して比較すること。
い	インフォメーションパッケージ	対象となっている農業集落排水事業の財務状態や施設状態について、現状を客観的に示す資料
う	運営権対価	公共施設等を運営して利用料金を収受する権利に対する対価
え	S P C (Special Purpose Company)	特別目的会社＝事業目的などを限定した商法上の株式会社。P F I 事業では、事業推進のために、参加企業がそれぞれ出資して設立する会社をいう。
き	キャッシュフロー (Cash Flow)	資金の流れ、若しくは、その結果としての資金の増減を指し、資金の流入と、資金の流出から実際の資金の動きを捉えるもの。
け	現在価値 (P V : Present Value)	想定される期間の総費用を現在の価値に換算したもの。この場合に用いられる割引率は、一定期間の長期金利の推移を基にして設定される。
こ	公共施設等運営権	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のことを指す。
	コンソーシアム (consortium)	特定の事業を実施するために複数の企業等が結成した企業体。P F I では、設計、建設、運営・維持管理(清掃、警備等)等の業務が多岐にわたるため、それぞれの企業が共同企業体を結成する。その共同企業体が S P C の母体となる。
さ	債務負担行為	国、地方公共団体が複数年にわたる債務の履行に関して設定することが多い。国の債務負担行為の設定限度は従来 5 年度であったが、P F I 事業については 30 か年度まで延長されている。また、地方公共団体には、地方自治法上の期限の定めはない。債務負担行為の設定には議会の議決を得る必要がある。また、当該年度の支出額は、歳入歳出予算に計上する必要がある。
	残存価値	購入価額より減価償却累計額を控除した残額。
す	随意契約	地方公共団体が、任意に選定した相手方と契約を締結する方法。地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり（地方自治法第 234 条の 2）、随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に掲げる要件に該当する場合のみ可能。都道府県、政令指定都市においては地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条の要件を満たすときのみ可能。
せ	性能発注	発注者が施工方法・資材などを詳細に規定した設計書及び仕様書等を事業者を示す発注方法(仕様発注)ではなく、事業者の創意工夫を十分に生かすために、最終的なサービスの内容・水準を示すことにとどめる発注方法。
た	ダイレクトアグリーメント (Direct Agreement)	直接協定。民間事業者に事業を委託している公共と民間事業者に対する貸し手である金融機関との間で直接結ばれる契約。民間事業者の経営が行き詰まった場合、公共が民間事業者との事業契約を解除する前に、貸し手である金融機関が直接その事業に介入する権利(Step in Right)を与えることによって、事業再建を図る機会を与えること。又、公共にとっても金融機関の資金供給停止や担保権の実行に際し、事前に調整する機会を持つことによって急な公共サービスの停止を防ぐことができる。

	用 語	説 明
た	W T O 政府調達に関する協定	1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。W T O 政府調達に関する協定では、国のみならず都道府県、政令指定都市及び政府関係機関の行う基準額以上の調達契約も対象とされたため、協定に定められた手続を担保するために、入札・契約の具体的な手続を定める「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日施行政令第 372 号）が制定された。
て	デュー・ディリジェンス (Due diligence)	ある行為者の行為結果責任をその行為者が法的に負うべきか負うべきでないかを決定する際に、その行為者がその行為に先んじて払ってしかるべき正当な注意義務及び努力のこと。
と	特例政令	W T O 政府調達に関する協定において対象とされた調達については、都道府県、政令指定都市における基準額以上の調達契約も対象とされたため、協定に定められた手続を担保するために制定された、入札・契約の具体的な手続を定める「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成 7 年 11 月 1 日付け政令第 372 号)のこと。P F I 事業においても、契約の主目的である調達が協定の対象となる場合は、特例政令が適用されるため留意が必要である（「地方公共団体における P F I 事業について」平成 12 年 3 月 29 日付け自治画第 67 号自治事務次官通知）。
ひ	P S C (Public Sector Comparator)	公共が従来どおり公共事業を実施した場合のコスト。この場合、建設コストの外に想定される契約期間を通じて発生する維持管理・運営に要する経費及び解体撤去費等並びに民間事業者に移転したリスクを定量化したもの等を含んだ総費用である（割引率を用いて、現在価値に換算する場合が多い）。
	P F I (Private Finance Initiative)	従来、国や地方公共団体が行ってきた公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用することによって、効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る新しい事業手法である。
ふ	V E (Value Engineering)	提示された設計図書に対して、施設、整備の価値向上を目的に機能面、コスト面の観点から行われる技術提案のこと。
	V F M (Value For Money)	一般に、「支払（公的財政負担）に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。 V F M は、従来方式での公共事業の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（P S C）と P F I 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（P F I 事業の L C C）を比較することにより算出される。
	プロジェクトファイナンス	あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。また、担保は当該事業に関連する資産（契約上の権利を含む。）に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は原則としてない。
ら	ライフサイクルコスト (LCC:Life Cycle Cost)	施設の企画、設計、施工、監理、維持管理、運営、修繕その他事業の終了までに掛かる総費用（割引率を用いて、現在価値に換算する場合が多い）。
わ	割引率	現在価値を算出する際に用いる利率。

4.2 P F I の関係図書（本マニュアルの参考図書含む）

【関連法令等】

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（法律第 117 号 平成 11 年 7 月制定、平成 25 年 6 月改正）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針
（総理府告示第 11 号 平成 12 年 3 月制定、平成 25 年 9 月改正）
- ・ 地方公共団体における P F I 事業について
（平成 12 年 3 月 29 日自治事務次官通知）
- ・ P F I 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について
（平成 12 年 3 月 29 日自治省財政局長通知）

【ガイドライン等（内閣府民間資金等活用事業推進室）】

- ・ P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン
（平成 13 年 1 月制定、平成 26 年 6 月改正）
- ・ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン
（平成 25 年 6 月制定）
- ・ P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
（平成 13 年 1 月制定、平成 25 年 9 月改正）
- ・ V F M（Value For Money）に関するガイドライン
（平成 13 年 7 月制定、平成 26 年 6 月改正）
- ・ 契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー
（平成 15 年 6 月制定、平成 25 年 9 月改正）
- ・ モニタリングに関するガイドライン（平成 15 年 6 月制定、平成 25 年 9 月改正）
- ・ P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的な考え方（平成 21 年 4 月制定）
- ・ P F I 事業契約との関連における業務要求水準の基本的な考え方
（平成 21 年 4 月制定）
- ・ 地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続き簡素化マニュアル
（平成 26 年 6 月制定）

【関連他事業手引き等（他省庁）】

- ・ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）
（平成 26 年 3 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- ・ 水道事業における民間連携に関する手引き
（平成 26 年 3 月 厚生労働省健康環境水道課）
- ・ 市町村浄化槽整備計画策定マニュアル<官民連携による浄化槽の積極的な普及促進に向けて>
（平成 26 年 2 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室）

【書籍等】

- ・英国建設産業協議会編（五十畑弘・廣實正人訳）「P F I 実践ガイド」
（平成 10 年 9 月 日経 B P 社）
- ・井熊均「P F I 公共投資の新技术」（平成 10 年 5 月 日刊工業新聞社）
- ・㈱コーエイ総合研究所「Q & A 日本版 P F I のすべて」
（平成 11 年 4 月 東洋経済新報社）
- ・地域総合整備財団 P F I 調査チーム編著「自治体 P F I ハンドブッケー制度の仕組み
とやさしい実務ー」（平成 14 年 3 月 ぎょうせい）
- ・野田由美子「P F I の知識」（平成 15 年 1 月 日本経済新聞社（日経文庫））
- ・井熊均編「実践！ P F I 適用事業～分野別事業化の手引き」
（平成 15 年 2 月 ぎょうせい）
- ・N P O 日本 P F I 協会編「P F I で施設ができた 完成事例研究」
（平成 15 年 5 月 月相模書房）
- ・田中毅弘「建設技術者のための P F I 入門」（平成 15 年 11 月 ㈱技術書院）
- ・P F I 事業研究会編著「P F I 事業採用のための V F M 評価の手引き」
（平成 15 年 12 月 大成出版社）
- ・三井真「行政マンのための自治体 P F I 相談室」（平成 16 年 8 月 東洋経済新報社）

【w e b サイト】

- ・内閣府内閣府民間資金等活用事業推進室
<http://www8.cao.go.jp/pfi/>
- ・財団法人 地域総合整備財団（ふるさと財団）自治体 P F I 推進センターホームページ
<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
- ・(社)建設コンサルタント協会 P F I 専門委員会
平成 15 年 6 月「建設コンサルタントにおける P F I 事業の Q & A」
<http://www.jcca.or.jp/>

第5章 PFI 関係法令等

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（ＰＦＩ法）

施行 日等	内 容
H11. 7 制定	- 我が国においてＰＦＩを実施する上で基本となる法律である。 - 全 23 条からなり、理念、手続き、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。
H13. 12 改正	- 公共施設等の管理者等の範囲の拡充 ＰＦＩ事業の実施を民間に委ねようとする公的主体として定義付けられている「公共施設等の管理者等」に、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長を追加し、当該機関の長が管理する公共施設等の整備等についてもＰＦＩ事業で行うことが可能となる。 - 行政財産の貸付けに関する特例措置の導入 行政財産への私権の設定等の制限を、ＰＦＩ事業で行政財産である土地を活用し、民間事業者が施設等を建設・運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式を行う場合に、ＰＦＩ事業者に対し、ＰＦＩ事業の用に供する範囲内において、行政財産の貸付が可能となる。当該貸付は、公共施設等と民間施設を合築する場合、当該複合施設の底地についても可能となる。
H17. 8 改正	- 行政財産の貸付けの拡充 公共施設等と民間施設を合築する場合以外の形態による民間施設併設の場合にも、底地について行政財産の貸付が可能となる。さらに、行政財産の貸付は、ＰＦＩ事業者に対してのみ可能となっていたが、ＰＦＩ事業者から譲渡された第三者についても可能となる。 - 民間事業者の選定にあたっての評価方法の明確化 ＰＦＩ事業者選定は、民間事業者の有する技術、経営資源、その他創意工夫等が十分に発揮され、価格と質のバランスのとれた提案が採用されるよう、公共施設等の管理者等は、原則として、価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとするを新たに規定された。 - その他 ＰＦＩ事業がサービス分野を対象とすることの明確化、国公有財産の有効利用について配慮する観点の明確化、ＰＦＩ事業と指定管理者制度との整合等について規定を整備された。
H23. 6 改正	- ＰＦＩの対象施設の拡充 ＰＦＩの対象施設として、新たに、①公営住宅以外の賃貸住宅、②船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星が追加された。 - 民間事業者による提案制度の導入 行政主導で実行に移されることが多かったＰＦＩ事業を民間事業者のノウハウを十分に活用するため、民間事業者が行政に対して実施方針の策定について提案を行うことができる制度が創設された。 - 公共施設等運営権制度の導入 従来主に行われてきたＰＦＩ事業は事業リスクを公共施設等の管理者等有していたが、民間事業者が創意工夫により収入の増加を図ることができる独立採算型等のＰＦＩ事業を推進する観点から、公共施設等運営権制度が導入された。 - 民間資金等活用事業推進会議の創設 ＰＦＩ事業の一層の推進を図るために、ＰＦＩ事業の推進を図るための関係省庁による「民間資金等活用事業推進会議」が創設された。 - その他 技術提案制度、実施方針の策定の見通し等の公表等についての規定が整備された。
H25. 6 改正	株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立 独立採算型等のＰＦＩ事業を推進するため、ＰＦＩ事業に金融支援等を実施する、官民連携によるインフラファンドの機能を担う株式会社民間資金等活用事業推進機構を設立するために改正された。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」
(P F I 基本方針)

施行 日等	内 容
H12. 3 告示	・ P F I 法第 4 条第 1 項の規定に基づき特定事業の実施に関する基本的な方針を定めたもの。 ・ P F I 事業における原則、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、事業の適正かつ確実な実施の確保、各種の措置・支援、P F I 推進委員会、地方公共団体における特定事業の実施等に関する基本的事項が定められている。
H24. 3 閣議決定	・ 前文の追加 P F I 事業が、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立や、行財政改革の推進に寄与するものである。 ・ 民間事業者からの提案制度関係の追加 民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努める。提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該提案を取り扱う。民間提案を踏まえ、実施方針を策定した事業に関して事業者を選定する際は、当該提案が実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案者を適切に評価すること。 ・ 公共施設等運営権関係の追加 法に規定する費用以外の金銭の負担を、実施契約に基づき運営権者に対して求める場合は、実施方針に規定すること。実施方針に利用料金に関する事項を定める場合には、運営権者の自主性と創意工夫を尊重すること、不当な差別的取り扱いをするものではないこと等に留意すること。公共施設等の利用者、債権者等の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に運営権の移転が行われるよう配慮すること。 ・ 職員の派遣等の人的援助関係の追加 民間事業者が質の高い公共サービスを提供するため必要なときに、一定期間民間事業者に派遣し、期間終了後官署に復帰すること。 ・ 民間資金等活用事業推進会議関係の追加 民間資金等活用事業推進委員会との役割の違いに留意し、相互に補完しつつ、それぞれの役割を果たすこと。
H25. 9 閣議決定	・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の追加 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、政府との緊密な連携を図りつつ、その能力を最大限発揮するよう努めること。政府は、機構の適切な運営を確保すること。 ・ アクションプランを踏まえた追加 「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「アクションプラン」という。)が策定されたこと等を受け、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」

施行 日等	内 容
H13. 1 告示	・ P F I 事業実施の上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続きについて、その流れを概説するとともに、それぞれの手続きにおける留意点を示したもの。 ・ P F I 推進委員会により、とりまとめられた。
H19. 6 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・ 審査方法の追加 専門性の高い審査事項について、専門家による審査等、適切な審査プロセスを確保する。審査の効率性・実効性を確保するため、十分な審査時間の確保、応募者による事業提案の要約版の提示等。 ・ 業者選定方式の明確化 事業者選定において総合評価方式を原則とする。

H25. 6 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・民間事業者からの提案制度関係の追加 公的不動産の有効活用の観点からも、民間の提案や発案により民間の創意工夫を活用することが管理者等及び民間事業者双方にとって有益である。民間事業者の提案を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備し、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を計画として公表することも考えられる。 ・民間事業者の募集、評価・選定の追加
	企画競争、公募型プロポーザル等競争性のある随意契約の活用が考えられ、競争性のある随意契約を採用する必要がある場合は、総合評価一般競争入札による事業者選定が考えられる。要求水準書等の作成のため、多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある場合、管理者等の判断により、競争的対話方式の活用が考えられる。公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、当該提案に対し加点評価を行うなど適切に評価すること。原則として、知的財産（高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報）に該当するものが評価対象となる。
H26. 6 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・サービス購入型P F I 事業における手続簡易化の導入 構想・計画と検討調査の一括実施 効率的なタイミング・方法によるV F Mの算出 質問回答の効率化 特定事業選定と入札公告の同時実施 審査委員会の効率的な開催 標準契約等の各種書類のひな型の提供

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」

施行 日等	内 容
H25. 6 告示	・公共施設等運営権及び公共施設等運営事業について解説したもの。 ・P F I 推進委員会により、とりまとめられた。

「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」

施行 日等	内 容
H13. 1 告示	・P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業のリスク分担等に際しての基本的な考え方、留意点等を示したもの。 ・P F I 推進委員会により、とりまとめられた。
H25. 9 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・関連法等の改定に伴う改定

「V F M (Value For Money) に関するガイドライン」

施行 日等	内 容
H13. 7 告示	・P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われるV F Mの評価について解説したもの。 ・P F I 推進委員会により、とりまとめられた。
H19. 6 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・P S C、L C C算定方法等の解説を追加 P S CとP F I－L C Cを比較する際の算定方法等の解説が追加された。 ・V F Mの本質的な課題の追加 V F Mは、P F I 事業で行うべきか否かの判断基準であること等追加された。
H20. 7 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・V F Mの評価過程や評価方法の公表を追加 公共施設等の管理者等が算定したP S C及びP F I 事業のL C Cは、原則、特定事業の選定の際に公表するが、V F Mの評価過程や評価方法についてもあわせて公表する。

H25. 6 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・ 関連法等の改定に伴う改定
H26. 6 民間資金等 活用事業推 進会議決定	・ V F M簡易判定の追加 過去に同種事業の実績が数多く存在するものについては、事業の企画段階においては、過去のP F I事業のV F Mの実績（以下「参考V F M」という。）や、過去の同種事業における実績値等を用いて算出したV F M（以下「簡易V F M」という。）により客観的な評価が可能であると考えられる。特定事業評価の段階においても、参考V F Mや簡易V F Mにより客観的な評価が可能であると考えられ、精度向上を図る場合においても、予定価格の算出に必要な精度に合わせたP F I事業のL C Cの算定によりV F M評価を行うことが適当である。

「契約に関するガイドラインーP F I事業契約における留意事項についてー」

施行 日等	内 容
H15. 6 告示	・ 多くのP F I事業契約において規定が置かれることが想定される事項ごとに、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したもの。 ・ P F I推進委員会により、とりまとめられた。
H25. 6 民間資金 等活用事 業推進会 議決定	・ 選定事業者の株式の譲渡の追加 選定事業者が事業者選定の前提とされた履行能力と同等の履行能力を有することを担保する必要があるが、必ずしも株式譲渡等の制約による必要はない。株式譲渡に条件を付す場合は、あらかじめ実施方針、入札説明書又は募集要項等、各段階に応じて可能な範囲で明記する。
H25. 9 民間資金 等活用事 業推進会 議決定	・ 関連法等の改定に伴う改定

「モニタリングに関するガイドライン」

施行 日等	内 容
H15. 6 告示	・ 国がP F I事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I事業においてモニタリング（監視）を検討する上での留意事項等を示したもの。 ・ P F I推進委員会により、とりまとめられた。
H25. 9 民間資金 等活用事 業推進会 議決定	・ 関連法等の改定に伴う改定

「P F I事業契約に際しての諸問題に関する基本的な考え方」

施行 日等	内 容
H21. 4 策定	・ 実施中のP F I事業において問題となっている契約に関する重点課題6項目取り上げ基本的考え方を整理したもの。 ①状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス対価の変更 ②管理者等による契約の任意解除 ③情報共有及び情報公開 ④中立的な第三者の関与を含む紛争調整メカニズム ⑤法令変更 ⑥モニタリング・支払メカニズムの充実 ・ P F I推進委員会により、とりまとめられた。

「P F I 事業契約との関連における業務要求水準の基本的な考え方」

施行 日等	内 容
H21. 4 策定	・実施中のP F I 事業において要求水準の策定内容により問題となっているものに対し、基本的考え方を整理したもの。 ・管理者が何を求めているのか明確に整理しきれず、民間事業者に丸投げになっている。 ・管理者の意図を民間事業者が把握しきれず、両者の認識の不一致からくる齟齬が生じている。 ・予定価格と要求水準書が不整合で、入札参加者に実現不可能な内容の要求水準を示している。 ・P F I 推進委員会により、とりまとめられた。

「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続き簡素化マニュアル」

施行 日等	内 容
H26. 6 策定	・P F I 事業実施地方公共団体から、P F I は、時間がかかる、発注手続きが面倒といった意見を踏まえ、P F I 事業の円滑化・迅速化に資する手続き簡素化について示したもの。 ・P F I 推進委員会により、とりまとめられた。

「地方公共団体におけるP F I 事業について」（自治事務次官通達）

施行 日等	内 容
H12. 3 通知	・P F I 基本方針を受け、地方自治体におけるP F I 事業についての留意点、地方自治法との関係等を示したもの。 ・P F I 事業に係る債務負担行為の位置付け、地方財政措置、税制上の措置、契約関係、公の施設関係、公有財産関係等について示されている。
H17. 10 通知	・P F I 法改正に伴う改正

「P F I 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（自治省財政局長通知）

施行 日等	内 容
H12. 3 通知	・国庫補助金が支出されるP F I 事業、地方単独事業として実施されるP F I 事業それぞれにおける地方交付税措置の考え方、資金手当てのための地方債、P F I 事業者に貸与するための土地取得に要する地方債、地方公営企業におけるP F I 事業等についての財政措置等について定めている。

Q & A

Q 1 農業集落排水事業において P F I 事業を実施する場合、農業集落排水事業の採択要件は？

P F I 事業の実施にあたっては、以下の要件を満たすことが必要である。

- ① 農山漁村地域整備交付金実施要領第 2 の⑩別紙 10-1 第 2 の 3 第 3 の農業集落排水事業整備計画に即して整備を行う農業集落排水施設において、P F I 法第 5 条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。
- ② P F I 法第 18 条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。
- ③ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と認められること。

Q 2 P F I と第三セクター方式の違いは？

P F I は民間主導で公共の出資や経営参加がない第二セクター（100% 民営）の形態をとる。第三セクターは地方公共団体と民間事業者が共同出資、経営を行い、事業の経済性や公共性の確保、地方議会の規制や予算、行財政制度の硬直化の回避などを目的とする。

Q 3 P F I 事業導入の検討段階での国の支援はあるのか？

内閣府民間事業等活用事業推進室では、平成 25 年 6 月 6 日に民間資金等活用事業推進会議決定された「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」に沿った P P P / P F I の活用を検討している地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行う P P P / P F I 事業実施に向けた導入の検討に対する支援を行っている。

Q 4 P F I 方式を導入すると、地元事業者の参入機会がなくなるのか？

P F I 方式では、P F I 事業に参画しようとする企業が、それぞれ出資して P F I 事業を推進するための S P C を設立して事業に参加する。その S P C に地元事業者（建設会社、維持管理会社等）が参加したり、S P C との業務委託により設計では土地連やコンサルタント、施工では地元建設会社、維持管理では地元維持管理会社が参加することが可能であり、地元事業者の参入機会は減らない。

Q 5 P F I では性能発注としなければならないか？

P F I では性能発注による建設コストの縮減を導入メリットの一つとして挙げているが、国土交通大臣の認定を得ている汚水処理型式による処理施設の設計・施工一括発注方式としても良い。

Q 6 地方公共団体が P F I 導入のノウハウが不十分な場合、何処に相談したら
よいか？

農業集落排水事業又は類似施設整備において P F I 導入した地方公共団体又は
アドバイザーに相談するほか、必要に応じて内閣府民間資金等活用事業推進室の
P F I 専門家派遣制度を活用することも有効である。

Q 7 要求水準書、落札者決定基準、契約書の参考例はないか？

契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意点についてー（内閣
府民間資金等活用事業推進室）や、P F I 事業契約との関連における業務要求水
準の基本的な考え方（内閣府民間資金等活用事業推進室）を参考に作成されたい。

Q 8 民間事業者が破綻した場合の措置は？

事業破綻時の地方公共団体と民間事業者各々の対応策については、破綻事由ご
とに予め契約において、具体的かつ明確に取り決めておくことが原則である。契
約において取り決める内容は、地方公共団体と民間事業者の責任及びリスクの最
適な分担が確保され、かつ市場によって支持されるものであることが必要である。

Q 9 小規模な事業を P F I で実施する場合、一連の手続きを簡易的な手法で
実施できないか？

内閣府民間事業等活用事業推進室は、平成 26 年 6 月「地方公共団体向けサービ
ス購入型 P F I 事業実手続き簡素化マニュアル」を作成し、P F I 事業の円滑化・
迅速化に資する手続き期間の短縮、事務負担の軽減について示している。

Q 1 0 P F I 事業実施する場合、民間事業者は必ず S P C を設立する必要が
あるのか？

必ず S P C を設立する必要はなく、事業規模・事業費が小さい場合には、P F
I 事業募集要件に S P C の設立を要求していない場合もある。

Q 1 1 集落排水施設の維持管理・運営を P F I 事業で実施するにあたり、民間事業者が必要とする資格は何か？

農業集落排水施設の維持管理においては、浄化槽管理士や 501 人以上の集落排水処理施設では技術管理者の資格が必要となるが、P F I 事業を実施する民間事業者に求める資格はない。

Q 1 2 集落排水施設の維持管理・運営を P F I 事業で実施するにあたり、浄化槽管理者は誰になるのか？

P F I の事業方式により異なるが、地方公共団体所有の B T O 方式及び P F I 運営権方式では、P F I 事業を実施しても、浄化槽法に基づく浄化槽管理者を市町村長とする必要がある。また、民間事業者所有の B O T 方式及び B O O 方式等では民間事業者が浄化槽管理者となり、浄化槽管理者を地方公共団体に配置する必要はない。